

令和8年3月第2回真庭市議会定例会 付議事件一覧

令和8年(2026年)2月20日 提出

議案番号		付議事件名	ページ
報告第2号	1	専決処分の報告について	3
専決第1号	2	令和7年度(2025年度)真庭市一般会計補正予算(第6号)について	10
諮問第1号	3	人権擁護委員候補者の推薦について	12
議案第4号	4	教育委員会委員の任命について	13
議案第5号	5	固定資産評価審査委員会委員の選任について	14
議案第6号	6	真庭市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	16
議案第7号	7	真庭市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	18
議案第8号	8	辺地に係る総合整備計画の策定について	102
議案第9号	9	真庭市事務分掌条例の一部改正について	104
議案第10号	10	真庭市障害者医療費給付条例の一部改正について	110
議案第11号	11	真庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	113
議案第12号	12	真庭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	126
議案第13号	13	真庭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	141
議案第14号	14	真庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	146
議案第15号	15	真庭市立保育園条例の一部改正について	151
議案第16号	16	真庭市介護保険条例の一部改正について	154
議案第17号	17	真庭市下水道条例及び真庭市水道事業給水条例の一部改正について	167
議案第18号	18	真庭市火災予防条例の一部改正について	171
議案第19号	19	工事請負契約の締結について(救助訓練塔新築工事)	180
議案第20号	20	真庭市学校設置条例の一部改正について	186
議案第21号	21	真庭市教員住宅条例の一部改正について	189

令和8年3月第2回真庭市議会定例会 付議事件一覧

令和8年(2026年)2月20日 提出

議案番号	付議事件名	ページ
議案第22号	22 真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘ほか4施設の指定管理者の指定について	192
議案第23号	23 令和8年度(2026年度)真庭市一般会計予算について	193
議案第24号	24 令和8年度(2026年度)真庭市国民健康保険特別会計予算について	194
議案第25号	25 令和8年度(2026年度)真庭市後期高齢者医療特別会計予算について	195
議案第26号	26 令和8年度(2026年度)真庭市介護保険特別会計予算について	196
議案第27号	27 令和8年度(2026年度)真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算について	197
議案第28号	28 令和8年度(2026年度)真庭市浄化槽事業特別会計予算について	198
議案第29号	29 令和8年度(2026年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計予算について	199
議案第30号	30 令和8年度(2026年度)真庭市クリエイト菅谷事業特別会計予算について	200
議案第31号	31 令和8年度(2026年度)真庭市温泉事業特別会計予算について	201
議案第32号	32 令和8年度(2026年度)真庭市水道事業会計予算について	202
議案第33号	33 令和8年度(2026年度)真庭市下水道事業会計予算について	203
議案第34号	34 令和8年度(2026年度)真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計予算について	204

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により真庭市議会の議決を経て指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太 田 昇

別 紙

専決処分の概要書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により真庭市議会の議決を経て指定された事項として専決処分した事件の概要は、下記のとおりである。

記

番号	専決処分 年月日	損害賠償の 相手方	損害賠償の 額	事件の概要
1	令和8年 2月3日	(1)市内在 住者	95,240円	令和7年10月8日午前9時頃、米来小学校敷地内において学校職員が草刈り作業を行っていたところ、石を飛散させ、隣地の駐車場に駐車していた相手方車両の車体を損傷したものである。
		(2)市外在 住者	319,561円	
		(3)市内在 住者	247,016円	
		(4)市内在 住者	438,350円	

※ 本概要書の損害賠償の相手方の住所及び氏名については、個人情報保護に配慮し、掲載していない。

専決処分に係る参考資料

番 号	1-(1)
専決処分年月日	令和8年2月3日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相 手 側		市 側	
		A		B	
全 体 の 損 害 額 (円)		A	95,240	B	0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	①	95,240	②	0
	過 失 割 合 (%)	③	0	④	100
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③	0	⑥=①×④	<b>95,240</b>
損 害 の 内 容	物 損	リアガラスの取替え			
車 種 両 別	車種及び年式	スズキワゴンR 平成18年式			
支 払 方 法				保険対応	
事 故 後 の 処 理		継続使用			

専決処分に係る参考資料

番 号	1-(2)
専決処分年月日	令和8年2月3日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 319,561	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 319,561	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 0	④ 100
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ <b>319,561</b>
損 害 の 内 容	物 損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアパネルの板金塗装</li> <li>・リアガラスの取替え</li> <li>・その他ボディ部品の取替え等</li> </ul>	
	そ の 他	修理完了まで代車を使用	
車 種 別	車種及び年式	ダイハツタントカスタム 平成29年式	
支 払 方 法		保険対応	
事 故 後 の 処 理		修理完了後は継続使用	

専決処分に係る参考資料

番 号	1-(3)
専決処分年月日	令和8年2月3日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相手側	市側
全体の損害額(円)		A 247,016	B 0
示談の内容	損害額(円)	① 247,016	② 0
	過失割合(%)	③ 0	④ 100
	損害責任額(円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ <b>247,016</b>
損害の内容	物 損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアガラスの取替え</li> <li>・テールランプの取替え</li> <li>・その他ボディ部品の取替え等</li> </ul>	/
	そ の 他	修理完了まで代車を使用	
車種別	車種及び年式	ダイハツタント 平成24年式	/
支 払 方 法		/	保険対応
事 故 後 の 処 理		修理完了後は継続使用	/

専決処分に係る参考資料

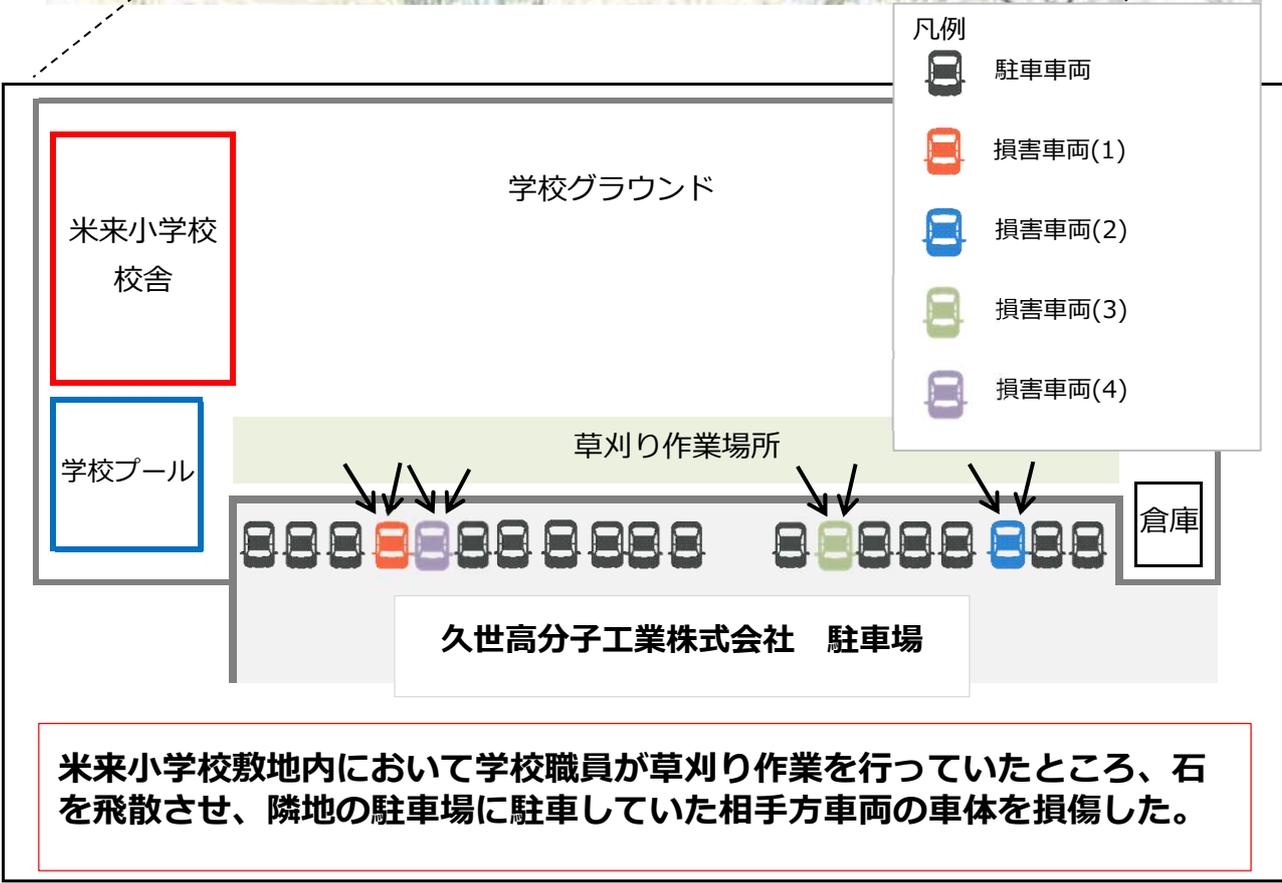
番 号	1-(4)
専決処分年月日	令和8年2月3日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相手側	市側
全体の損害額(円)		A 438,350	B 0
示談の内容	損害額(円)	① 438,350	② 0
	過失割合(%)	③ 0	④ 100
	損害責任額(円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ <b>438,350</b>
損害の内容	物 損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアパネルの板金塗装</li> <li>・リアガラスの取替え</li> <li>・その他ボディ部品の取替え等</li> </ul>	
	そ の 他	修理完了まで代車を使用	
車種別	車種及び年式	ダイハツムーヴカスタム 平成25年式	
支払方法		保険対応	
事故後の処理		修理完了後は継続使用	

事故現場見取図

事故現場 真庭市立米来小学校敷地内



専決第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

## 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)真庭市一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分する。

令和8年(2026年)1月27日

真庭市長 太田 昇

### [専決理由]

令和8年2月8日に執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、早急に予算措置の必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分を行うものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

法務大臣に対して、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

人権擁護委員推薦候補者

住 所	氏 名	生 年 月 日
真庭市蒜山上長田1993番地1	おおみ ていしん 大美 禎申	昭和31年6月22日

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

人権擁護委員1名の任期満了に伴い、法務大臣に対して、同委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

議案第 4 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市黒田140番地  
氏 名 おおもり ようこ  
大盛 陽子  
生年月日 昭和30年4月27日

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市教育委員会委員1名の任期が令和8年5月20日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

別紙の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

[提案理由]

固定資産評価審査委員会委員の任期が令和8年5月19日をもって満了となることに伴い、委員を選任したいため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものである。

## 別紙

## 真庭市固定資産評価審査委員会委員名簿

1	住 所 真庭市下市瀬724番地 氏 名 <small>ふの けんじ</small> 布野 謙二 生年月日 昭和27年4月25日
2	住 所 真庭市下皆部859番地 氏 名 <small>おおつき としお</small> 大月 敏男 生年月日 昭和28年8月22日
3	住 所 真庭市蒜山東茅部584番地 氏 名 <small>みやなが まさる</small> 宮永 優 生年月日 昭和29年9月8日
4	住 所 真庭市蒜山初和333番地 氏 名 <small>ゆい けんじ</small> 由井 堅史 生年月日 昭和35年8月12日
5	住 所 真庭市惣346番地 氏 名 <small>かねひら ひろのぶ</small> 金平 宏展 生年月日 昭和44年10月12日
6	住 所 真庭市下方695番地 氏 名 <small>やまさき まゆみ</small> 山崎 真由美 生年月日 昭和45年3月2日

議案第 6 号

真庭市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

真庭市企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 ( 2 0 2 6 年 ) 2 月 2 0 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

[提案理由]

地域再生法第 1 3 条の 3 の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を基金に積み立てることができるようにし、市外企業との更なる協働を進めていくため、条例を制定するものである。

真庭市条例第 号

真庭市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、真庭市企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第4条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業を実施するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案 修正 決

[提案理由]

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画について、令和8年度から新たな5年間を見据えた内容に変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

頁	変更案	現行
表紙	<p>真庭市過疎地域持続的発展市町村計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <p>真庭市</p>	<p>真庭市過疎地域持続的発展市町村計画 (令和3年度～令和7年度)</p> <p>真庭市</p>
1	<p>第1章 基本的な事項</p> <p>1 真庭市の概況</p> <p>(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要</p> <p>自然</p> <p>本市は、岡山県北部、中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接し、東西に約30km、南北に約50km、総面積は約828km<sup>2</sup>で岡山県の約11.6%を占め、<u>県内最大の広さを誇り、その約8割を森林が占めています。</u></p> <p>北部は大山隠岐国立公園内の<u>蒜山三座や津黒山など標高1,000メートル級の山々が連なり、その南側には、蒜山高原や津黒高原等が広がり、牧歌的な高原風景を形づくっています。</u></p> <p>また、市の中央部を流れる旭川は岡山県三大河川の一つで、<u>その源流域に位置する真庭市には、清流や湧水、湖沼など豊かな水資源があり、神庭の滝や「美作三湯」の一つ湯原温泉郷など、自然と調和した観光資源が点在しています。また、南部には旭川に沿って肥沃な平地が広がり、農用地を中心に商業地や工業地も形成され、地域の暮らしと産業を支えています。</u></p> <p><u>冷涼な気候と四季の変化が鮮やかなこの地域は、夏の避暑や高原リゾート、自然体験の場として人気があり、近年はアウトドアやサイクリングなどのアクティビティも注目されています。こうした自然は農業や林業を支える基盤であり、木質バイオマスなど地域資源の活用にもつながっています。豊かな森林と水、そして変化に富む気候に恵まれた真庭市は、自然と共生する暮らしを育む地域です。</u></p>	<p>第1章 基本的な事項</p> <p>1 真庭市の概況</p> <p>(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要</p> <p>自然</p> <p>本市は、岡山県北部、中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接し、東西に約30km、南北に約50km、総面積は約828km<sup>2</sup>で岡山県の約11.6%を占め、<u>県下で最も広い面積を持つ自治体となっています。</u></p> <p>北部は大山隠岐国立公園内の「蒜山」を擁し、「蒜山三座」をはじめ津黒山等標高1,000m級の山々が鳥取県との県境を形成し、その南側には、蒜山高原や津黒高原等の広大な高原地帯が広がり、牧歌的な高原風景を醸し出しています。</p> <p>また、本市は、岡山県の三大河川の一つである旭川の源流地域であり、この旭川がほぼ中央部を支流と合流しながら南下しています。流域には、「美作三湯」の一つである湯原温泉郷や神庭の滝等、数多くの観光資源が点在しています。また、南部には旭川に沿って肥沃な平地が広がり、農用地及び商業地・工業地が形成されています。</p> <p><u>気候は、北部は気温が低く、雨量、積雪ともに多い積雪寒冷地帯及び豪雪地帯に属する一方で、南部は温暖少雨の内陸性気候となっています。</u></p>

## 歴史

本市は、古くから東西南北文化圏の接点であり、交流と融合の歴史を重ね、北部は山陰、南部は吉備さらに畿内の影響を受け、多様な文化が共存する地域です。

1603年森忠政が大庭・真島郡を含む美作一国を領有し、津山を拠点に施政を行いました。1697年後継問題で改易されました。幕府の代官による1年間の統治を経て、1698年松平家が津山に入り美作国の一部を領有し、両郡は幕府領と津山藩領の分割支配となりました。その後1764年三浦家が幕府領を与えられ真島郡の勝山に入り、1817年松平家も大庭郡等の支配を回復します。備中国に属する北房地域も、備中松山藩、新見藩、伊勢亀山藩等の支配が入り組み、複雑な経過をたどりしました。

真庭の名称は、明治33年(1900年)大庭郡、真島郡のそれぞれの郡役所を廃止して、勝山地域に真庭郡役所が置かれたことに由来します。

平成17年3月31日、地域の発展を目指して、真庭郡勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村及び上房郡北房町の9ヶ町村が合併し、市民の意見を反映すべく新市名を公募し選定した結果、歴史的な真庭の名称を生かすことになりました。

そして、令和8年3月、合併して21年を迎えました。

## 社会的経済的条件

本市は、中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道岡山米子線の2つの高速自動車道が東西北に開通し、市内に5つのIC(インターチェンジ)を持ち、京阪神、四国、山陽、山陰経済圏域との結びつきを強めています。鉄道はJR姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡しています。さらに、市内交通では、コミュニティバス「まにわくん」やAIオンデマンド交通「チョイソコ」が運行され、地域内の移動手段を確保しています。

産業面では、久世ICに隣接して岡山県が整備した真庭産業団地をはじめ、森林資源を活用した木質バイオマスを核とする循環型社会の形成が進んでいます。木質バイオマスは、産業用燃料としての地産地消や工業製品の原料としての販売に加え、発電所の稼働によって地域経済の安定に寄与しています。さらに、バイオマス活用の裾野を広げる

## 歴史

本市は、古くから東西南北文化圏の接点であり、交流と融合の歴史を重ね、北部は山陰文化、南部は吉備文化さらに大和文化の影響を受けています。

1603年森忠政が大庭・真島郡を含む美作一国を領有し、津山を拠点に施政を行いました。1697年後継問題で改易されました。幕府の代官による1年間の統治を経て、1698年松平家が津山に入り美作国の一部を領有し、両郡は幕府領と津山藩領の分割支配となりました。その後1764年三浦家が幕府領を与えられ真島郡の勝山に入り、1817年松平家も大庭郡等の支配を回復します。備中国に属する北房地域も、備中松山藩、新見藩、伊勢亀山藩等の支配が入り組み、複雑な経過をたどりしました。

真庭の名称は、明治33年(1900年)大庭郡、真島郡のそれぞれの郡役所を廃止して、勝山地域に真庭郡役所が置かれたことに由来します。

平成17年3月31日、地域の発展を目指して、真庭郡勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村及び上房郡北房町の9ヶ町村が合併し、市民の意見を反映すべく新市名を公募し選定した結果、歴史的な真庭の名称を生かすことになりました。

そして、令和3年3月、合併して16年を迎えました。

## 社会的経済的条件

本市は、中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道岡山米子線の2つの高速自動車道が東西北に走り、市内に5つのIC(インターチェンジ)を持ち、京阪神、四国、山陽、山陰経済圏域との結びつきを強めています。鉄道はJR姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡しています。

また、市内には、岡山県が真庭産業団地を久世ICに隣接して整備しているほか、近年、環境への配慮から本市の豊富な地域資源である森林や木材を生かした木質バイオマスが脚光を浴びています。

このような中、循環型社会の形成や、低炭素社会の実現を目指して、木質バイオマスを各種の産業用燃料として地産地消し、また工業製品の原料として販売していく地域連携の仕組みが整い、木質バイオマスを活用した発電所も建設され順調に稼働していま

	<p>取組として、新しい木材製品である CLT（直交集成板）の普及推進により木材需要を拡大し、関連産業の成長や雇用創出を促進しています。また、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する仕組みも導入され、地域資源を最大限に活用する循環型モデルが構築されています。観光分野では、蒜山高原や湯原温泉郷などの自然資源を活かし、環境に配慮した商品ブランドの構築や自然再生を観光地域づくりに結び付けることで、地域の付加価値を高めています。</p> <p>そして、平成 30 年に SDGs 未来都市に認定された本市は、引き続き持続可能な社会の実現に向けて取組を進めています。</p>	<p>す。発電所の稼働に伴い、地域経済の安定性が増しつつあります。</p> <p>また、地域資源を活用し、環境に配慮した新たな商品ブランドの構築や自然再生への取組を観光地域づくりに結び付けることで、より地域の付加価値を高めていきます。</p> <p>今後は、これらをさらに発展させ、バイオマスを原料としたより付加価値の高い材料の開発や、新たな事業の創出に向けた展開が大いに期待されています。</p> <p>また、新しい木材製品である CLT（直交集成板）を普及推進し、木材需要の拡大及び関連産業の裾野を広げることで、本流とバイオマス利用の両輪により、林業や木材産業の振興、森林機能の回復、雇用の創出等地域力の向上が期待されます。</p> <p>さらに、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する新たなバイオマス活用が始まり、地域資源を生かした取組が広がっています。</p> <p>そして、平成 30 年本市は SDGs 未来都市に認定され、持続可能な社会の実現に向けて取組を進めています。</p>
2	<p>（２）過疎の状況</p> <p>①人口等の動向</p> <p>昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い、全国的に人口が都市に集中し、本市でも人口の流出が続き、昭和 35 年の 76,378 人から令和 2 年は 42,725 人と 33,653 人減少しています。また、<u>県内で出生率は比較的高水準を維持してきましたが、近年は 1.27 と過去最低を記録し、若年女性人口も減少しており、今後も少子高齢化による人口減少の傾向は続くと考えられます。</u></p> <p>②これまでの対策と現在の課題及び今後の見通し</p> <p>ア 産業の振興</p> <p>若者の流出や少子高齢化等により人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、基幹産業である農林業の担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻な問題となっています。また、商工業等においても雇用と働き手のマッチングにズレが生じるなど若者が流出する大きな要因となっています。</p> <p>本市は古くから「美作材」の産地として知られ、豊富で良質な森林資源を背景に、原木市場、製材所、製品市場等の生産・流通拠点が形成されてきました。しかし、新築住</p>	<p>（２）過疎の状況</p> <p>①人口等の動向</p> <p>昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い、全国的に人口が都市に集中し、本市でも人口の流出が続き、昭和 35 年の 76,378 人から平成 27 年は 46,124 人と 30,254 人減少しています。また、<u>合計特殊出生率こそ県下で高い水準を維持しているものの、生産年齢人口や年少人口の減少など、今後も少子高齢化による人口減少の傾向は続くと考えられます。</u></p> <p>②これまでの対策と現在の課題及び今後の見通し</p> <p>ア 産業の振興</p> <p>若者の流出や少子高齢化等により人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、基幹産業である農林業の担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻な問題となっています。また、商工業等においても雇用と働き手のマッチングにズレが生じるなど若者が流出する大きな要因となっています。</p> <p>本市は古くから「美作材」の産地として知られ、豊富で良質な森林資源を背景に、原木市場、製材所、製品市場等の生産・流通拠点が形成されてきました。しかし、新築住</p>

宅建築戸数の低迷をはじめとする様々な要因により、木材需要は低下し、木材関連産業の、山を育て、木を切り、木を使い、また山を育てるといった持続的な経営が難しくなっています。森林・木材・バイオマスに関する地域産業の底上げが必須です。

平成 27 年 4 月に稼働を開始した真庭バイオマス発電所は、未利用木材や製材端材の受け皿となり、木を使い切る取組として成果を生んでおり、地域経済の安定性の向上と環境に配慮したゼロカーボン化を両立した取組として、地域内外から高い評価を得ています。

また、木質構造用材料として主に国産材を使用する CLT は、非住宅を中心に中高層建物でも普及してきていますが、国産材の需要拡大と地域産業の発展のためには更なる活用が求められています。

このように地域の強みを生かし、これからの時代に求められる産業を育成することで次世代の活力につなげることが課題となっています。誰もが生きがいを持って働き、生き育て、生活を維持していくために、「しごと」の持つ経済的基盤と豊かなライフスタイル実現の二つの価値を実現できる環境づくりへの取組を都市住民に効率的に発信することで地場産業の雇用確保と農業や観光など基盤産業の支援につなげることが必要です。また、産業連関表の分析により市内基幹産業を明らかにし、効率的な投資を誘発することで、「モノ」と「カネ」が「回る経済」をつくることが必要であり、スマート林業やスマート農業の導入、都市部との関係人口の創出、そして国の脱炭素・再生可能エネルギー政策を踏まえた地域産業の強化など、新しい潮流を取り込みながら、地域資源を最大限に活用することが重要です。

#### イ 交通通信体系の整備

本市においては、東西に中国縦貫自動車道、南北に中国横断自動車道岡山米子線が開通しています。

また、国道 181 号、313 号、482 号及び県道を基幹道路とした道路網が生活・産業の基盤となっています。しかしながら、地形上、未整備で残る路線も未だ多く、今後も高速自動車道へのアクセスや、地域内外を結ぶ道路ネットワークの形成が必要です。

バス交通については、民間バス路線を維持しながらコミュニティバスや AI オンデマ

宅建築戸数の低迷をはじめとする様々な要因により、木材需要は低下し、木材関連産業の、山を育て、木を切り、木を使い、また山を育てるといった持続的な経営が難しくなっています。森林・木材・バイオマスに関する地域産業の底上げが必須です。

平成 27 年 4 月に稼働を開始した真庭バイオマス発電所は、未利用木材や製材端材の受け皿となり、木を使い切る取組として成果を生んでおり、地域経済の安定性の向上と環境に配慮したゼロカーボン化を両立した取組として、地域内外から高い評価を得ています。

また、木質構造用材料として主に国産材を使用する CLT は、非住宅を中心に中高層建物でも普及してきていますが、国産材の需要拡大と地域産業の発展のためには更なる活用が求められています。

このように地域の強みを生かし、これからの時代に求められる産業を育成することで次世代の活力につなげることが課題となっています。誰もが生きがいを持って働き、生き育て、生活を維持していくために、「しごと」の持つ経済的基盤と豊かなライフスタイル実現の二つの価値を実現できる環境づくりへの取組を都市住民に効率的に発信することで地場産業の雇用確保と農業や観光など基盤産業の支援につなげることが必要です。また、産業連関表の分析により市内基幹産業を明らかにし、効率的な投資を誘発することで、「モノ」と「カネ」が「回る経済」をつくることが必要です。

#### イ 交通通信体系の整備

本市においては、東西に中国縦貫自動車道、南北に中国横断自動車道が走っています。

また、国道 181 号、313 号、482 号及び県道を基幹道路とした道路網が生活・産業の基盤となっています。しかしながら、地形上、未整備で残る路線も未だ多く、今後も高速自動車道へのアクセスや、地域内外を結ぶ道路ネットワークの形成が必要です。

バス交通については、民間バス路線を維持しながらコミュニティバスの運行により交通不便地域における足の確保を図っており、計画的な公共交通の連携体制や、高速バス

ンド交通の運行により交通不便地域における輸送手段の確保を図っており、計画的な公共交通の連携体制や、高速バスとの連携による他の都市間との広域交通ネットワークの強化が求められています。

鉄道は、JR姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡しており、バス交通とともに公共的な輸送手段として、特に通勤・通学及び高齢者の利用上、その維持が求められています。

#### ウ 生活環境の整備

老朽化している水道施設において、将来を見据えて適正な施設となるよう、耐震化を図りつつ、更新を行っていくことが必要です。

また、環境への負荷を低減や美しい自然を保全していくため、下水道施設（公共下水道、合併処理浄化槽）の促進が必要です。

これまで、真庭郡新庄村、久米郡美咲町（旧旭町）、苫田郡鏡野町（旧富村）の3ヶ町村の事務委託を受け、本市と3ヶ町村分の処理を落合地域に設置した旭水苑でし尿処理を行っていましたが、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設（生ごみ等資源化施設）の稼働に併せて、令和7年4月にし尿処理施設を廃止しました。

ごみ処理は、真庭北部クリーンセンター、クリーンセンターまにわ、コスモスクリーンセンターの3施設で行っていましたが、持続的なごみ処理に向け、ごみの資源化に重点を置いて統廃合によるごみ処理施設の再構築による集約化を行っています。

一般廃棄物最終処分場も埋め立てが終了し、新施設の整備に向けた検討が必要となっています。

#### エ 高齢者福祉、その他の福祉の増進

市の高齢化率は約40%で、75歳以上が約22%を占め、単身高齢世帯も増加しています。市内には特別養護老人ホームや介護老人保健施設など高齢者向け施設が複数立地し

との連携による他の都市間との広域交通ネットワークの強化が求められています。

鉄道は、JR姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡しており、バス交通とともに公共的な輸送手段として、特に通勤・通学及び高齢者の利用上、その維持が求められています。

#### ウ 生活環境の整備

水道未普及地域の解消を図るため施設整備を進め、あわせて老朽管や施設の更新が必要

です。  
また、汚水衛生処理率は、岡山県平均を下回っており、今後も下水道施設整備（公共下水道、合併処理浄化槽）を促進し、環境への負荷を低減することにより、美しい自然を保全していくことが必要です。

し尿処理は、真庭郡新庄村、久米郡美咲町（旧旭町）、苫田郡鏡野町（旧富村）の3ヶ町村の事務委託を受け、本市と3ヶ町村分の処理を落合地域に設置した旭水苑で実施して

いますが、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設（生ごみ等資源化施設）の整備に併せて、し尿処理施設を休止します。  
ごみ処理は、真庭北部クリーンセンター、クリーンセンターまにわ、コスモスクリーンセンターの3施設で行ってありますが、持続的なごみ処理に向け、ごみ処理施設の集約化を行います。

焼却施設の処理能力は合計80t/日となっており、今後はごみの資源化に重点を置いて統廃合によるごみ処理施設の再構築を行います。

一般廃棄物最終処分場も埋め立てが終了し、新施設の整備に向けた検討が必要となっています。

#### エ 高齢者福祉、その他の福祉の増進

老人福祉施設は、久世地域に整備している養護老人ホーム（平成29年度から民営化）のほか、民営の老人保健・福祉施設が立地しています。また、高齢化率は、平成27年の

ています。今後も高齢化率や高齢者世帯の増加等が見込まれることから、生活全般にわたる介護支援体制の充実に努めることが求められます。

#### オ 医療の確保

落合地域には病院が集積しているほか、湯原地域には温泉を利用した市立の湯原温泉病院が立地し、北部地域の中核病院としての役割を担っています。しかし近年、地域の診療所や医院の閉鎖が進み、医療提供体制の維持が困難になりつつあります。こうした状況を踏まえ、今後は通院のための交通手段の確保や各医療機関との情報共有・広域連携、ICTを活用したオンライン診療を始めとする訪問診療・遠隔医療等在宅医療体制の整備を強化する必要があります。また、医師・看護師・検査技師・薬剤師等の医療人材、眼科・耳鼻科・産婦人科・小児科等診療科の確保・充実等が必要です。

#### カ 教育文化の振興

少子化により園児数が減少傾向の園や、様々な施設の老朽化が進んでおり、施設の統廃合の課題があります。

また、保育ニーズの高まりに対応するため、認定こども園の設置を進めています。

市内の小中学校においては児童生徒数が現在減少していますが、少人数校での学びを大事にし保護者や地域に寄り添うことが大切です。その上で、保護者や地域との対話の中から、学校の持続、統廃合も含め、今後検討していくことが必要です。

公民館やコミュニティセンターなど集会施設は、様々な学習やコミュニティ活動などに利用されていますが、少子高齢化で活動が減少しており、多様な人材の参画が求められています。

また、市内各地に体育館や野球場など様々な体育施設があり、市民の健康維持や競技力向上のために利用されています。

#### キ 地域文化の振興

市内各地で伝承されてきた伝統芸能・行事は、地域生活に浸透し参加できる機会が多いものの、少子高齢化により保存伝承が困難になりつつあります。

国勢調査で 36.6%であり、今後も高齢化率や高齢者世帯の増加等が見込まれることから、生活全般にわたる介護支援体制の充実に努めることが求められます。

#### オ 医療の確保

特に落合地域には病院が集積しているほか、湯原地域には温泉を利用した市立の湯原温泉病院が立地し、北部地域の中核病院としての役割を担っています。今後は、通院のための交通手段の確保や各医療機関との情報共有・広域連携、ICTを活用したオンライン診療を始めとする訪問診療・遠隔医療等在宅医療体制の整備のほか、医師・看護師・検査技師・薬剤師等の医療人材、眼科・耳鼻科・産婦人科・小児科等診療科の確保・充実等が必要です。

#### カ 教育文化の振興

少子化により園児数が減少傾向の園があり、施設の統廃合の課題があります。

また、保育ニーズの高まりに対応するため、認定こども園の設置を進めています。

市内の県立高等学校は、令和4年度には2校4校地から2校3校地に再編され、勝山地域、落合地域、八東地域に立地し、普通科のほか経営ビジネス科、看護科、食農生産科といった時代の要請に合わせた学科の再編が行われます。高校再編に伴い、教育環境の維持と地域の持続可能性に向けて、地域と連携した高校魅力化の取組を始めたところです。そして、多様な教育が行われているほか、川上地域には公益財団法人中国四国酪農大学が立地しています。

また、市内各地に体育館や野球場など様々な体育施設があり、市民の健康維持や競技力向上のために利用されています。

#### キ 地域文化の振興

市内各地で伝承されてきた伝統芸能・行事は、地域生活に浸透し参加できる機会が多いものの、少子高齢化により保存伝承が困難になりつつあります。

	<p>平成 30 年度に中央図書館を整備し、6つの地区館と連携し「本の香りがするまち」づくりに取り組んでいます。また、令和3年度には蒜山ミュージアムを開館しました。しかし、美術館等の文化の拠点となる施設が少なく、市民の創造性と好奇心に働きかける場づくりが必要です。</p> <p>ク 集落の整備</p> <p>山間地から中山間地に集落の点在する地域も多いため、これらの地域の市民にも等しく行政サービスが受けられる体制を維持することが必要です。そのためにコミュニティの再構築や協働のまちづくりの推進により、今後も活力ある地域を守り、定住人口の増加と地域活動を担う人材育成を図ることが必要です。あるいは、そこには住んでいないが、応援したいという関係人口を増やし、多様な人材が活躍し、地域に関わる実質的な人口を維持することが重要です。</p>	<p>平成 30 年度に中央図書館を整備し、6つの地区館と連携し「本の香りがするまち」づくりに取り組んでいます。また、令和3年度には蒜山ミュージアムを開館しました。しかし、美術館等の文化の拠点となる施設が少なく、市民の創造性と好奇心に働きかける場づくりが必要です。</p> <p>ク 集落の整備</p> <p>山間地から中山間地に集落の点在する地域も多いため、これらの地域の市民にも等しく行政サービスが受けられる体制を維持することが必要です。そのためにコミュニティの再構築や協働のまちづくりの推進により、今後も活力ある地域を守り、定住人口の増加と地域活動を担う人材育成を図ることが必要です。あるいは、そこには住んでいないが、応援したいという関係人口を増やし、多様な人材が活躍し、地域に関わる実質的な人口を維持することが重要です。</p>
4	<p>(3) 社会経済的発展の方向</p> <p>本市は木材の産地として知られ、生産から加工、流通まで体制が整い発展してきました。<u>木材産業を中心に製造業が市内の産出額をけん引するとともに、地域の暮らしに根差した農林業等の第一次産業が盛んなほか、蒜山高原や湯原温泉等多くの観光資源に恵まれています。</u></p> <p>また、5つのICを持ち、岡山県北を支えるまちづくりを進めることが求められています。</p> <p>さらに、平成28年には岡山市を中心とした連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結しました。岡山市や<u>岡山大学等と連携して地域資源である森林・木材資源を活用した木質バイオマスやCLTといった特色ある地域産業の振興による雇用の創出や新製品の開発</u>、また、蒜山高原や湯原温泉等多くの文化・芸術・観光資源を生かした産業観光振興を主としたまちづくりを進めていく必要があります。</p>	<p>(3) 社会経済的発展の方向</p> <p>本市は木材の産地として知られ、生産から加工、流通まで体制が整い発展してきました。農林業等第一次産業が盛んなほか、蒜山高原や湯原温泉等多くの観光資源に恵まれています。</p> <p>また、5つのICを持ち、岡山県北を支えるまちづくりを進めることが求められています。</p> <p>さらに、平成28年には岡山市を中心とした連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結しました。岡山市等と連携して地域資源である森林・木材資源を活用した木質バイオマスやCLTを中心とした<u>地域産業の振興による雇用の創出や新製品の開発</u>、また、蒜山高原や湯原温泉等多くの文化・芸術・観光資源を生かした産業観光振興を主としたまちづくりを進めていく必要があります。</p>

4 2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本市の人口は、令和2年の国勢調査で 42,725人と、平成27年と比べ 7.4%減少しています。昭和35年以降、人口は一貫して減少しており、昭和50年からは減少傾向が一旦ゆるやかになりましたが、平成の時代に入り、再び減少傾向が加速しています。

また、年齢区分別人口の推移をみると、高齢人口（65歳以上）は 40.0%を占めており、平成27年に 36.6%であったことから、5年間で 3.4%増加しています。

一方、若年者（15歳～29歳）は 9.4%と、今後も高齢化、少子化による自然減が予想され、さらに、地域の担い手となっている生産年齢人口（15歳～64歳）も一貫して減少の傾向を見せています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)								
総数※	76,378	61,152	-19.9	58,754	-3.9	51,782	-11.9	46,124	-10.9		
0歳～14歳	24,322	12,134	-50.1	10,662	-12.1	6,669	-37.5	5,519	-17.2		
15歳～64歳	45,692	40,044	-12.4	35,783	-10.6	28,539	-20.2	23,649	-17.1		
うち15歳～29歳(a)	15,664	11,151	-28.8	7,642	-31.5	6,524	-14.6	4,739	-27.4		
65歳以上(b)	6,364	8,974	41.0	12,295	37.0	16,512	34.3	16,900	2.3		
(a)/総数若年者比率	20.5%	18.2%	-	13.0%	-	12.6%	-	10.3%	-		
(b)/総数高齢者比率	8.3%	14.7%	-	20.9%	-	31.9%	-	36.6%	-		

区分	令和2年	
	実数 (人)	増減率 (%)
総数※	42,725	-7.4

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本市の人口は、平成27年の国勢調査で 46,124人と、平成17年と比べ 10.9%減少しています。昭和35年以降、人口は一貫して減少しており、昭和50年からは減少傾向が一旦ゆるやかになりましたが、平成の時代に入り、再び減少傾向が加速しています。

また、年齢区分別人口の推移をみると、高齢人口（65歳以上）は 36.6%を占めており、平成17年に 31.9%であったことから、10年間で 4.7%増加しています。

一方、若年者（15歳～29歳）は 10.3%と、今後も高齢化、少子化による自然減が予想され、さらに、地域の担い手となっている生産年齢人口（15歳～64歳）も一貫して減少の傾向を見せています。

表 1-1 (1) 人口の推計 (国勢調査)

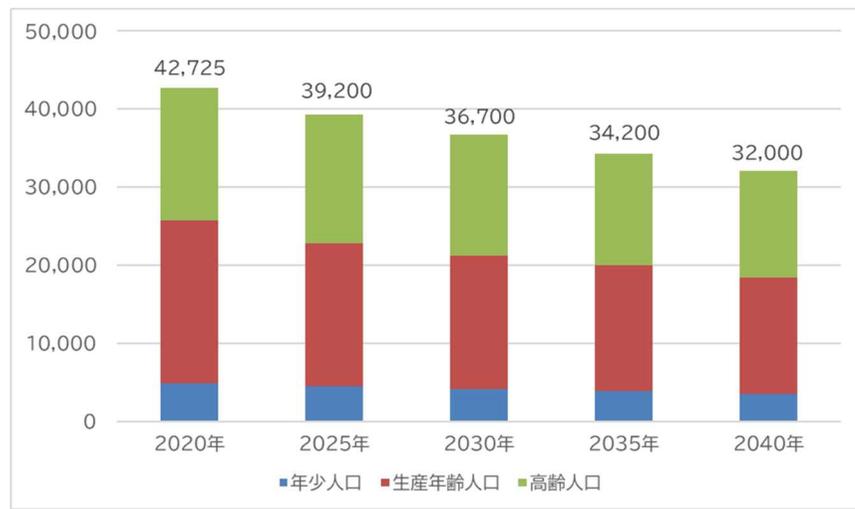
区分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)								
総数※	76,378	61,152	-19.9	58,754	-3.9	51,782	-11.9	46,124	-10.9		
0歳～14歳	24,322	12,134	-50.1	10,662	-12.1	6,669	-37.5	5,519	-17.2		
15歳～64歳	45,692	40,044	-12.4	35,783	-10.6	28,539	-20.2	23,649	-17.1		
うち15歳～29歳(a)	15,664	11,151	-28.8	7,642	-31.5	6,524	-14.6	4,739	-27.4		
65歳以上(b)	6,364	8,974	41.0	12,295	37.0	16,512	34.3	16,900	2.3		
(a)/総数若年者比率	20.5%	18.2%	-	13.0%	-	12.6%	-	10.3%	-		
(b)/総数高齢者比率	8.3%	14.7%	-	20.9%	-	31.9%	-	36.6%	-		

※ 総数には不詳分を含む  
資料：国勢調査

0歳～14歳	4,863	-11.9
15歳～64歳	20,687	-12.5
うち15歳～29歳 (a)	4,014	-15.3
65歳以上 (b)	17,061	1.0
(a) / 総数 若年者比率	9.4%	—
(b) / 総数 高齢者比率	39.9%	—

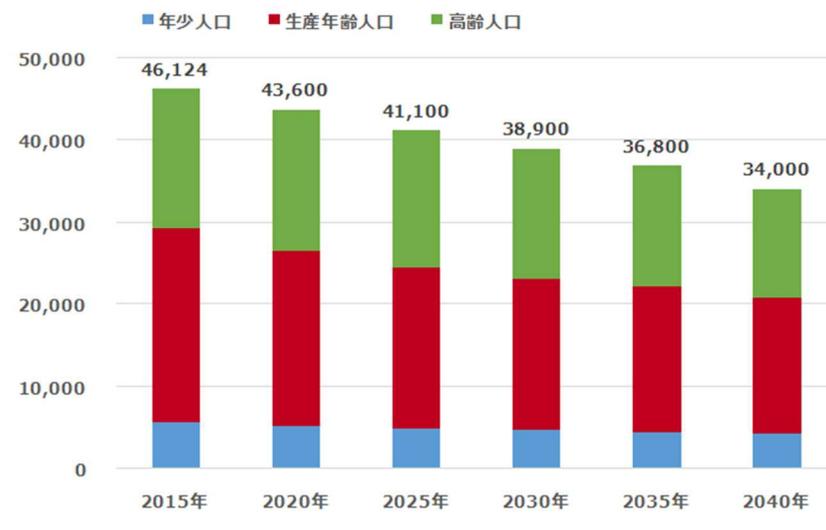
※ 総数には不詳分を含む  
資料：国勢調査

表 1-1 (2) 人口の見通し (将来人口フレーム (目標値))



2020年は国勢調査人口  
資料：第3次真庭市総合計画

表 1-1 (2) 人口の見通し (将来人口フレーム (目標値))



2015年は国勢調査人口  
資料：第2次真庭市総合計画 (改訂版)

6

## (2) 産業の推移と動向

昭和50年の就業割合は第一次産業が32.8%、第二次産業が30.9%、第三次産業が36.2%でしたが、令和2年の国勢調査では、第一次産業が12.8%、第二次産業が26.3%、第三次産業が58.1%となっており、産業構造が大きく変化しています。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数 ※	40,661	34,941	-14.1	32,234	-7.7	26,671	-17.4	22,921	-13.9
第一次産業 就業人口比率	66.1%	32.8%	-	21.5%	-	17.1%	-	14.1%	-
第二次産業 就業人口比率	10.2%	30.9%	-	36.5%	-	29.6%	-	27.4%	-
第三次産業 就業人口比率	23.7%	36.2%	-	41.9%	-	53.1%	-	57.4%	-

区分	令和2年	
	実数(人)	増減率(%)
総数 ※	21,873	-13.9
第一次産業 就業人口比率	12.8%	-
第二次産業 就業人口比率	26.3%	-
第三次産業 就業人口比率	58.1%	-

※「分類不能の産業」を含む

資料：国勢調査

7

## 3 行財政の状況

## (1) 行政の状況

本市は、平成17年3月31日、真庭郡勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村及び上房郡北房町の9ヶ町村の合併により誕生しました。

合併当初から、簡素で合理的な組織・機構を目指して常に改革を行っており、令和7

## (2) 産業の推移と動向

昭和50年の就業割合は第一次産業が32.8%、第二次産業が30.9%、第三次産業が36.2%でしたが、平成27年の国勢調査では、第一次産業が14.1%、第二次産業が27.4%、第三次産業が57.4%となっており、産業構造が大きく変化しています。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数 ※	40,661	34,941	-14.1	32,234	-7.7	26,671	-17.4	22,921	-13.9
第一次産業 就業人口比率	66.1%	32.8%	-	21.5%	-	17.1%	-	14.1%	-
第二次産業 就業人口比率	10.2%	30.9%	-	36.5%	-	29.6%	-	27.4%	-
第三次産業 就業人口比率	23.7%	36.2%	-	41.9%	-	53.1%	-	57.4%	-

※「分類不能の産業」を含む

資料：国勢調査

## 3 行財政の状況

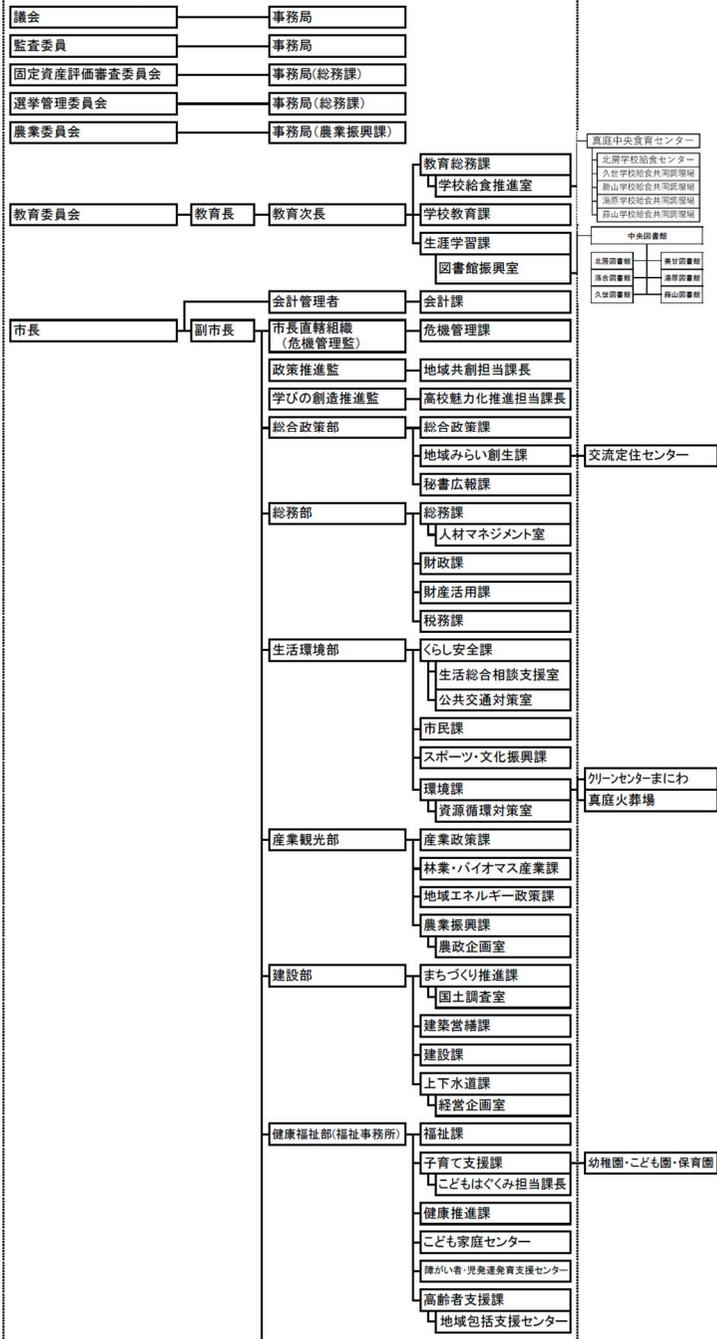
## (1) 行政の状況

本市は、平成17年3月31日、真庭郡勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村及び上房郡北房町の9ヶ町村の合併により誕生しました。

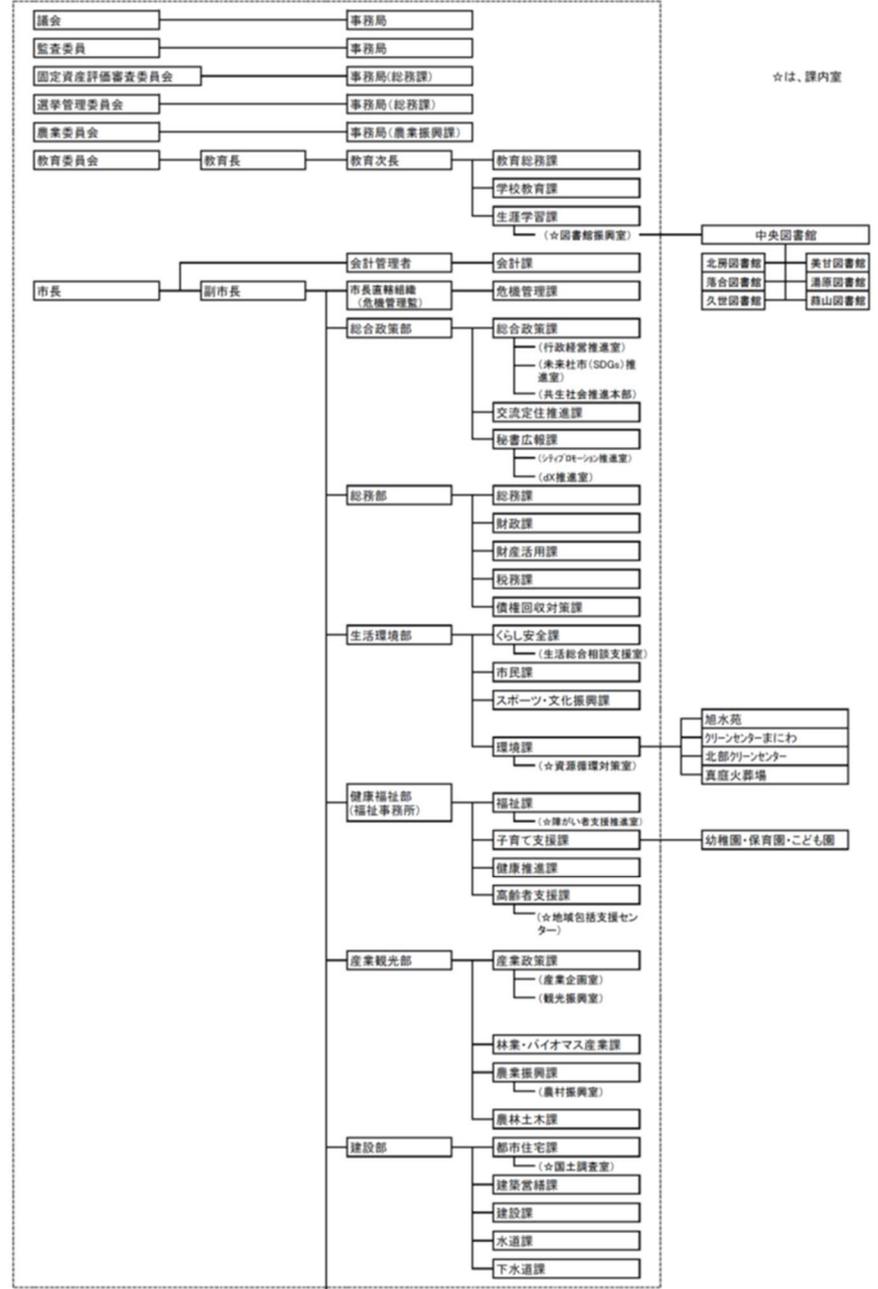
合併当初から、簡素で合理的な組織・機構を目指して常に改革を行っており、令和3

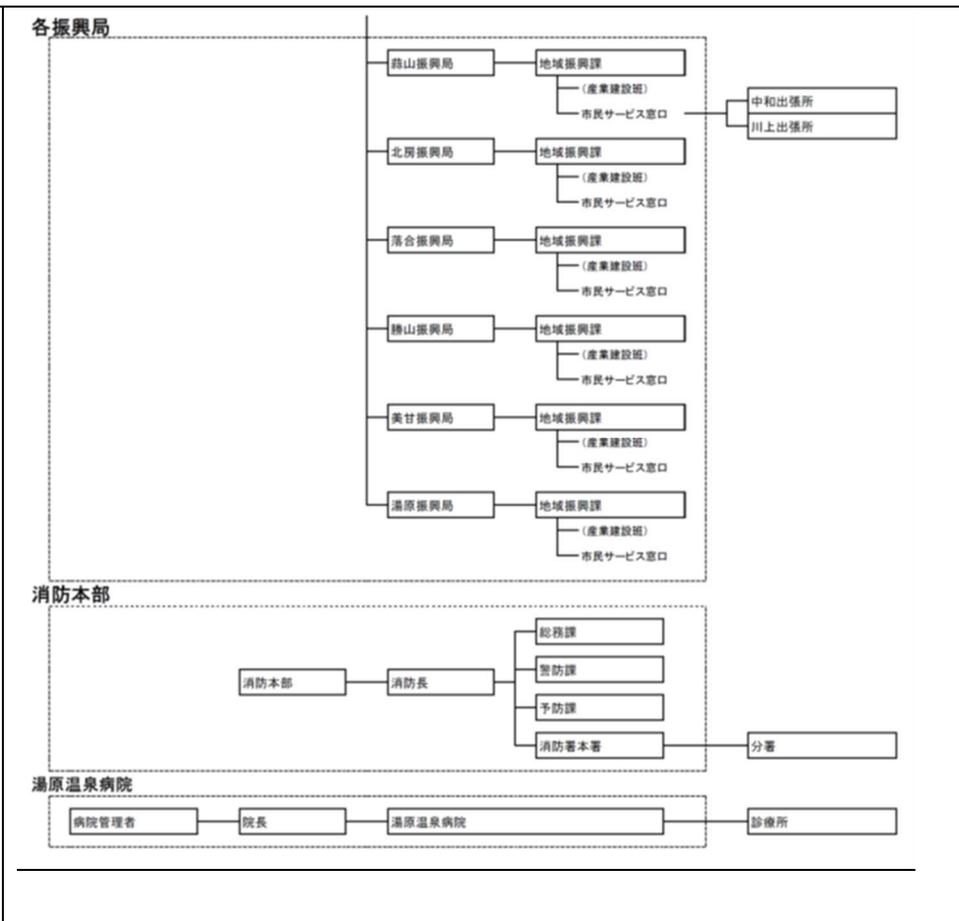
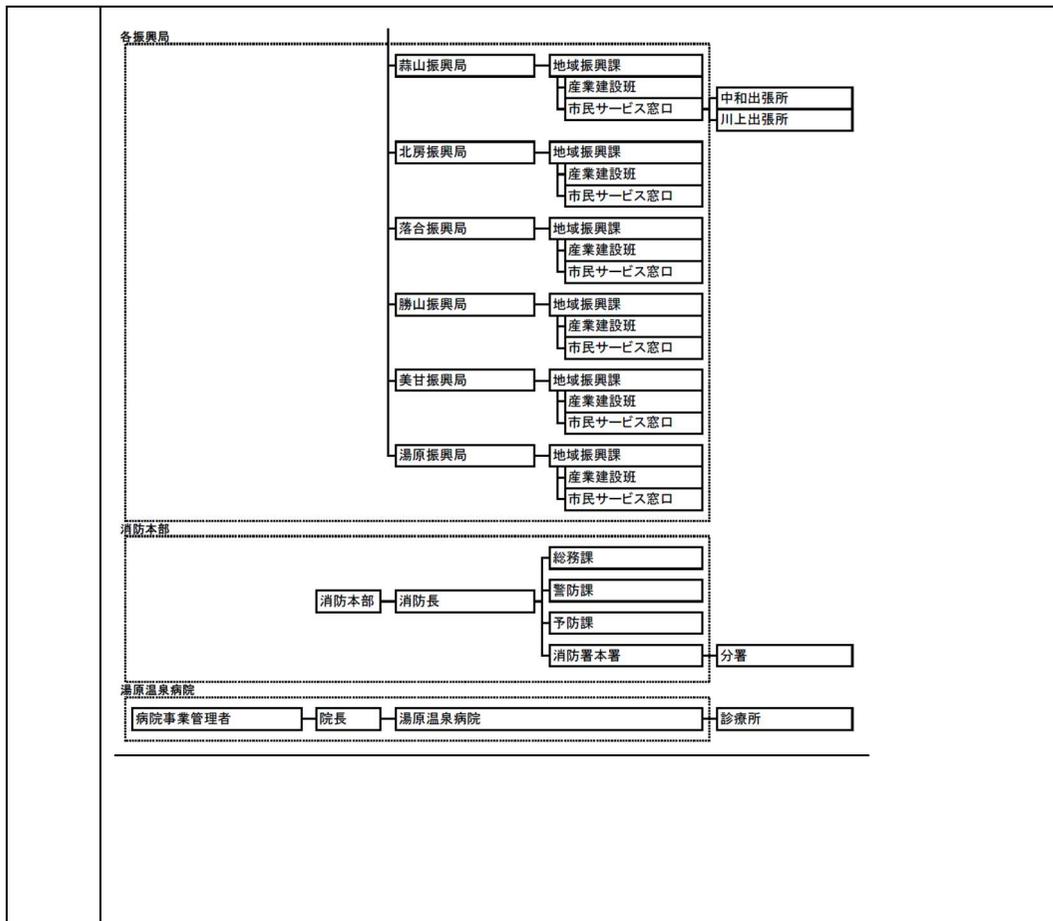
<p>年4月1日現在の組織は図のとおりで、本庁舎を中心に、市民の利便性確保のため6つの振興局を配置しています。</p> <p>図 市の機構図（令和7年4月1日現在）</p>	<p>年4月1日現在の組織は図のとおりで、本庁舎を中心に、市民の利便性確保のため6つの振興局を配置しています。</p> <p>図 市の機構図（令和3年4月1日現在）</p>
--	--

本庁



本庁





9 (2) 財政の状況

本市の収入は市税等の自主財源に乏しく、国・県補助や地方交付税などの財源に大きく依存している状況にあります。人口減少対策等を積極的に推進していく中で、賃金上昇と物価高騰に加え、障がい福祉、児童福祉関係経費の増加や公共施設の適正配置、防災インフラ整備など、将来的な投資の必要性も高まっており、財政負担の増加が見込まれます。

このため、行政評価を予算と密接に連動させ、最適な経営資源の配分を進めていく必要があります。財源についても、国県補助金の積極的な活用、ふるさと納税（企業版ふるさと納税を含む。）や民間との連携・協働による新たな財源確保の仕組みも検討する

(2) 財政の状況

本市の収入は市税等の自主財源に乏しく、国・県補助や地方交付税などの財源に大きく依存している状況にあります。今後、人口減少による市税収入や普通交付税の落ち込み、全国的な課題である公共施設更新問題への対応、社会保障関連経費の増大など、財政の硬直化は確実に進んでいくと予測されます。

このため、行政評価を予算と密接に連動させ、最適な経営資源の配分を進めていく必要があります。財源についても、国県補助金の積極的な活用や、市債を発行する場合にも後年度負担に配慮したうえで、交付税措置のある有利な市債を活用するなど、効率的な財政運営に努める必要があります。

こととしています。また、市債を発行する場合にも後年度負担に配慮したうえで、交付税措置のある有利な市債を活用するなど、効率的な財政運営に努める必要があります。

表 1-2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	32,628,106	33,312,916	39,842,939	38,651,673
一般財源	21,330,991	21,468,199	20,551,469	22,047,107
国庫支出金	2,728,219	2,384,588	8,608,956	3,728,726
都道府県支出金	1,696,450	1,616,560	1,941,289	1,786,045
地方債	3,695,190	4,480,323	3,766,037	4,948,081
うち過疎債	754,900	1,872,900	2,182,700	2,879,100
その他	3,177,256	3,363,246	4,975,188	6,141,714
歳出総額 B	31,117,584	31,442,811	38,650,555	36,931,784
義務的経費	13,182,883	12,930,540	14,890,054	15,312,948
投資的経費	4,982,146	5,595,650	6,073,750	6,436,168
うち普通建設事業費	4,904,981	5,553,261	5,673,739	6,371,804
その他	12,952,555	12,916,621	17,686,751	15,182,668
過疎対策事業費	1,082,109	2,182,068	3,643,889	3,435,772
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,510,522	1,870,105	1,192,384	1,719,889
翌年度へ繰越すべき財源 D	189,265	90,073	284,125	356,880
実質収支 C-D	1,321,257	1,780,032	908,259	1,363,009
財政力指数	0.332	0.310	0.295	0.296
公債費負担比率	17.4%	15.4%	16.8%	17.0%
実質公債費比率	14.5%	9.2%	10.3%	10.8%
起債制限比率	9.3%	5.1%	5.9%	6.9%
経常収支比率	81.2%	83.1%	89.9%	94.2%
将来負担比率	75.6%	5.8%	-	-
地方債現在高	37,125,548	35,825,569	35,928,944	33,045,584

資料：真庭市

表 1-2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	32,628,106	33,312,916	32,232,344
一般財源	21,330,991	21,468,199	20,260,540
国庫支出金	2,728,219	2,384,588	2,285,715
都道府県支出金	1,696,450	1,616,560	1,826,606
地方債	3,695,190	4,480,323	3,137,360
うち過疎債	754,900	1,872,900	1,294,400
その他	3,177,256	3,363,246	4,722,123
歳出総額 B	31,117,584	31,442,811	30,910,038
義務的経費	13,182,883	12,930,540	13,087,027
投資的経費	4,982,146	5,595,650	4,823,863
うち普通建設事業費	4,904,981	5,553,261	3,568,784
その他	12,952,555	12,916,621	12,999,148
過疎対策事業費	1,082,109	2,182,068	1,570,324
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,510,522	1,870,105	1,322,306
翌年度へ繰越すべき財源 D	189,265	90,073	248,046
実質収支 C-D	1,321,257	1,780,032	1,074,260
財政力指数	0.332	0.310	0.294
公債費負担比率	17.4%	15.4%	16.9%
実質公債費比率	14.5%	9.2%	10.1%
起債制限比率	9.3%	5.1%	5.6%
経常収支比率	81.2%	83.1%	90.4%
将来負担比率	75.6%	5.8%	-
地方債現在高	37,125,548	35,825,569	37,376,177

資料：真庭市

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	23.6	42.5	51.4	54.8	55.8	56.5
舗装率 (%)	45.0	80.2	85.2	87.2	87.8	88.0
農道 延長 (m)	390,000	306,000	394,000	494,804	480,818	472,210
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	65	51	68	82	88	87
林道 延長 (m)	173,440	304,600	380,004	344,340	332,377	333,753
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5	8	10	9	9	9
水道普及率 (%)	38.8	57.2	82.5	86.9	91.1	91.7
水洗化率 (%)	0.0	9.3	26.3	56.8	63.3	68.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	17.5	20.1	20.3	21.3	13.1	12.0

資料：真庭市

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	23.6	42.5	51.4	54.8	55.7
舗装率 (%)	45.0	80.2	85.2	87.2	87.7
農道 延長 (m)	390,000	306,000	394,000	494,804	480,818
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	65	51	68	82	137
林道 延長 (m)	173,440	304,600	380,004	344,340	336,597
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5	8	10	9	9
水道普及率 (%)	38.8	57.2	82.5	86.9	91.0
水洗化率 (%)	0.0	9.3	26.3	56.8	69.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	17.5	20.1	20.3	21.3	18.5

資料：真庭市

11 4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 真庭市のまちづくりの基本理念と将来像

人口減少という現実を受け止め、転入促進や出生率向上に取り組みながら、多自然・低密度・分散居住の特性を活かし、安全で安心な暮らしと健康を守り、誰もが誇りを持って暮らせる地域を維持します。

子どもが今を幸せに生きる権利を尊重し、学びや体験を通じて成長できる環境を整え、家庭・学校・地域がつながり、多様性を尊重する共生社会を育みます。

豊かな自然環境を守り、木質バイオマスや CLT などの地域資源を活かして再生可能エネルギーを推進し、産業と雇用を創出するとともに、祭りや地域行事を通じて真庭らしさを継承し、交流と活力を高めます。

自助・互助・共助・公助が調和する仕組みを育み、dX による行政の効率化と市民サービスの質の向上を進め、課題解決と価値創造を加速し、SDGs の理念を共有しながら、

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 真庭市のまちづくりの基本理念と将来像

地域の現状と問題点を踏まえ、豊かな自然環境、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、CLT 等地域資源を生かした産業及び雇用の創出に取り組むとともに、市民が誇りと愛情を持ち、活力に溢れた地域社会の実現を目指します。

また、人口減少に柔軟に対応するとともに、多自然・低密度・分散居住といった特性を生かし、安全安心で豊かな生活、SDGs の達成に向けた持続可能な社会の実現を目指します。

そして、教育と文化の力、コミュニティと市民の力を大切にしながら、多様性を相互に尊重し、互いに応援しあう共生社会を構築していきます。

さらに、課題解決、価値創造、共生社会の実現のため、dX (デジタル・トランスフォーメーション) を通じて、行政事務の効率化・迅速化、住民サービスの向上を図るなど

	<p><u>誰もが幸福を実感できる持続可能な社会を築きます。</u></p>	<p><u>住民本位の地域、経済、行政の再構築を推進します。</u></p>
<p>11</p>	<p>(2) 基本的な施策の方向</p> <p>地域資源が循環する、持続可能なまちづくり（多彩性・循環性・環境性・持続性・自給性を高めること）を主体的に進めるため、次の考え方、方向性を「柱」とし、<u>これらを横断するプロジェクトとして、人口減少対策に取り組みます。</u></p> <p>●<u>自然減対策：夢や希望をもって結婚し子育てできる真庭の実現</u></p> <p><u>出生数の増加に向けて、成婚率の向上や初婚年齢の早期化、出生率の向上を進めていく必要があります、そのために、「夢や希望をもって結婚し子育てできる真庭の実現」を目指し、出会いの機会を広げ、経済的・生活基盤の整備、仕事と家庭や私生活の両立を支援し、育児負担の軽減を図るなど、結婚から子育てまで切れ目のない支援を行っていきます。</u></p> <p>●<u>社会減対策：選ばれる地域づくりの推進</u></p> <p><u>社会減を抑制するためには、経済的な可能性の拡大や教育・スキル開発の強化、インフラの整備、住環境の改善、地域の魅力向上、コミュニティの強化を進めていく必要があります。そのために、「選ばれる地域づくりの推進」を掲げ、雇用機会の増加や、安価で質の高い住宅の提供、若者や女性を中心に国内外の人々が魅力を感じるまちとなるよう取組を推進します。</u></p> <p>●<u>みんなではぐくむ子育てのまちの実現</u></p> <p><u>出生率を向上させるためには、仕事と家庭の両立や私生活の充実を支援し、育児負担の軽減を図ることなどが重要であり、その実現に向け、「みんなではぐくむ子育てのまち」を目指し、保育や子育て環境の整備に取り組んでいきます。</u></p> <p>●<u>安心とつながりの中で人が育つまちづくり</u></p> <p><u>出生率の向上にとどまらず、転入数の増加と転出数の抑制を図るためには、教育やスキル開発の強化を通じて地域とつながることが重要であり、「安心とつながりの中で人が</u></p>	<p>(2) 基本的な施策の方向</p> <p>地域資源が循環する、持続可能なまちづくり（多彩性・循環性・環境性・持続性・自給性を高めること）を主体的に進めるため、次の<u>6つ</u>の考え方、方向性を「柱」とし<u>ます。</u></p> <p>①<u>「縦軸」と「横軸」の連携による参画と協働を進める（主権者としての権利と義務）</u></p> <p><u>様々な分野で本市の魅力を生み出し、地域を支え合い、公共サービスの領域を充実させるのは、住民自治の原点である参画と協働です。地域の活動（自治会・地域自主組織などの地域に根差した垂直方向の繋がり＝縦軸）と市民活動（NPO や各種団体などのテーマごとの地域を超えた繋がり＝横軸）や企業等が縦横に連携し、成熟した「まち」にふさわしい参画と協働を進めていきます。</u></p> <p>②<u>教育・子育て環境を充実させる（創造性と生きる力）</u></p> <p><u>教育は「ひと」の可能性を伸ばし、子育ては地域を担う人材を育み、「まち」の持続可能性を高め、多彩性や活気の源になります。教育と子育ての環境を充実させることで、「ひと」がそれぞれの持つ能力を伸ばし発揮できる多彩で元気な「まち」をつくります。</u></p> <p>③<u>市民の知恵や経験、能力、個性を生かす（地域の財産）</u></p> <p><u>熟年者（地域で活躍している高齢者）は知恵や経験を、人口の半分以上を占める女性は地域生活を支えるネットワークと元気を、障がい者はアイデアと工夫をもつ「地域の財産」です。本市の魅力と活力をさらに増やすため、やりがいや生きがいを感じ、だれもが活躍できる「まち」を目指します。</u></p> <p>④<u>「つながり」により持続可能性を向上させる（連携と循環）</u></p> <p><u>歴史や文化、地縁等、今の本市にある「つながり」を生かし多彩性を育てることが、持続可能で豊かな市になる鍵です。市内各地域や団体などを組み合わせる「連携」と地域資源の価値を大きくする「循環」が、多彩性を成長させます。市外とも「連携と循環」</u></p>

<p><u>育つまちづくり」を掲げ、こどもだけでなく社会人を含めた教育の充実強化を図っていきます。</u></p> <p><b>●支え合いいきいきと誰もが活躍できる真庭</b></p> <p><u>地域コミュニティの強化や共生社会を実現するため「支え合いいきいきと誰もが活躍できる真庭」を目指して、地域住民がまちづくりに関与できる機会の提供や仕組みの構築、女性が活躍できる地域づくりなどに取り組んでいきます。</u></p> <p><b>●安心して暮らし続けることができる真庭</b></p> <p><u>障がいのある方や高齢者にとって、安全・安心な生活環境の整備は重要であり、「安心して暮らし続けることができる真庭」を目指して、障がい福祉サービスの充実や予防医療の推進、医療アクセスの向上、健康教育の拡大、インフラ（交通、防災等）の整備などに取り組んでいきます。</u></p> <p><b>●にぎわいにあふれ豊かさを実感できる真庭</b></p> <p><u>転入数を増加させ、転出数を抑制するだけでなく、市民が真庭ライフスタイルを実現していくためにも、にぎわいの創出や豊かさを実感できることが重要であり、「にぎわいにあふれ豊かさを実感できる真庭」を目指して、住環境の改善や地域の魅力向上などに取り組んでいきます。</u></p> <p><b>●回る経済と脱炭素への挑戦</b></p> <p><u>活力あるまちづくりを進めていくためには、真庭の強みを生かした地域産業を活性化させるとともに、環境分野での新たな産業創出を図ることが重要であり、「回る経済と脱炭素への挑戦」を掲げ、経済的な可能性の拡大や地域の魅力向上などに取り組んでいきます。</u></p>	<p><u>することで、本市の持続可能性をさらに上げていきます。</u></p> <p><u>⑤持続可能な地域の発展に向けた「SDGs」を推進する（地球市民としての決意）</u> 総合計画の全体を貫く考え方は「人間の安全保障」であり、これは持続可能でよりよい世界を目指す SDGs の理念と共通しています。</p> <p><u>この SDGs の理念は、全市民が主体的に参加し達成すべき目標であることを改めて宣言するとともに、市役所として率先して取り組んでいきます。</u></p> <p><u>⑥全ての市民が相互に尊重し、共に生きる地域を実現する（誰一人取り残さない）</u> 真庭ライフスタイルの原点は、一人ひとりの暮らしを大切にしつつ、全ての市民が相互に尊重し、共に生きる地域の実現です。</p> <p><u>この「地域に暮らす価値」として、教育と文化の力、コミュニティと市民の力を大切にしながら、多様性を相互に尊重し、互いに応援しあう、人と人、人と地域で善意の輪が循環連携する共生社会を構築していきます。</u></p>
<p>12 5 地域の持続的発展のための基本目標</p> <p>出生数の低下による自然減と、転出超過による社会減により、将来的な人口減少が見込まれています。</p> <p>将来的に人口減少の進度を抑え、持続可能な「まち」の実現のために、人口構造バランスの長期的な安定化を目指していきます。</p> <p>この考え方のもと、出生率を上昇させ、若年層、青年層、子育て世代の転出抑制を進めることで真庭市人口ビジョン（令和7年3月策定）に示されている 2040 年の人口</p>	<p>5 地域の持続的発展のための基本目標</p> <p>出生数の低下による自然減と、転出超過による社会減により、将来的な人口減少が見込まれています。</p> <p>将来的に人口減少の進度を抑え、持続可能な「まち」の実現のために、人口構造バランスの長期的な安定化を目指していきます。</p> <p>この考え方のもと、出生率を上昇させ、若年層、青年層、子育て世代の転出抑制を進めることで真庭市人口ビジョン（令和2年12月改訂）に示されている 2025 年の人口約</p>

	<p>32,000人程度を目指します。</p> <p>人口目標のための指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層、青年層及び子育て世代の社会増減数（全体・女性）：-70人（-42人）</li> <li>・若年層、青年層及び子育て世代の転入率及び転出率：【転入率】 4.1%以上、【転出率】 4.4%以下（令和11年度）</li> <li>・年間出生数：189人以上</li> </ul> <p>※真庭市人口ビジョン（令和7年3月策定）、第3期まにわ総合戦略（令和7年12月策定）による</p>	<p>41,100人、2040年の人口約34,000人程度を目指します。</p> <p>人口目標のための指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標とする出生率（～2025年）：合計特殊出生率1.8</li> <li>・年間出生数：5年後に250～300人程度を維持</li> <li>・転入者数：5年間で150人増加</li> <li>・転出者数：5年間で75人減少</li> </ul> <p>※真庭市人口ビジョン（令和2年12月改訂）、第2期真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月策定）による</p>
13	<p>6 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>計画達成状況の評価については、総合計画推進本部の推進・検証組織において実施する評価・検証内容に基づき評価します。</p>	<p>6 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>計画達成状況の評価については、総合計画推進本部の推進・検証組織において実施する評価・検証内容に基づき評価します。</p>
13	<p>7 計画期間</p> <p>本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。</p>	<p>7 計画期間</p> <p>本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。</p>
13	<p>8 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>令和6年3月に改訂した「真庭市公共施設等総合管理計画」では、将来にわたる人口減少や少子高齢化、財政規模の縮小、公共施設の更新費用の増大を踏まえ、真庭市民の安全安心で持続可能な生活の実現につながる公共施設等の維持や充実を図るため、以下の6つの基本方針に基づき健全な財政運営と適切な公共施設等の維持管理・更新等に向けて取り組むこととしています。</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。</p> <p>また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を</p>	<p>8 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>平成29年3月に策定した「真庭市公共施設等総合管理計画」では、将来にわたる人口減少や少子高齢化、財政規模の縮小、公共施設の更新費用の増大を踏まえ、真庭市民の安全安心で持続可能な生活の実現につながる公共施設等の維持や充実を図るため、以下の6つの基本方針に基づき健全な財政運営と適切な公共施設等の維持管理・更新等に向けて取り組むこととしています。</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>

<p>推進することとします。</p> <p>公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p> <p>①新たな機能を有する公共建築物の整備抑制</p> <p>原則として新たな機能を有する公共建築物の整備は可能な限り抑制することとし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を徹底することにより対応します。</p> <p>②公共建築物保有量の段階的縮減</p> <p>公共建築物保有量について財政規模や人口減少に見合う目標を定め、段階的縮減を実施します。</p> <p>③公共建築物の機能に着目した再配置の実施</p> <p>公共建築物が持つ機能に着目し、一つの施設に異なる複数の機能を持たせる複合化、類似した機能を一つの施設に集める集約化、必ずしも公共が有する必要のない機能の民間への移転、複数の自治体で相互利活用する広域化など、あらゆる可能性を検討するとともに、民間の保有する技術や資金、ノウハウを活用する官民連携についても積極的な活用を進めます。</p> <p>④遊休資産等の有効活用</p> <p>既に利用されなくなった遊休資産や統廃合等によって機能を失った施設や跡地についても、民間側では利用価値がある場合も少なくありません。積極的な売却や貸付などあらゆる手段を用いてその有効活用を図ります。</p> <p>⑤公共施設等のライフサイクルコストの最適化</p> <p>維持していく公共施設等については、コストの面からも創意工夫を重ね、維持管理費・運営費の縮減及び適切な受益者負担の見直しを進めます。また、安全性の確保を大原則としながらも、事後保全と予防保全をバランスさせて修繕費の平準化を進めるとともに、有効なものについては長寿命化を図るなどライフサイクルコストの最適化を進めます。</p> <p>⑥市民と共に実施する持続可能な公共施設等のマネジメント</p> <p>更新費用のみならず、維持・修繕費用も含めた費用対効果の面から本当に必要な施設か</p>	<p>公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p> <p>①新たな機能を有する公共建築物の整備抑制</p> <p>原則として新たな機能を有する公共建築物の整備は可能な限り抑制することとし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を徹底することにより対応します。</p> <p>②公共建築物保有量の段階的縮減</p> <p>公共建築物保有量について財政規模や人口減少に見合う目標を定め、段階的縮減を実施します。</p> <p>③公共建築物の機能に着目した再配置の実施</p> <p>公共建築物が持つ機能に着目し、一つの施設に異なる複数の機能を持たせる複合化、類似した機能を一つの施設に集める集約化、必ずしも公共が有する必要のない機能の民間への移転、複数の自治体で相互利活用する広域化など、あらゆる可能性を検討するとともに、民間の保有する技術や資金、ノウハウを活用する官民連携についても積極的な活用を進めます。</p> <p>④遊休資産等の有効活用</p> <p>既に利用されなくなった遊休資産や統廃合等によって機能を失った施設や跡地についても、民間側では利用価値がある場合も少なくありません。積極的な売却や貸付などあらゆる手段を用いてその有効活用を図ります。</p> <p>⑤公共施設等のライフサイクルコストの最適化</p> <p>維持していく公共施設等については、コストの面からも創意工夫を重ね、維持管理費・運営費の縮減及び適切な受益者負担の見直しを進めます。また、安全性の確保を大原則としながらも、事後保全と予防保全をバランスさせて修繕費の平準化を進めるとともに、有効なものについては長寿命化を図るなどライフサイクルコストの最適化を進めます。</p> <p>⑥市民と共に実施する持続可能な公共施設等のマネジメント</p> <p>更新費用のみならず、維持・修繕費用も含めた費用対効果の面から本当に必要な施設か</p>
---	--

	<p>どうかを総合的に判断し、市民と共に全市的に最適な状況で次世代に継承できる持続可能な公共施設等のマネジメントを実施します。</p>	<p>どうかを総合的に判断し、市民と共に全市的に最適な状況で次世代に継承できる持続可能な公共施設等のマネジメントを実施します。</p>
14	<p>第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>移住・定住・地域間交流の促進</p> <p>少子高齢化の進展と定住人口の減少は様々な問題を引き起こしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式による人とのつながり方や、企業の働き方の見直しが進み、多様な生き方を選択できる環境が整いつつあります。このためまず、市内外の「ひと」が交流し、地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる関係人口を増やし、定住へとつなげていくことが重要です。</p> <p>地域間の交流は、市内地域間では身近な範囲内での相互扶助や限られた人材やノウハウの有効活用につながります。<u>市外地域間では、ポストコロナを契機に高まりをみせた2拠点居住やワーケーションへの関心、需要もありますが、昨今の企業群の都市部回帰の傾向なども踏まえつつ、新たな地域産業の創出や地域の活性化へつなげる可能性を模索していく必要があります。</u></p> <p>市内外を問わず、ヒト・モノ・コトといったあらゆる情報を相互に発信し、興味や関心を掘り起こす仕掛けが必要です。</p> <p>また、UIJ ターン希望者には総合的な移住支援を実施し、地域の活性化を図ることが求められます。</p> <p>人材の育成</p> <p>持続可能な地域の形成には、人材育成が必要不可欠です。新しい価値観を持った「ひと」との交流や他地域からの移住により、より多くの真庭市の価値を見つけ、育てることができます。誇りと確かな価値観を持ちながら、新しい考え方を広く受け入れる「ひと」や地域の許容性をさらに育てることが重要です。</p>	<p>第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>移住・定住・地域間交流の促進</p> <p>少子高齢化の進展と定住人口の減少は様々な問題を引き起こしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式による人とのつながり方や、企業の働き方の見直しが進み、多様な生き方を選択できる環境が整いつつあります。このためまず、市内外の「ひと」が交流し、地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる関係人口を増やし、定住へとつなげていくことが重要です。</p> <p>地域間の交流は、市内地域間では身近な範囲内での相互扶助や限られた人材やノウハウの有効活用につながり、<u>市外地域間では、田舎暮らしを始め昨今高まる2拠点居住やワーケーションへの関心を高め、結果、新たな地域産業の創出や地域の活性化につながる可能性を有しています。</u></p> <p>市内外を問わず、ヒト・モノ・コトといったあらゆる情報を発信し、興味や関心を掘り起こす仕掛けが必要です。</p> <p>また、UIJ ターン希望者には総合的な移住支援を実施し、地域の活性化を図ることが求められます。</p> <p>人材の育成</p> <p>持続可能な地域の形成には、人材育成が必要不可欠です。新しい価値観を持った「ひと」との交流や他地域からの移住により、より多くの真庭市の価値を見つけ、育てることができます。誇りと確かな価値観を持ちながら、新しい考え方を広く受け入れる「ひと」や地域の許容性をさらに育てることが重要です。</p>

	<p>農林畜産業は、産業構造の変化や高齢化による担い手の減少などにより、産業としての力、生業・就業の受け皿としての基盤が弱体化してきました。さらに、農用地や山林の手入れが滞り、里山資源としての自然・生活環境の保全や地域文化の継承も困難になりつつあります。</p> <p>高齢化と若年層人口の流出が進み、人材育成も含めた<u>多様な雇用環境整備</u>が必要です。地域産業では、後継者不在などによる店舗や事業所の数が減少する一方で、小さな商い、地域貢献や「つとめ」の「しごと化」<u>の動きが少しずつ進んできており、CB（コミュニティビジネス）、SB（ソーシャルビジネス）の起業の動きが真庭にも見えてつあります。</u></p> <p>誰もが生きがいを持って働き、生み育て、生活を維持していくためには、経済的基盤である「仕事」と豊かなライフスタイル実現の双方の価値を皆が認め合い、実現できる環境づくりが必要です。特に、女性や熟年者、障がい者など誰もがそれぞれの状況やライフスタイルに応じた働き方のできる就業環境の整備が<u>求められます。</u></p> <p>一方、情報技術分野の発達により、地方と都市との距離が縮まっていることから、スキルや知識があれば仕事を持つことが可能になりました。特にポストコロナの時代ではテレワークが進み、田舎の住環境は大きな強みと<u>なっていました</u>が、<u>アフターコロナの時代にあって都市部への企業帰帰の傾向も度外視することはできません。このように、着々と変化する時代の情勢にあわせて、施策を講じていく必要があります。</u></p>	<p>農林畜産業は、産業構造の変化や高齢化による担い手の減少などにより、産業としての力、生業・就業の受け皿としての基盤が弱体化してきました。さらに、農用地や山林の手入れが滞り、里山資源としての自然・生活環境の保全や地域文化の継承も困難になりつつあります。</p> <p>高齢化と若年層人口の流出が進み、<u>地場企業の求人条件と市内の求職者とのアンマッチも見られ、</u>人材育成も含めた<u>総合的な雇用環境整備</u>が必要です。地域産業では、後継者不在などによる店舗や事業所の数が減少する一方で、小さな商い、地域貢献や「つとめ」の「しごと化」<u>がまだまだ不十分で</u>CB（コミュニティビジネス）、SB（ソーシャルビジネス）の起業も<u>少なく、地域の停滞につながりつつあります。</u></p> <p>誰もが生きがいを持って働き、生み育て、生活を維持していくためには、経済的基盤である「仕事」と豊かなライフスタイル実現の双方の価値を皆が認め合い、実現できる環境づくりが必要です。特に、女性や熟年者、障がい者など誰もがそれぞれの状況やライフスタイルに応じた働き方のできる就業環境の整備が<u>遅れています。</u></p> <p>一方、情報技術分野の発達により、地方と都市との距離が縮まっていることから、スキルや知識があれば仕事を持つことが可能になりました。特にポストコロナの時代ではテレワークが進み、田舎の住環境は大きな強みと<u>なりつつあります。</u></p>
14	<p>2 その対策</p> <p>移住・定住・地域間交流の促進</p> <p>地域の活性化に<u>つながる</u>担い手を確保するため、移住希望者に向けて真庭の魅力を積極的に発信するとともに、地域や関係機関と連携し地域、市民活動、移住者等のネットワークづくりの支援や交流定住センターを核とした相談体制の充実やお試し住宅、空き家・空き農地情報の提供等、受け入れ体制を整備します。</p> <p>また、空き家や廃校等空き施設の有効活用も積極的に検討し、活力ある地域づくりを推進します。</p> <p>さらに、連携中枢都市圏をはじめとする広域の地域間での取組により、産業、文化、教育、環境などさまざまな分野での広域的な地域間交流、行政連携を推進します。</p>	<p>2 その対策</p> <p>移住・定住・地域間交流の促進</p> <p>地域の活性化に<u>繋がる</u>担い手を確保するため、移住希望者に向けて真庭の魅力を積極的に発信するとともに、地域や関係機関と連携し地域、市民活動、移住者等のネットワークづくりの支援や交流定住センターを核とした相談体制の充実やお試し住宅、空き家・空き農地情報の提供等、受け入れ体制を整備します。</p> <p>また、空き家や廃校等空き施設の有効活用も積極的に検討し、活力ある地域づくりを推進します。</p> <p>さらに、連携中枢都市圏をはじめとする広域の地域間での取組により、産業、文化、教育、環境などさまざまな分野での広域的な地域間交流、行政連携を推進します。</p>

人材の育成

学校や地域などあらゆる場や生涯にわたるあらゆる段階で、真庭市を知り、誇りを高めるための情報や学習機会の提供を市民と協働で進め、知の循環型社会を構築していきます。

真庭市の自然、歴史、文化などを見つめ直し、維持保全し、伝承し、地域資源を生かした魅力的なライフスタイルを提案していきます。

「ひと」と「ひと」、地域と地域の交流により、互いの魅力を認め合うことで、各地域にあった魅力的なライフスタイルが市民の手でつくられていくよう支援します。

「まち」の中で「地域でできること」と「市民活動としてできること」を具体的に示し、情報提供や活動拠点の提供、担い手の発掘・育成などの活動支援体制を充実させます。

また、ライフスタイルやライフステージに応じた生活や生き方を支援するため、職場・家庭・地域における「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた啓発や施策・事業を進めます。

さらに、異なる文化や新しい価値観、違う考えを理解し受け入れられるよう、「ひと」と地域の意識と許容性の醸成に努めます。

伝統的産業の継承や新しい産業の創出を支える仕組みづくりに取り組む地域や事業者を支援します。重要な基幹産業である農林畜産業の基盤強化と里山の生活文化を守るため、法人化支援や関連する就業や人的ネットワークづくりを支援します。

15

3 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(3) 人材育成			
		旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業	真庭市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	学校力向上事業 ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶもので

人材の育成

学校や地域などあらゆる場や生涯にわたるあらゆる段階で、真庭市を知り、誇りを高めるための情報や学習機会の提供を市民と協働で進め、知の循環型社会を構築していきます。

真庭市の自然、歴史、文化などを見つめ直し、維持保全し、伝承し、地域資源を生かした魅力的なライフスタイルを提案していきます。

「ひと」と「ひと」、地域と地域の交流により、互いの魅力を認め合うことで、各地域にあった魅力的なライフスタイルが市民の手でつくられていくよう支援します。

「まち」の中で「地域でできること」と「市民活動としてできること」を具体的に示し、情報提供や活動拠点の提供、担い手の発掘・育成などの活動支援体制を充実させます。

また、ライフスタイルやライフステージに応じた生活や生き方を支援するため、職場・家庭・地域における「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた啓発や施策・事業を進めます。

さらに、異なる文化や新しい価値観、違う考えを理解し受け入れられるよう、「ひと」と地域の意識と許容性の醸成に努めます。

伝統的産業の継承や新しい産業の創出を支える仕組みづくりに取り組む地域や事業者を支援します。重要な基幹産業である農林畜産業の基盤強化と里山の生活文化を守るため、法人化支援や関連する就業や人的ネットワークづくりを支援します。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(3) 人材育成			
		旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業	真庭市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	学校力向上事業 ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、幼稚園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶもので

			<p>(Q-Uを活用した集団作り事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。</li> </ul> <p>(英語力向上事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を共有する。また、発話型の英語学習アプリを活用して、課題である聞く・話す力の向上につなげる。</li> </ul> <p>(地元企業と連携した学習事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。</li> </ul> <p>(郷育を核としたキャリア教育推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育(ふるさと学習)」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。</p>	ある。						
			<p>地域連携型学校魅力化事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <p>(高校魅力化応援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。</li> <li>・地元住民、産業界、高校による連携を進めるためのWSの開催。</li> <li>・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。</li> <li>・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。</li> </ul> <p>(地産地消推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。</li> <li>・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力を高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。					
			<p>(Q-Uを活用した集団作り事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。</li> </ul> <p>(英語力向上事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を共有する。また、発話型の英語学習アプリを活用して、課題である聞く・話す力の向上につなげる。</li> </ul> <p>(地元企業と連携した学習事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。</li> </ul> <p>(郷育を核としたキャリア教育推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育(ふるさと学習)」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。</p>	ある。						
			<p>地域連携型学校魅力化事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <p>(高校魅力化応援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。</li> <li>・地元住民、産業界、高校による連携を進めるためのWSの開催。</li> <li>・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。</li> <li>・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。</li> </ul> <p>(地産地消推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。</li> <li>・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力を高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。					

			による農業後継者の育成拡大。					による農業後継者の育成拡大。		
16	4 公共施設等総合管理計画等との整合	<p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>				4 公共施設等総合管理計画等との整合	<p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>			
17	第3章 産業の振興	<p>1 現況と問題点</p> <p>農業</p> <p>本市は、東西に約30km、南北に約50kmの広がりを持っており、多様な地理的、気象的条件により各地域で特色ある農業経営が行われています。北部地域では蒜山大根、花き、そば、乳製品、水稻、菌茸類等が主要産物となっているほか、南部地域では、水稻、大豆、野菜、ピオーネや梨等の果樹が主要産物となっています。</p> <p>令和2年の総農家数は、4,385戸（うち販売農家数は2,648戸）、経営耕地面積は3,504haで、このうち水田が64.9%、1戸当たりの経営耕地面積は79.9aと県平均の72.5aを上回っています。しかし、農作物作付け状況を見ると年々減少傾向にあり、令和2年と昭和60年を比較すると、雑穀以外で大きく落ち込んでいます。令和2年時点の農家率は27.7%と県平均6.3%と比べて高くなっています。</p> <p>また、農業生産の基盤である農業用施設の老朽化も進み、更新が必要なものも多く見受けられます。農業用施設の維持管理は、日本型直接支払等を活用し推進していますが、農業従事者の高齢化により適切な維持管理が困難な状況となっています。</p> <p>近年、安全安心への意識の高まり等により、消費者の農畜産物へのニーズは多様化しています。このような状況の中、本市の豊かな地域資源を生かした農畜産物の高付加価値化の推進、環境に配慮した農業の推進が必要です。</p> <p>また、これまでJA（農業協同組合）等と連携した農産品のブランドづくり、流通システムの確立、意欲ある農家・新規就農（業）者・担い手の育成等を行ってきましたが、</p>				第3章 産業の振興	<p>1 現況と問題点</p> <p>農業</p> <p>本市は、東西に約30km、南北に約50kmの広がりを持っており、多様な地理的、気象的条件により各地域で特色ある農業経営が行われています。北部地域では蒜山大根、花き、そば、乳製品、水稻、菌茸類等が主要産物となっているほか、南部地域では、水稻、大豆、野菜、ピオーネや梨等の果樹が主要産物となっています。</p> <p>令和2年の総農家数は、4,385戸（うち販売農家数は2,648戸）、経営耕地面積は3,504haで、このうち水田が64.9%、1戸当たりの経営耕地面積は79.9aと県平均の72.5aを上回っています。しかし、農作物作付け状況を見ると年々減少傾向にあり、令和2年と昭和60年を比較すると、雑穀以外で大きく落ち込んでいます。</p> <p>また、平成27年時点の農家率は32.4%と県平均8.1%と比べて高くなっており、販売農家数のうち第2種兼業農家数は2,160戸で67.3%（県平均60.3%）を占めるなど兼業農家の割合が高くなっています。農業全体では、専業農家数が増加し、専業農家率も25.6%と平成22年度より約1.1%増加していますが、担い手への集積は経営体の高齢化により鈍化してきています。</p> <p>また、農業生産の基盤である農業用施設の老朽化も進み、更新が必要なものも多く見受けられます。農業用施設の維持管理は、日本型直接支払等を活用し推進していますが、農業従事者の高齢化により適切な維持管理が困難な状況となっています。</p> <p>近年、安全安心への意識の高まり等により、消費者の農畜産物へのニーズは多様化し</p>			

組織統合や財源・人手不足といった構造的な課題を、真庭市を含めた農業に関する関係機関も抱える一方で、農業生産を持続可能なものとしていくための新たな枠組み（補完組織）の構築についても検討が必要です。

こうした農業生産についての将来的な検討に当たっては、平地に比べ傾斜地が多く、まとまった農地も少ない中山間地域を中心に荒廃農地や有害鳥獣の被害も増加しているという地理的要因も考慮しながら、農業の多面的機能の維持・確保のための更なる施策といった多角的視点も求められます。

表 2-1 農家数及び農業就業人口

(単位：戸)

区分	総農家数	販売農家数	専業別農家数		
			専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和60年	8,636		1,047	1,009	6,580
平成2年	7,861	6,056	670	749	4,637
平成7年	7,375	5,541	660	661	4,220
平成12年	6,779	4,968	730	362	3,876
平成17年	6,340	4,311	809	374	3,128
平成22年	5,860	3,761	920	300	2,541
平成27年	5,217	3,208	822	226	2,160
令和2年	4,385	2,648			
岡山県 (H27)	62,592	36,077	11,476	2,844	21,757
岡山県 (R2)	50,735	27,937			

資料：農林業センサス

表 2-2 経営耕地面積

区分	総数 (a)	田 (a)	畑 (a)	樹園地 (a)			農家1戸あたり (a)	
				果樹園	茶園	その他		
昭和60年	648,429	431,776	203,267	13,386	3,954	3,626	5,806	75.1
平成2年	614,704	419,056	179,600	16,048	7,748	3,730	4,570	70.8
平成7年	561,741	390,117	157,511	14,113	8,910	3,129	2,074	76.2

ています。このような状況の中、本市の豊かな地域資源を生かした農畜産物の高付加価値化の推進、環境に配慮した農業の推進、JA（農業協同組合）等と連携した農産品のブランドづくり、流通システムの確立、意欲ある農家・新規就農（業）者・担い手の育成等が必要です。

また、平地に比べ傾斜地が多く、まとまった農地も少ない中山間地域を中心に荒廃農地や有害鳥獣の被害も増加していることから、農業の多面的機能の維持・確保のための更なる施策推進が必要です。

表 2-1 農家数及び農業就業人口

(単位：戸)

区分	総農家数	販売農家数	専業別農家数		
			専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和60年	8,636		1,047	1,009	6,580
平成2年	7,861	6,056	670	749	4,637
平成7年	7,375	5,541	660	661	4,220
平成12年	6,779	4,968	730	362	3,876
平成17年	6,340	4,311	809	374	3,128
平成22年	5,860	3,761	920	300	2,541
平成27年	5,217	3,208	822	226	2,160
令和2年	4,385	2,648			
岡山県 (H27)	62,592	36,077	11,476	2,844	21,757
岡山県 (R2)	50,735	27,937			

資料：農林業センサス

表 2-2 経営耕地面積

区分	総数 (a)	田 (a)	畑 (a)	樹園地 (a)			農家1戸あたり (a)	
				果樹園	茶園	その他		
昭和60年	648,429	431,776	203,267	13,386	3,954	3,626	5,806	75.1
平成2年	614,704	419,056	179,600	16,048	7,748	3,730	4,570	70.8
平成7年	561,741	390,117	157,511	14,113	8,910	3,129	2,074	76.2

平成 12 年	508,455	360,073	137,110	11,272	6,932	2,430	1,910	75.0
平成 17 年	436,135	305,329	121,085	9,720				68.8
平成 22 年	425,538	292,360	122,251	10,927				72.6
平成 27 年	385,169	271,341	104,728	9,100				73.8
令和 2 年	350,431	227,492	116,048	6,891				79.9
岡山県 (R2)	3,677,395	3,054,040	461,473	161,882				72.5

資料：農林業センサス

表 2-3 農作物作付け状況

(単位：a)

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
稲	330,621	273,485	280,759	190,155	170,181	169,118	151,838	142,258
麦類	5,301	2,116	128	40	-	-	206	583
雑穀	700	1,491	663	3,642	5,599	6,312	8,329	15,018
いも類	2,857	1,729	1,624	683	704	433	410	371
豆類	20,730	20,243	10,168	9,443	10,788	10,188	11,608	11,860
工芸作物	19,023	14,244	7,383	4,592	4,016	1,394	1,493	2,110
野菜類	85,242	82,467	51,634	35,569	48,701	28,481	27,476	25,127
花き類・花木	2,282	3,064	1,887	1,973	1,866	-	1,644	1,644
種苗・苗木類	1,051	755	493	164	1,088			
その他作物	126,362	130,624	94,862	2,312	8,651	1,159	1,252	6,952
計	594,169	530,218	449,601	248,573	251,594		211,324	212,118

注：「-」は統計数値を公表していないもの  
資料：農林業センサス

表 2-4 農業産出額（推計）

(単位：千万円)

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	
耕種	耕種計	597	621	645	592	643	701
	水稻	194	188	170	139	161	172

平成 12 年	508,455	360,073	137,110	11,272	6,932	2,430	1,910	75.0
平成 17 年	436,135	305,329	121,085	9,720				68.8
平成 22 年	425,538	292,360	122,251	10,927				72.6
平成 27 年	385,169	271,341	104,728	9,100				73.8
令和 2 年	350,431	227,492	116,048	6,891				79.9
岡山県 (R2)	3,677,395	3,054,040	461,473	161,882				72.5

資料：農林業センサス

表 2-3 農作物作付け状況

(単位：a)

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
稲	330,621	273,485	280,759	190,155	170,181	169,118	151,838	142,258
麦類	5,301	2,116	128	40	-	-	206	583
雑穀	700	1,491	663	3,642	5,599	6,312	8,329	15,018
いも類	2,857	1,729	1,624	683	704	433	410	371
豆類	20,730	20,243	10,168	9,443	10,788	10,188	11,608	11,860
工芸作物	19,023	14,244	7,383	4,592	4,016	1,394	1,493	2,110
野菜類	85,242	82,467	51,634	35,569	48,701	28,481	27,476	25,127
花き類・花木	2,282	3,064	1,887	1,973	1,866	-	1,644	1,644
種苗・苗木類	1,051	755	493	164	1,088			
その他作物	126,362	130,624	94,862	2,312	8,651	1,159	1,252	6,952
計	594,169	530,218	449,601	248,573	251,594		211,324	212,118

注：「-」は統計数値を公表していないもの  
資料：農林業センサス

表 2-4 農業産出額（推計）

(単位：千万円)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	
耕種	耕種計	506	561	670	678	597	621
	水稻	168	186	208	221	194	188

	野菜	240	257	294	261	292	323
	果実	122	129	135	149	147	159
	工芸農作物	2	3	2	2	2	2
	その他	39	46	44	41	42	45
畜産	畜産計	552	530	536	601	575	664
	乳用牛	306	258	274	278	269	276
	肉用牛	95	100	98	101	84	78
	豚	-	-	-	-	-	-
	鶏	146	168	160	216	215	302
総額	1,149	1,151	1,181	1,193	1,219	1,366	

注：「-」は数値を公表していないもの  
資料：市町村別農業産出額（推計）

表 2-5 農家率等

(令和 2 年)

区分	世帯数 (戸)	農家率 (%)	1戸当たり経営耕地面積 (a)
真庭市	15,845	27.7	79.9
岡山県	801,409	6.3	72.5

資料：農林業センサス、国勢調査

#### 林業

本市の令和 6 年度末時点の森林面積は 65,409ha であり、このうち民有林が 58,802ha で約 9 割を占めています。林種別の森林面積では、人工林 38,315ha のうち木材生産活動が実施されるべき人工林（民有林における人工林）が 33,993ha で、民有林における人工林率が約 6 割と、県平均の約 4 割を大きく上回っており、本市にとっての林業の重要性を示しています。

豊富で良質な森林資源の活用を背景に、原木市場や製品市場等の流通拠点が形成され、多くの製材・加工業者が集積しています。このような流通網の発達により、本市は、古くから「美作材」の産地として知られてきました。さらに、木質構造用材料として近

	野菜	205	228	299	263	240	257
	果実	85	98	119	146	122	129
	工芸農作物	3	2	2	3	2	3
	その他	46	49	42	46	39	46
畜産	畜産計	497	518	542	530	552	530
	乳用牛	271	284	299	285	306	258
	肉用牛	76	78	91	90	95	100
	豚	-	-	-	-	-	-
	鶏	143	150	147	150	146	168
総額	1,003	1,079	1,211	1,207	1,149	1,151	

注：「-」は数値を公表していないもの  
資料：市町村別農業産出額（推計）

表 2-5 農家率等

(平成 27 年)

区分	世帯数 (戸)	農家率 (%)	専業率 (%)	第 1 種兼業率 (%)	第 2 種兼業率 (%)	1戸当たり経営耕地面積 (a)
真庭市	16,084	32.4	25.6	7.0	67.3	73.8
岡山県	772,977	8.1	31.8	7.9	60.3	66.2

資料：農林業センサス

#### 林業

本市の令和元年度末時点の森林面積は 65,834ha であり、このうち民有林が 58,876ha で約 9 割を占めています。林種別の森林面積では、人工林 38,184ha のうち木材生産活動が実施されるべき人工林（民有林における人工林）が 33,816ha で、民有林における人工林率が約 6 割と、県平均の約 4 割を大きく上回っており、本市にとっての林業の重要性を示しています。

豊富で良質な森林資源の活用を背景に、原木市場や製品市場等の流通拠点が形成され、多くの製材・加工業者が集積しています。このような流通網の発達により、本市は、

年注目されている CLT についても、その分野における市場占有率が国内でも上位であることで知られています。

その一方、森林所有者の約 7 割は 5ha 未満の小規模所有であり、高齢化や材価の低迷による森林整備への関心の低さからか、伐期を迎えているが未施業となっている人工林や、未整備で放置された森林が多く見られます。林業の持続的な振興のためにも植林から皆伐更新の循環が行われることが重要です。

生活様式の変化や経済のグローバル化の影響により、地域産材の、様々な製品に対する素材としての位置づけは依然として低い状態です。また CLT についても、中高層建築物の構造材としての認知度はまだ高いとはいえないのが現状であり、地域産木材及び CLT の需要拡大、普及促進を図らなければなりません。

将来の担い手確保については、地域の林業及び木質バイオマスの理解増進を図り、木材産業を底上げするための人材育成が必要です。

平成 26 年 3 月には国から「バイオマス産業都市」として選定されました。その大きな柱の一つである真庭バイオマス発電所が稼働し、今まで廃棄されていた製材端材や、山に放置されていた未利用木材等を資源として有効に活用する仕組みが確立されました。しかし、未利用材や広葉樹等、燃料としての木質資源を安定供給することにより、森林整備の計画的かつ効率的な施業を実施することができる条件は整ったものの、担い手不足や機械の能力不足により、安定的な林業経営に十分に繋がっていない状況となっています。

上記のように林業分野では、すでに確立された流通網が存在していますが、「木を使い切る」地域実現のため、木材素材生産から流通に携わる事業者の連携体制を整え、より安定した木材の品質・供給量を確保するための基盤強化が必要です。また、林業経営を安定的に支えるために林道インフラの保全整備が必要です。

表 2-6 森林面積及び所有形態別林野面積

区分	平成 23 年	平成 28 年	令和 2 年	令和 6 年	岡山県 (令和 6 年)
総数	65,268	65,268	65,469	65,409	482,252

古くから「美作材」の産地として知られてきました。さらに、木質構造用材料として近年注目されている CLT についても、その分野における市場占有率が国内でも上位であることで知られています。

その一方、森林所有者の約 7 割は 5ha 未満の小規模所有であり、高齢化や材価の低迷による森林整備への関心の低さからか、伐期を迎えているが未施業となっている人工林や、未整備で放置された森林が多く見られます。林業の持続的な振興のためにも植林から皆伐更新の循環が行われることが重要です。

生活様式の変化や経済のグローバル化の影響により、地域産材の、様々な製品に対する素材としての位置づけは依然として低い状態です。また CLT についても、中高層建築物の構造材としての認知度はまだ高いとはいえないのが現状であり、地域産木材及び CLT の需要拡大、普及促進を図らなければなりません。

将来の担い手確保については、地域の林業及び木質バイオマスの理解増進を図り、木材産業を底上げするための人材育成が必要です。

平成 26 年 3 月には国から「バイオマス産業都市」として選定されました。その大きな柱の一つである真庭バイオマス発電所が稼働し、今まで廃棄されていた製材端材や、山に放置されていた未利用木材等を資源として有効に活用する仕組みが確立されました。しかし、未利用材や広葉樹等、燃料としての木質資源を安定供給することにより、森林整備の計画的かつ効率的な施業を実施することができる条件は整ったものの、担い手不足や機械の能力不足により、安定的な林業経営に十分に繋がっていない状況となっています。

上記のように林業分野では、すでに確立された流通網が存在していますが、「木を使い切る」地域実現のため、木材素材生産から流通に携わる事業者の連携体制を整え、より安定した木材の品質・供給量を確保するための基盤強化が必要です。また、林業経営を安定的に支えるために林道インフラの保全整備が必要です。

表 2-6 森林面積及び所有形態別林野面積

区分	平成 20 年	平成 26 年	平成 30 年	令和元年	岡山県 (R 元)
総数	65,631	65,633	65,850	65,834	485,091

森林面積 (ha)	樹林地	人工林	38,284	38,265	38,184	38,315	192,887
		天然林	25,104	25,012	25,157	25,838	274,926
	その他	1,880	1,992	2,128	1,257	14,438	
所有形態別 林野面積 (ha)	総数	65,268	65,268	65,469	65,409	482,252	
	国有林	6,600	6,606	6,607	6,607	35,669	
	民有林	58,669	58,663	58,862	58,802	446,584	
人工林率 (%)		58.7%	58.6%	58.3%	58.6%	39.9%	
民有林率 (%)		89.8%	89.8%	89.9%	89.8%	92.6%	

注：四捨五入のため計が合わない場合がある  
資料：岡山県林政課「岡山県の森林資源（市町村別森林面積表、市町村別人工林・天然林面積表）」

#### 地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進

本市における工業は、令和2年の工業統計調査によると事業所数 104 箇所、従業者数 3,698 人、製造品出荷額等約 1,105 億円（全県比約 1.43%）となっており、事業所数・従業員数とも減少を続けています。

地域内に立地する事業所の製造品出荷額をみると、1 事業所当たりで 10 億 6,298 万円、従業者 1 人当たりで 2,989 万円となっており、県平均と比べると大きく下回っており、小規模な事業所が多いことがわかります。また、平成 16 年と比較してみると、事業所数が約 39%、従業者数が約 8%減少しており、新規創業、企業立地、雇用者数の拡大が求められています。

また、久世地域と落合地域に造成されている県営真庭産業団地（開発総面積約 90ha）は分譲を平成 15 年 4 月より行ってきました。若者の定住促進と地域振興のため、当該団地への流通関連企業や製造業、特に本市の木質資源等を有効に活用できるバイオマス関連産業等の企業誘致活動や新産業の創出を積極的に進めてきましたが、こうした産業団地の土地的なキャパシティの限界を迎えていることから、市内への企業立地・参入に係る施策は新たな検討・アクションのフェーズに入ってきたといえます。

森林面積 (ha)	樹林地	人工林	38,258	38,265	38,193	38,184	192,903
		天然林	25,124	25,012	25,181	25,157	271,381
	その他	2,249	2,363	2,476	2,493	20,807	
所有形態別 林野面積 (ha)	総数	65,631	65,633	65,850	65,834	485,091	
	国有林	6,950	6,956	6,957	6,957	37,373	
	民有林	58,681	58,677	58,893	58,876	447,718	
人工林率 (%) ※ <sub>1</sub>		58.6%	58.6%	58.3%	58.3%	40.0%	
民有林率 (%) ※ <sub>1</sub>		89.9%	89.9%	89.9%	89.9%	92.6%	

注：四捨五入のため計が合わない場合がある  
※<sub>1</sub> 岡山県農林水産部林政課「岡山県の森林資源」  
表-3 市町村別人工林・天然林面積表の数値により算出  
資料：岡山県農林水産部林政課「岡山県の森林資源」  
表-2 市町村別森林面積表、表-3 市町村別人工林・天然林面積表

#### 地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進

本市における工業は、令和2年の工業統計調査によると事業所数 104 箇所、従業者数 3,698 人、製造品出荷額等約 1,105 億円（全県比約 1.43%）となっており、事業所数・従業員数とも減少を続けています。

地域内に立地する事業所の製造品出荷額をみると、1 事業所当たりで 10 億 6,298 万円、従業者 1 人当たりで 2,989 万円となっており、県平均と比べると大きく下回っており、小規模な事業所が多いことがわかります。また、平成 16 年と比較してみると、事業所数が約 39%、従業者数が約 8%減少しており、新規創業、企業立地、雇用者数の拡大が求められています。

久世地域と落合地域に造成されている県営真庭産業団地（開発総面積約 90ha）は分譲を平成 15 年 4 月より行っており、若者の定住促進と地域振興のため、当該団地への流通関連企業や製造業、特に本市の木質資源等を有効に活用できるバイオマス関連産業等の企業誘致活動や新産業の創出を積極的に進めるとともに、市内への立地を促進するなど産業の振興が求められています。

なお、製造業の約 3 割を占める木材産業における副産物を活用した木質系のバイオマ

なお、製造業の約3割を占める木材産業における副産物を活用した木質系のバイオマス産業を推進してきましたが、生ごみの減量化や雇用の創出等を目的として令和6年度より本格化した生ごみ等を原料としたバイオ液肥の利用等の状況も踏まえながら、資源循環型の地域産業の創出を進める必要があります。

表 2-7 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業者4名以上の事業所）

区分	平成16年	平成18年	平成20年	平成25年	平成30年	令和2年	岡山県(R2)	
事業所数(箇所)	171	159	151	129	110	104	3,147	
従業者数(人)	総数	4,026	3,977	3,945	3,776	3,737	3,698	151,056
	常用労働者	4,008	3,962	3,929	3,768			
	個人事業主及び家族従業者	18	15	16	8			
1事業所当たり従業者数(人)	24	25	26	29	34	36	48	
製造品出荷額等(万円)	8,384,504	9,250,124	9,111,619	10,053,778	11,107,230	11,054,962	770,413,581	
1事業所当たり製造品出荷額(万円/事業所)	49,032	58,177	60,342	77,936	100,975	106,298	244,809	
従業員当たり製造品出荷額(万円/人)	2,083	2,326	2,310	2,663	2,972	2,989	5,100	

資料：工業統計調査

表 2-8 事業所数の推移  
(単位：箇所)

区分	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成23年	平成28年	令和3年	岡山県(令和3年)
農林漁業	40	39	38	34	45	52	53	606
鉱業	11	9	8	8	5	5	5	44
建設業	478	481	456	428	390	359	310	7,802
製造業	325	306	271	249	233	231	212	6,179
電気・ガス・熱供給・水道業	1	18	1	2	-	1	3	197
運輸・通信業	97	119	84	85	90	77	61	2,189
卸売・小売業	1,304	1,277	944	914	770	674	608	18,705

ス産業については、市内企業を中心に推進されていますが、生ごみの減量化や雇用の創出等を目的に、生ごみ等を原料とした液肥の利用等、資源循環型の地域産業の創出を進める必要があります。

表 2-7 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業者4名以上の事業所）

区分	平成16年	平成18年	平成20年	平成25年	平成30年	令和2年	岡山県(R2)	
事業所数(箇所)	171	159	151	129	110	104	3,147	
従業者数(人)	総数	4,026	3,977	3,945	3,776	3,737	3,698	151,056
	常用労働者	4,008	3,962	3,929	3,768			
	個人事業主及び家族従業者	18	15	16	8			
1事業所当たり従業者数(人)	24	25	26	29	34	36	48	
製造品出荷額等(万円)	8,384,504	9,250,124	9,111,619	10,053,778	11,107,230	11,054,962	770,413,581	
1事業所当たり製造品出荷額(万円/事業所)	49,032	58,177	60,342	77,936	100,975	106,298	244,809	
従業員当たり製造品出荷額(万円/人)	2,083	2,326	2,310	2,663	2,972	2,989	5,100	

資料：工業統計調査

表 2-8 事業所数の推移  
(単位：箇所)

区分	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成23年	平成28年	岡山県(H28)
農林漁業	40	39	38	34	45	52	491
鉱業	11	9	8	8	5	5	43
建設業	478	481	456	428	390	359	7,968
製造業	325	306	271	249	233	231	6,853
電気・ガス・水道業	1	18	1	2	-	1	57
運輸・通信業	97	119	84	85	90	77	2,899
卸売・小売業	1,304	1,277	944	914	770	674	21,434

金融・保険業	37	41	30	28	31	24	27	1,274
不動産業	38	42	46	54	79	70	65	5,020
サービス業	816	938	1,034	1,183	998	965	878	31,628
公務		65		45				
計	3,147	3,335	2,912	3,030	2,641	2,458	2,222	74,313

注1：平成11・16年は簡易調査であり、民間事業所のみ  
注2：平成23年以降の数値から統計が経済センサスに移行  
資料：事業所・企業統計調査・経済センサス

### 商業

本市の商業は、令和3年の経済センサスによると事業所数は608店（全県比3.2%）、従業者数は3,485人（全県比2.2%）、年間商品販売額は800億円（全県比1.3%）となっています。販売力をみると、店舗当たりで1億3,161万円、従業員当たりで2,296万円となっており、県平均と比べると小規模な店舗が多いことがわかります。参照する統計の問題もあり数値は微増となっておりますが、今後の本市の人口動態を鑑みれば、店舗数、従業員数ともに減少トレンドにあると考えられます。

また、久世地域を中心として郊外型店舗や幹線沿いの大規模小売店舗が進出している一方、旧来の商店街や小規模小売店舗の空き店舗化がみられます。

表2-9 事業所数及び商品販売額

区分	事業所数（箇所）			従業員数（人）			年間商品販売額（万円）	事業所当たり販売額（万円）	従業員当たり販売額（万円）
	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業			
平成3年	1,147	113	1,034	4,300	702	3,598	8,237,558	7,182	1,916
平成6年	1,087	109	978	4,055	751	3,304	9,491,188	8,732	2,341
平成9年	1,032	109	923	4,381	628	3,753	9,069,632	8,788	2,070
平成11年	1,044	121	923	4,439	651	3,788	8,307,548	7,957	1,871
平成14年	966	100	866	4,409	598	3,811	7,479,142	7,742	1,696

金融・保険業	37	41	30	28	31	24	27	1,348
不動産業	38	42	46	54	79	70	65	5,035
サービス業	816	938	1,034	1,183	998	965	878	33,739
公務		65		45				
計	3,147	3,335	2,912	3,030	2,641	2,458	2,222	79,870

注：平成11・16年は簡易調査であり、民間事業所のみ  
資料：事業所・企業統計調査・経済センサス

### 商業

本市の商業は、平成28年の経済センサスによると事業所数は555店（全県比3.2%）、従業者数は2,789人（全県比2.0%）、年間商品販売額は607億円（全県比1.1%）となっています。販売力をみると、店舗当たりで1億947万円、従業員当たりで2,178万円となっており、県平均と比べると小規模な店舗が多いことがわかります。本市においては店舗数、従業員数ともに減少傾向にあります。

また、久世地域を中心として郊外型店舗や幹線沿いの大規模小売店舗が進出している一方、旧来の商店街や小規模小売店舗の空き店舗化がみられるなど、まちづくりの観点からも地元商店の魅力づくりと活性化を進めていく必要があります。

表2-9 事業所数及び商品販売額

区分	事業所数（箇所）			従業員数（人）			年間商品販売額（万円）	事業所当たり販売額（万円）	従業員当たり販売額（万円）
	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業			
平成3年	1,147	113	1,034	4,300	702	3,598	8,237,558	7,182	1,916
平成6年	1,087	109	978	4,055	751	3,304	9,491,188	8,732	2,341
平成9年	1,032	109	923	4,381	628	3,753	9,069,632	8,788	2,070
平成11年	1,044	121	923	4,439	651	3,788	8,307,548	7,957	1,871
平成14年	966	100	866	4,409	598	3,811	7,479,142	7,742	1,696
平成16年	945	107	838	4,272	549	3,723	7,647,821	8,093	1,790

平成 16 年	945	107	838	4,272	549	3,723	7,647,821	8,093	1,790
平成 19 年	878	104	774	4,286	659	3,627	6,905,427	7,865	1,611
平成 23 年	770	101	669	3,763	515	3,248	5,715,700	8,418	1,827
平成 28 年	555	64	491	2,789	326	2,463	6,075,800	10,947	2,178
令和 3 年	608			3,485			8,001,700	13,161	2,296
岡山県 (令和 3 年)	18,705			155,294			579,452,900	32,501	3,936

注：本表の数値のうち平成 28 年以前のは商業統計調査によるものであることから、前頁の表の数値（経済センサスの数値）と一致しないことに留意が必要。  
資料：商業統計調査・経済センサス

#### 観光又はレクリエーション

本市は、蒜山地域の蒜山高原、津黒高原、湯原地域の湯原温泉郷、美甘地域のクリエイト菅谷、勝山地域の町並み保存地区と神庭の滝、久世地域の旧遷喬尋常小学校、高仙の里よの、落合地域の醍醐桜、北房地域の備中鐘乳穴、ホテルとコスモス等県内有数の観光資源を有しており、毎年数多くの観光客が訪れています。

本市を訪れる観光客の多くは、高原や温泉、四季折々の変化など自然や歴史的町並みを求めているものの、近年のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、観光に対するニーズは大きく様変わりしています。

平成 28 年度に「観光戦略」を策定し、観光による交流を活発にし、地域課題を解決しながら「豊かな地域づくり」を実現する「観光地域づくり」を掲げ、平成 30 年に観光地域づくり法人として一般社団法人真庭観光局を設立しました。

既存の各観光地域に新たな付加価値を付けるとともに、新しい観光資源の掘り起こしを行い、魅力が増すことで、より幅広いニーズに応え、滞在型観光を推進することにより観光消費額、宿泊者数の増加につなげていく必要があります。

令和 3 年にオープンした「GREENable HIRUZEN」を観光文化の発信拠点と位置づけ、コミュニティブランド「GREENable」による「人との自然との共生」、サステナブルな暮らしの在り方をサイクリングなどのアクティビティを通じて提供しています。

（一社）真庭観光局を中心に訪日外国人旅行者の誘客に向けたプロモーション、受入

平成 19 年	878	104	774	4,286	659	3,627	6,905,427	7,865	1,611
平成 23 年	770	101	669	3,763	515	3,248	5,715,700	8,418	1,827
平成 28 年	555	64	491	2,789	326	2,463	6,075,800	10,947	2,178
岡山県 (H28)	17,103	4,103	13,000	134,492	37,256	97,236	535,704,100	31,322	3,983

資料：商業統計調査・経済センサス

#### 観光又はレクリエーション

本市は、蒜山地域の蒜山高原、津黒高原、湯原地域の湯原温泉郷、美甘地域のクリエイト菅谷、勝山地域の町並みと神庭の滝、久世地域の旧遷喬尋常小学校、高仙の里よの、落合地域の醍醐桜、北房地域の備中鐘乳穴、ホテルとコスモス等県内有数の観光資源を有しており、毎年数多くの観光客が訪れています。

本市を訪れる観光客の多くは、高原や温泉、四季折々の変化など自然や歴史的町並みを求めているものの、近年のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、観光に対するニーズは大きく様変わりしています。

平成 28 年度に「観光戦略」を策定し、観光による交流を活発にし、地域課題を解決しながら「豊かな地域づくり」を実現する「観光地域づくり」を掲げ、平成 30 年に真庭版 DMO（観光地域づくり法人）として一般社団法人真庭観光局を設立しました。

今後はさらに、既存の各観光地に新たな付加価値を付けるとともに、新しい観光資源の掘り起こしを行い、魅力が増すことで、より幅広いニーズに応え、滞在型観光への移行を進めていく必要があります。また、観光施設の整備、観光関係団体との連携強化、広域的な観光ネットワーク化等を通して「真庭」の知名度を高め、観光客 500 万人を目指し、各地域振興施策を進めることが必要です。

体制の整備にも取り組み、観光施設の改修や整備、地域内外観光団体との連携強化、広域的な観光ネットワーク化等を通して「真庭」の知名度を高め、観光客 400 万人を目指すとともに、各地域の魅力向上に向け施策を進める必要があります。

表 2-10 観光レクリエーション資源等の利用者数・参加者

区分	観光客数 (千人)						令和 6 年の対前年比 (%)
	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
蒜山高原	2,239	1,650	1,568	2,092	2,146	2,182	101.7
湯原温泉	297	228	193	245	256	264	103.1
勝山・神庭の滝	207	153	142	141	153	169	110.5
その他	360	260	286	432	440	433	98.4
計	3,103	2,291	2,189	2,910	2,995	3,048	101.8

資料：岡山県観光客動態調査、真庭市

表 2-10 観光レクリエーション資源等の利用者数・参加者

区分	観光客数 (千人)						令和 2 年の対前年比 (%)
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
蒜山高原	2,504	2,327	2,283	2,055	2,239	1,650	73.7
湯原温泉	380	371	339	319	297	228	76.8
勝山・神庭の滝	273	248	222	209	207	153	73.9
その他	364	426	409	353	360	260	72.2
計	3,521	3,372	3,253	2,936	3,103	2,291	73.8

資料：岡山県観光客動態調査、真庭市

23 2 その対策  
農業

北部と南部の気候風土の違いを生かした農産品の生産と、近年の市場における消費者の食の安全性等への関心の高まりに対応するため、環境に配慮したバイオ液肥や里海米を活用した資源循環型農業の技術研究、活用の方策の検討・施策の実施を推進するなど、生産者の想いや人のぬくもりが伝わる農産品のブランド化を進めます。また、JA 等と連携・協力し、マーケティングによる販路の拡大・確保と生産性向上に取り組みます。さらに、生産組合・商工業者等との連携により、農畜産物やジビエなど豊かな地域資源を生かし、生産から加工・販売を結んだ新商品開発や新事業の推進、農業の 6 次産業化の推進等に努めます。これを支えるほ場、かんがい排水施設、農道、農産物加工場等の生産基盤については、整備・維持管理等を推進するとともに、農業の自然循環機能の維持・増進（環境にやさしい農業の推進）に努めます。

また、本市は県内有数の優良和牛生産先進地のため、畜産の更なる振興に努めます。ジャージー牛については日本有数の飼育頭数を誇っていますが、少子高齢化の影響で担い手不足等の課題が問題となっています。市の基幹産業として継続していくためには、

2 その対策  
農業

北部と南部の気候風土の違いを生かした農産品の生産と、近年の市場における消費者の食の安全性等への関心の高まりに対応するため、環境に配慮したバイオ液肥や里海米を活用した資源循環型農業の技術研究、活用の方策の検討・施策の実施を推進するなど、生産者の想いや人のぬくもりが伝わる農産品のブランド化を進めます。また、JA 等と連携・協力し、マーケティングによる販路の拡大・確保と生産性向上に取り組みます。さらに、生産組合・商工業者等との連携により、農畜産物やジビエなど豊かな地域資源を生かし、生産から加工・販売を結んだ新商品開発や新事業の推進、農業の 6 次産業化の推進等に努めます。これを支えるほ場、かんがい排水施設、農道、農産物加工場等の生産基盤については、整備・維持管理等を推進するとともに、農業の自然循環機能の維持・増進（環境にやさしい農業の推進）に努めます。

また、本市は県内有数の優良和牛生産先進地のため、畜産の更なる振興に努めます。ジャージー牛については日本有数の飼育頭数を誇っており、特色のある酪農振興や新たな加工への展開の可能性を含め、観光面にも活用していきます。

温室効果ガスの排出削減に取り組むことで環境負荷を低減し、環境と調和した酪農経営モデルを整備することにより、酪農・畜産の生産の担い手や業界従事者を育成する施設の充実を図り、さらには、消費者や近い将来消費者となる児童生徒に近未来の酪農体系を実証展示することにより、理解醸成を推進することが重要です。また、環境調和型の酪農モデルとして、メタン発酵によるエネルギー利用と副産物の利用に取り組むことは、温室効果ガスの削減だけでなく、経営的にも肥料・飼料・敷料・エネルギーなどの自給率向上にも寄与します。

こうした取組を通じて、この環境調和型モデルが実現可能であることを示し、施設運営に関するノウハウを蓄積・共有し、経営に対する各効果を明らかにすることで、地域の酪農家・畜産農家への理解を醸成し普及を推進します。

本事業ではメタン発酵による畜産系廃棄物等のエネルギー利用と副産物の活用を予定していますが、副産物である再生敷料や液肥を近隣の畜産農家や耕種農家にも試用してもらうなど理解の醸成に努め、将来的には地域全体にこの取組が普及することで、収益性の確保やジャージー産地としての産業振興を進めます。

真庭市は、2020年にゼロカーボンシティ宣言をしており、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ都市「ゼロカーボンシティまにわ」を目指していますが、その達成のためには畜産業からの温室効果ガス排出削減が必要不可欠となります。また、市では「真庭市みどりの食料システムビジョン」を作成し循環型農業による農業振興を目指していますが、一方で、これまで蒜山地区では畜産業の脱炭素化に向けた具体的な動きは少なく、今後の温室効果ガス削減や循環型農業の取り組みをどう進めて行くかが課題となってきました。

この課題に対し、まず真庭市が循環型酪農と温室効果ガスの排出削減、エネルギーと副産物の有効活用のモデルを示し地域の先行的協力者とともに実践をすることで、真庭市全域の酪農・畜産業への波及を目指します。これにより酪農・畜産業の脱炭素化を図り、真庭市地域の脱炭素に貢献します。特色のある酪農振興や新たな加工への展開の可能性を含め、観光面にも活用していきます。

これに加え、「食育」活動の推進と地産地（外）消運動の展開を図り、域内外への流通体制づくりを推進します。

これに加え、「食育」活動の推進と地産地（外）消運動の展開を図り、域内外への流通体制づくりを推進します。

また、生産規模を問わず、農業に意欲のある人材を掘り起こし、認定農業者、集落営農組織及び新規就農者等の育成に努め、さらにスマート農業技術の普及、導入の推進など担い手の育成・確保と活気ある農村づくりによる農業の振興を図ります。

中山間地域の農地の持つ地域の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など大切な役割を維持するため、中山間地域直接支払制度等、中山間地域の農業振興を推進します。

<p>また、生産規模を問わず、農業に意欲のある人材を掘り起こし、認定農業者、集落営農組織及び新規就農者等の育成に努め、さらにスマート農業技術の普及、導入の推進など担い手の育成・確保と活気ある農村づくりによる農業の振興を図ります。</p> <p>中山間地域の農地の持つ地域の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など大切な役割を維持するため、中山間地域直接支払制度等、中山間地域の農業振興を推進します。</p> <p>林業</p> <p>森林整備及び林業振興の基盤となる林業インフラの整備をはじめ高性能林業機械の導入や、森林施業の集約化、森林 GIS を活用した森林資源情報の把握や路網計画、伐採計画等の基本計画を策定し、効率的な施業によるコスト削減と雇用の確保を図ります。</p> <p>「美作材」ブランドとして、地元産木材の利用促進を図るため、木材需要の大半を占める木造住宅の新築や改築等に対して、積極的に地元産材を使用してもらうよう取り組みます。</p> <p>また、令和3年10月施行の「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、CLT を含む地元産材を、公共、民間問わず建築物に積極的に使用してもらうよう取り組みます。</p> <p>地域の若年層を対象とした、林業及び木質バイオマスの理解を深めるための普及啓発活動や木育を通じて、人材育成を推進します。</p> <p>木質バイオマス発電に必要な資源の安定供給等の関連産業の裾野を広げることで、本流とバイオマス利用を両輪として林業の活性化を進めます。</p> <p>上記のように、安定した木材の品質・供給量の確保や「木を使い切る」地域実現のため、林業木材産業の基盤強化に取り組みます。</p> <p>地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進</p> <p>若者の定住促進と地域振興のため、5つの IC を有する優位性と、情報インフラとしての真庭ひかりネットワークを生かした企業誘致を積極的に進め、情報通信産業、学術研究、専門・技術サービス業、クリエイティブ産業等幅広い産業分野について、本市への新たな人材を呼び込む取組を推進します。</p>	<p>林業</p> <p>森林整備及び林業振興の基盤となる林業インフラの整備をはじめ高性能林業機械の導入や、森林施業の集約化、森林 GIS を活用した森林資源情報の把握や路網計画、伐採計画等の基本計画を策定し、効率的な施業によるコスト削減と雇用の確保を図ります。</p> <p>「美作材」ブランドとして、地元産木材の利用促進を図るため、木材需要の大半を占める木造住宅の新築や改築等に対して、積極的に地元産材を使用してもらうよう取り組みます。</p> <p>また、令和3年10月施行の「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、CLT を含む地元産材を、公共、民間問わず建築物に積極的に使用してもらうよう取り組みます。</p> <p>地域の若年層を対象とした、林業及び木質バイオマスの理解を深めるための普及啓発活動や木育を通じて、人材育成を推進します。</p> <p>木質バイオマス発電に必要な資源の安定供給等の関連産業の裾野を広げることで、本流とバイオマス利用を両輪として林業の活性化を進めます。</p> <p>上記のように、安定した木材の品質・供給量の確保や「木を使い切る」地域実現のため、林業木材産業の基盤強化に取り組みます。</p> <p>地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進</p> <p>若者の定住促進と地域振興のため、5つの IC を有する優位性と、情報インフラとしての真庭ひかりネットワークを生かした企業誘致を積極的に進め、情報通信産業、学術研究、専門・技術サービス業、クリエイティブ産業等幅広い産業分野について、本市への新たな人材を呼び込む取組を推進します。</p>
---	---

また、デジタル化が進み、時間や場所に制限されることなく柔軟な働き方ができる時代が到来している状況をチャンスととらえ、サテライトオフィスやテレワークなど新たな働く場づくりを進め、企業誘致や起業・創業の促進を図ります。

基幹産業である林業の促進のため、「木を使い切る真庭」の創出として、CLTの地域産業化の推進、真庭産木材の安定供給体制の構築、木質バイオマスの複合的な利活用等、低炭素社会に向けた環境産業の創出を図ります。

さらには、これまで進めてきたのと同様に、起業や創業の創出を図り、産業間や企業間の連携を促進し、商品開発や新たなビジネスモデルの創出等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した特産品開発等への支援体制を強化します。

さらに、有機廃棄物資源化事業を「真庭バイオマス産業杜市構想」にも掲げており、生ごみ等の分別を市民生活に取り入れ、生ごみ等を原料として資源を循環させる地域産業を創出するとともに雇用の拡充を図り、あわせて、市民でつくる「バイオマス産業杜市“真庭”」として意識醸成も図ります。

#### 商業

商工会や、真庭市産業サポートセンター、まちづくり組織等と連携し、商業への新規参入者の支援や、魅力と個性ある店舗づくりのための改修支援等の充実、空き店舗の活用支援といったこれまでの施策はもちろん、多様な働き方が選択可能な昨今の時代の要請を踏まえながら、にぎわいと活力ある多様な真庭の「しごと」の創出を進めるため、創業支援や経営革新はもちろん、地域外の事業者との共創や地域資源活用を支援します。

さらに、商工会を支援する中で、商業者への経営指導強化や融資制度の活用等により、

また、デジタル化が進み、時間や場所に制限されることなく柔軟な働き方ができる時代が到来している状況をチャンスととらえ、サテライトオフィスやテレワークなど新たな働く場づくりを進め、企業誘致や起業・創業の促進を図ります。

基幹産業である林業の促進のため、「木を使い切る真庭」の創出として、CLTの地域産業化の推進、真庭産木材の安定供給体制の構築、木質バイオマスの複合的な利活用等、低炭素社会に向けた環境産業の創出を図ります。

さらに、これまで取り組んできた、真庭を象徴する地域産木質バイオマス等の再生可能エネルギーへの活用によって生まれた付加価値を、市民のために活用するため、市内企業等と協力して地域新電力会社を設立します。より環境価値の高いエネルギーを地産地消し、得られた利益を地域課題解決に活用することで、地場産業に伴走支援し、地域資源の循環をより意義深いものとしします。

企業・産業活動を総合的に支援する「真庭市地域産業振興センター」の活動を充実させ、起業や創業の創出を図り、産業間や企業間の連携を促進し、商品開発や新たなビジネスモデルの創出等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した特産品開発等への支援体制を強化します。

さらに、有機廃棄物資源化事業を「真庭バイオマス産業杜市構想」にも掲げており、生ごみ等の分別を市民生活に取り入れ、生ごみ等を原料として資源を循環させる地域産業を創出するとともに雇用の拡充を図り、あわせて、市民でつくる「バイオマス産業杜市“真庭”」として意識醸成も図ります。

#### 商業

商工会や、真庭市産業サポートセンター、まちづくり組織等と連携し、商業への新規参入者の支援や、魅力と個性ある店舗づくりのための改修支援等の充実、空き店舗の活用支援等にぎわいと活力ある商店街を創出します。

また、高齢化社会に対応し、高齢者や障がい者のニーズに即した商業施策を展開するとともに、個々の商店街の特性を生かした集客力のあるイベントの実施や、真庭ひかりネットワークを活用した販売戦略等を支援し、地元での消費生活の利便性向上と消費の拡大を図ります。

	<p>きめ細やかに経営基盤強化を図ります。</p> <p>観光又はレクリエーション</p> <p><u>本市と（一社）真庭観光局が両輪となり、観光を支える交通基盤・情報基盤の整備や、観光資源の掘り起こしやブラッシュアップを進め、SNS 等効果的なツールの活用など、あらゆる情報媒体を通じて真庭の魅力を発信していきます。</u></p> <p><u>また、訪日外国人旅行者の誘客や受入にあたっては、広域連携による周遊ルートの提案、地域一帯でのおもてなし、受入環境整備を行い、宿泊客、リピーター層の確保を目指します。</u></p> <p><u>国内外旅行者のニーズは年々多様化しており、観光を取り巻く情勢は大きく変化しています。バイオマス関連企業や施設を巡る真庭 SDGs バイオマスツアーをはじめ、「GREENable」ブランドを基軸とした自然自然再生活動やサイクリングなどの体験アクティビティを提供するほか、教育旅行やコンベンション等の誘致も進めていきます。また観光施設の整備についても、情勢の変化や安心・安全に利用できるよう必要性や優先度を考慮しながら整備を行っていきます。</u></p>	<p>さらに、商工会を支援する中で、商業者への経営指導強化や融資制度の活用等により、経営基盤強化を図ります。</p> <p>観光又はレクリエーション</p> <p><u>観光を支える交通基盤・情報基盤の整備や、観光資源の掘り起こしを進めるとともに、あらゆる情報媒体を通じて真庭の魅力を広く発信していきます。</u></p> <p><u>また、広域連携による観光振興事業等、地域をあげてのおもてなしで、気持ちよく観光してもらえる環境づくりを行い、リピーターの確保を目指します。</u></p> <p><u>旅行者のニーズは年々多様化しており、観光を取り巻く情勢は大きく変化しています。バイオマス関連企業や施設を巡るバイオマスツアー真庭、エコツーリズム等の自然体験型観光、農林畜産業と連携したグリーンツーリズムやサイクリング等の体験型観光を整備・促進するほか、教育旅行やコンベンション等の誘致も進めていきます。また観光施設の整備に関しても、このような情勢の変化に対応した整備を行っていきます。</u></p> <p><u>さらに、風情ある景観の保全及びその景観を改善することで観光による地域振興を図るため、観光地域の無電柱化等を推進します。</u></p>
25	<p>3 連携について</p> <p>産業の振興に関する各施策の実施にあたっては、地元事業者をはじめとする民間事業者、他の市町村、都道府県等と連携を図りながら産業の振興に努めます。</p>	<p>3 連携について</p> <p>産業の振興に関する各施策の実施にあたっては、地元事業者をはじめとする民間事業者、他の市町村、都道府県等と連携を図りながら産業の振興に努めます。</p>

## 4 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2.産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	中山間地域農業農村総合整備事業 圃場整備 2箇所 A=18.9ha 農業用水路改修 6箇所 L=3,543m	岡山県	
	林業	小規模林道整備事業（穴ヶ登線） L=20m、W=3.0m	真庭市	
		小規模林道整備事業（荒神谷線）（舗装新設） L=700m、W=3.0m	真庭市	
		小規模林道整備事業（大来尾線） L=20m、W=3.0m	真庭市	
		林道施設整備等事業 橋りょう 21橋	真庭市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	畜産バイオマス発電施設整備事業	真庭市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		道の駅醍醐の里改修事業	真庭市	
		神庭の滝施設改修事業	真庭市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
企業誘致	企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業 ○具体的な事業内容 真庭産業団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。 ○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。 ○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	

## 4 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2.産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	中山間地域農業農村総合整備事業 圃場整備 2箇所 A=18.9ha 農業用水路改修 6箇所 L=3,543m	岡山県	
		蒜山堆肥センター施設改修等事業	真庭市	
	林業	林道維持補修事業（穴ヶ登線）（改良） L=42m、W=3.0m	真庭市	
		林道施設整備等事業（林道赤目石線） L=32.0m W=4.3m 1橋	真庭市	
		小規模林道整備事業（古屋線） A=1,200㎡	真庭市	
		小規模林道整備事業（桑林線） L=40m、W=3.0m	真庭市	
		小規模林道整備事業（大来尾線） L=6m、W=3.0m	真庭市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	バイオ液肥濃縮施設整備事業	真庭市	
	(5) 企業誘致、(6) 起業の促進			
		サテライトオフィス整備事業	真庭市	
(9) 観光又はレクリエーション				
	無電柱化推進事業	真庭市		
	蒜山晴海プロジェクト電柱地中化支障移転事業	真庭市		
	蒜山⇄晴海プロジェクト推進事業	真庭市		
	真庭市そばの館整備事業	真庭市		
	ひるぜんベアバレースキー場施設改修事業	真庭市		
	北房ほたる公園改修事業	真庭市		
	上蒜山登山口トイレ整備事業	真庭市		
	蒜山快湯館施設改修等事業	真庭市		
	蒜山ヒルズ施設改修等事業	真庭市		
	蒜山ハーブガーデンハービル施設改修等事業	真庭市		
	高仙の里よの施設改修等事業	真庭市		
	北房なかつい陣屋施設改修等事業	真庭市		
	神庭の滝自然公園施設改修等事業	真庭市		
	道の駅醍醐の里 LED 改修事業	真庭市		

					<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <table border="1"> <tr> <td>第1次産業</td> <td> <p>木造建築物助成事業</p> <p>○具体的な事業内容 一定量以上の真庭産材を使用した木造建築物に補助をするもの。</p> <p>○事業の必要性 真庭産乾燥材の利用促進を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果 真庭産材の利用促進、需要拡大。</p> </td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶのである。</td> </tr> <tr> <td>企業誘致</td> <td> <p>企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業</p> <p>○具体的な事業内容 真庭産業団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。</p> <p>○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。</p> <p>○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。</p> </td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(11) その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域新電力会社設立事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> </table>	第1次産業	<p>木造建築物助成事業</p> <p>○具体的な事業内容 一定量以上の真庭産材を使用した木造建築物に補助をするもの。</p> <p>○事業の必要性 真庭産乾燥材の利用促進を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果 真庭産材の利用促進、需要拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶのである。	企業誘致	<p>企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業</p> <p>○具体的な事業内容 真庭産業団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。</p> <p>○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。</p> <p>○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	(11) その他					地域新電力会社設立事業	真庭市	
第1次産業	<p>木造建築物助成事業</p> <p>○具体的な事業内容 一定量以上の真庭産材を使用した木造建築物に補助をするもの。</p> <p>○事業の必要性 真庭産乾燥材の利用促進を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果 真庭産材の利用促進、需要拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶのである。																		
企業誘致	<p>企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業</p> <p>○具体的な事業内容 真庭産業団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。</p> <p>○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。</p> <p>○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																		
(11) その他																					
	地域新電力会社設立事業	真庭市																			
26	<p>5 産業振興促進事項</p> <p>(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業振興促進区域</th> <th>業種</th> <th>計画期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>真庭市全域</td> <td>製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等</td> <td>令和8年4月1日～ 令和13年3月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記「2その対策」及び「事業計画」のとおり</p>	産業振興促進区域	業種	計画期間	備考	真庭市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日		<p>5 産業振興促進事項</p> <p>(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業振興促進区域</th> <th>業種</th> <th>計画期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>真庭市全域</td> <td>製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等</td> <td>令和3年4月1日～ 令和8年3月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記「2その対策」及び「事業計画」のとおり</p>	産業振興促進区域	業種	計画期間	備考	真庭市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日				
産業振興促進区域	業種	計画期間	備考																		
真庭市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日																			
産業振興促進区域	業種	計画期間	備考																		
真庭市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日																			
27	<p>6 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>6 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>																			
27	<p>第4章 地域における情報化</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>通信・情報</p>	<p>第4章 地域における情報化</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>通信・情報</p>																			

情報通信技術の高度化が進み、産業・経済、行政、教育、医療・福祉、家庭など、あらゆる分野で技術の進歩・活用が進んでおり、これからの地域づくりや新しいコミュニティの形成、経済、行政サービスに情報通信基盤は必要不可欠となっています。また、人口減少等による社会情勢の変化、技術革新、災害・感染症等の想定外の事態にも適応できる強靱なデジタル社会の実現を推し進めていくことが必要です。

本市では、真庭ひかりネットワークが市内全域で整備され、全ての市民が平等に自分のライフスタイルを実現するために、この情報通信基盤を活用することが可能となっています。引き続き、この真庭ひかりネットワークを常に安定的に利活用できる環境を保つため、ネットワークの高度化及び機器の更新などの維持管理が必要です。

移動通信サービスについては、市内の一部で携帯電話事業者によるサービス環境が整っておらず、格差の是正が求められています。

情報発信の強化により、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、共に実行する新しい関係づくりが必要です。また、人口減少が急速に進む中、その対策として市民と行政が交流や連携を通じて、ふるさとへの愛情と誇りを持ち、共に情報発信に努める必要もあります。

表 4-1 真庭ひかりネットワークのサービス加入状況

(令和 7 年 9 月現在)

告知放送	ケーブルテレビ	インターネット接続可能件数
17,801 件	12,713 件	15,685 件

資料：真庭市

情報通信技術の高度化が進み、産業・経済、行政、教育、医療・福祉、家庭など、あらゆる分野で技術の進歩・活用が進んでおり、これからの地域づくりや新しいコミュニティの形成、経済、行政サービスに情報通信基盤は必要不可欠となっています。また、人口減少等による社会情勢の変化、技術革新、災害・感染症等の想定外の事態にも適応できる強靱なデジタル社会の実現を推し進めていくことが必要です。

本市では、真庭ひかりネットワークが市内全域で整備され、全ての市民が平等に自分のライフスタイルを実現するために、この情報通信基盤を活用することが可能となっています。引き続き、この真庭ひかりネットワークを常に安定的に利活用できる環境を保つため、ネットワークの高度化及び機器の更新などの維持管理が必要です。

移動通信サービスについては、市内の一部で携帯電話事業者によるサービス環境が整っておらず、格差の是正が求められています。

情報発信の強化により、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、共に実行する新しい関係づくりが必要です。また、人口減少が急速に進む中、その対策として市民と行政が交流や連携を通じて、ふるさとへの愛情と誇りを持ち、共に情報発信に努める必要もあります。

表 4-1 真庭ひかりネットワークのサービス加入状況

(令和 3 年 7 月現在)

告知放送	ケーブルテレビ	インターネット
17,847 件	13,007 件	8,853 件

資料：真庭市

27 2 その対策  
通信・情報

真庭ひかりネットワークの機器などは、技術の進歩及び経年変化に対応した更新等を行うことで情報通信環境の質を維持・向上し、それらを活用したサービスの利用を促進します。

経済活動の活性化や市民福祉向上等を図るため、真庭ひかりネットワークを活用した各種の情報サービスの提供を推進するとともに、情報教育や高齢者等にも配慮した学習

27 2 その対策  
通信・情報

真庭ひかりネットワークの機器などは、技術の進歩及び経年変化に対応した更新等を行うことで情報通信環境の質を維持・向上し、それらを活用したサービスの利用を促進します。

経済活動の活性化や市民福祉向上等を図るため、真庭ひかりネットワークを活用した各種の情報サービスの提供を推進するとともに、情報教育や高齢者等にも配慮した学習

機会の提供、学校教育における情報サービスの活用等を充実し、人材の育成・強化に努めます。

また、社会情勢の変化、技術革新、災害、感染症等の想定外の事態にも適応できる社会推進のための方策の検討、施策を実施していきます。

移動通信サービスについては、事業者に対し継続的にサービス内容の向上を働きかけるとともに、新技術の活用等あらゆる方策を検討し、サービスの提供を進めていきます。市民と行政が共に情報発信を進めるため、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット、SNS等さまざまなメディアを活用して、地域の情報を戦略的に市内外に発信するシティプロモーションを進めます。

機会の提供、学校教育における情報サービスの活用等を充実し、人材の育成・強化に努めます。

また、社会情勢の変化、技術革新、災害、感染症等の想定外の事態にも適応できる社会推進のための方策の検討、施策を実施していきます。

移動通信サービスについては、事業者に対し継続的にサービス内容の向上を働きかけるとともに、新技術の活用等あらゆる方策を検討し、サービスの提供を進めていきます。市民と行政が共に情報発信を進めるため、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等さまざまなメディアを活用して、地域の情報を戦略的に市内外に発信するシティプロモーションを進めます。

28

3 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	有線テレビジョン 放送施設	真庭ひかりネットワーク管理事業	真庭市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
情報化	行政情報告知端末整備事業 ○具体的な事業内容 行政情報告知放送を提供するため真庭ひかりネットワークの 引き込み及び機器設置を行うもの。 ○事業の必要性 告知放送サービスを通じて市民に行政情報・防災情報を 提供し、市民生活の向上を図るため。 ○見込まれる事業効果 市民に迅速に行政情報・防災情報を伝えることができる。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	有線テレビジョン 放送施設	真庭ひかりネットワーク管理事業	真庭市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
情報化	行政情報告知端末整備事業 ○具体的な事業内容 行政情報告知放送を提供するため真庭ひかりネットワークの 引き込み及び機器設置を行うもの。 ○事業の必要性 告知放送サービスを通じて市民に行政情報・防災情報を提供し、 市民生活の向上を図るため。 ○見込まれる事業効果 市民に迅速に行政情報・防災情報を伝えることができる。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	
	地図データ統合化事業 ○具体的な事業内容 分散している地図データの統合を図るもの。 ○事業の必要性 インフラなどの適切な維持管理と市民の利便性を向上するため。 ○見込まれる事業効果 インフラなどの適切な維持管理とワンストップでインフラなどの情報が 確認できるようになり、市民の利便性向上につながる。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	

28	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、<u>誰もが出かけたいまち・住みたくなるとまちの実現</u>など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「<u>先進的な社会（多自然型低密度居住）</u>」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>																												
29	<p>第5章 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>道路網の整備</p> <p>本市の広域交通網は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道岡山米子線が交差し、京阪神、四国、山陽、山陰の経済圏域との結びつきを強めています。</p> <p>さらに、国道181号、313号、482号及び県道を基幹道路とした道路網が生活・産業の基盤となり、市内5つのICから主要施設等へは25分以内にアクセスが可能な利便性の高い地域で、車社会においては恵まれていると言えます。</p> <p>しかし、集落間や地区幹線に繋がる道路の幅員が狭小なため、普通自動車の対向も困難で、市民の日常生活に支障をきたしている箇所も多く存在します。</p> <p>また、児童・生徒の通学においても危険なため、循環道路の整備を推進し道路利用者の安全安心の確保と利便性の向上を図る必要があります。</p> <p>農林道については、老朽化が進み、補修が必要なものが見受けられます。農林業の生産基盤等の整備を<u>図る</u>ため、農林道の保全整備や長寿命化を計画的に実施する必要があります。</p> <p>表 5-1 道路の状況 (令和7年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="219 1209 1146 1347"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実延長(m)</th> <th>面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>改良済(m)</th> <th>舗装道(m)</th> <th>改良率(%)</th> <th>舗装率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道</td> <td>1,212,308</td> <td>7,793,102</td> <td>684,612</td> <td>1,066,877</td> <td>56.5</td> <td>88.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：真庭市</p> <p>交通の確保</p>	区分	実延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	改良済(m)	舗装道(m)	改良率(%)	舗装率(%)	市道	1,212,308	7,793,102	684,612	1,066,877	56.5	88.0	<p>第5章 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>道路網の整備</p> <p>本市の広域交通網は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道岡山米子線が交差し、京阪神、四国、山陽、山陰の経済圏域との結びつきを強めています。</p> <p>さらに、国道181号、313号、482号及び県道を基幹道路とした道路網が生活・産業の基盤となり、市内5つのICから主要施設等へは25分以内にアクセスが可能な利便性の高い地域で、車社会においては恵まれていると言えます。</p> <p>しかし、集落間や地区幹線に繋がる道路の幅員が狭小なため、普通自動車の対向も困難で、市民の日常生活に支障をきたしている箇所も多く存在します。</p> <p>また、児童・生徒の通学においても危険なため、循環道路の整備を推進し道路利用者の安全安心の確保と利便性の向上を図る必要があります。</p> <p>農林道については、老朽化が進み、補修が必要なものが見受けられます。農林業の生産基盤等の整備を<u>はかる</u>ため、農林道の保全整備や長寿命化を計画的に実施する必要があります。</p> <p>表 5-1 道路の状況 (令和2年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1178 1209 2105 1347"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実延長(m)</th> <th>面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>改良済(m)</th> <th>舗装道(m)</th> <th>改良率(%)</th> <th>舗装率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道</td> <td>1,192,700</td> <td>7,542,745</td> <td>664,011</td> <td>1,045,947</td> <td>55.7</td> <td>87.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：真庭市</p> <p>交通の確保</p>	区分	実延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	改良済(m)	舗装道(m)	改良率(%)	舗装率(%)	市道	1,192,700	7,542,745	664,011	1,045,947	55.7	87.7
区分	実延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	改良済(m)	舗装道(m)	改良率(%)	舗装率(%)																								
市道	1,212,308	7,793,102	684,612	1,066,877	56.5	88.0																								
区分	実延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	改良済(m)	舗装道(m)	改良率(%)	舗装率(%)																								
市道	1,192,700	7,542,745	664,011	1,045,947	55.7	87.7																								

	<p>鉄道は、JR姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡していますが、利用者数は減少傾向にあります。</p> <p>また、民間バス路線がほとんどない本市において、市のコミュニティバスが高校生や高齢者などにとって不可欠な交通手段となっています。しかし、コミュニティバス運行の財政負担は大きく、利用者は減少傾向にある反面、運行経費は増大してきているため、費用対効果改善に向け、利便性向上による利用促進と運行の効率化が課題となっています。また、バス停まで行くことができないなど、高齢者等の移動手段の利便性の面からも大きな課題があります。</p> <p>広域交通では、高速バス等の都市間アクセス向上が市外との交流人口の増加を支える重要な地域インフラとなるため、都市拠点間連絡バスとの連携についても積極的な働きかけを行っています。</p> <p>また、冬期には、市北部を中心として除雪作業を行っていますが、地域住民の生活に支障が出ないよう、より計画的で効率的な作業が行える体制の整備が求められます。</p>	<p>鉄道は、JR姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡していますが、利用者数は減少傾向にあります。</p> <p>また、民間バス路線がほとんどない本市において、市のコミュニティバスが高校生や高齢者などにとって不可欠な交通手段となっています。しかし、コミュニティバス運行の財政負担は大きく、利用者は減少傾向にある反面、運行経費は増大してきているため、費用対効果改善に向け、利便性向上による利用促進と運行の効率化が課題となっています。また、バス停まで行くことができないなど、高齢者等の移動手段の利便性の面からも大きな課題があります。</p> <p>広域交通では、高速バス等の都市間アクセス向上が市外との交流人口の増加を支える重要な地域インフラとなるため、都市拠点間連絡バスとの連携についても積極的な働きかけを行っています。</p> <p>また、冬期には、市北部を中心として除雪作業を行っていますが、地域住民の生活に支障が出ないよう、より計画的で効率的な作業が行える体制の整備が求められます。</p>
29	<p>2 その対策</p> <p>道路網の整備</p> <p>道路改良・舗装工事等により、交通障害箇所の解消を図ることで地域の定住環境の改善を目指し、この地域の発展が本市全体の発展につながるよう周辺地域へ結ぶ道路網を整備しています。さらに、都市農村交流を促進させることで中山間地域の定住基盤整備づくりを進めます。</p> <p>市道については、市内を循環する道路や基幹道等を中心に年次的・計画的に改良・舗装等を行うとともに、緊急車両の通行不可能な道路についても整備を推進し、市民生活の利便性の向上に努めます。また、地域の一体性の確保と各公共施設等へのアクセス向上のため、地域内循環道路、生活道路、歩道の整備を推進し、地域の発展・活性化に通じる中山間地域の定住基盤整備を行います。</p> <p>そして、橋梁及びトンネルの長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕と予防保全に努めます。</p> <p>農道については、地域の特色を生かした生産基盤整備や農村生活の快適さを高めるため、既存農道の保全と長寿命化を図り、魅力ある新たな農業を目指し、市民自ら積極的</p>	<p>2 その対策</p> <p>道路網の整備</p> <p>道路改良・舗装工事等により、交通障害箇所の解消を図ることで地域の定住環境の改善を目指し、この地域の発展が本市全体の発展につながるよう周辺地域へ結ぶ道路網を整備しています。さらに、都市農村交流を促進させることで中山間地域の定住基盤整備づくりを進めます。</p> <p>市道については、市内を循環する道路や基幹道等を中心に年次的・計画的に改良・舗装等を行うとともに、緊急車両の通行不可能な道路についても整備を推進し、市民生活の利便性の向上に努めます。また、地域の一体性の確保と各公共施設等へのアクセス向上のため、地域内循環道路、生活道路、歩道の整備を推進し、地域の発展・活性化に通じる中山間地域の定住基盤整備を行います。</p> <p>そして、橋梁及びトンネルの長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕と予防保全に努めます。</p> <p>農道については、地域の特色を生かした生産基盤整備や農村生活の快適さを高めるため、既存農道の保全と長寿命化を図り、魅力ある新たな農業を目指し、市民自ら積極的</p>

<p>な農業の展開を図る地域を中心に、計画的に整備を進めます。</p> <p>林道については、国・県の補助事業を積極的に導入し、林業の再生を目指した年次計画により整備を進めるとともに、間伐等の作業道整備等も含め森林の計画的な管理と生産基盤の整備に努め、国土保全・自然環境保護や観光・リゾートとの連携、レクリエーション機能等、森林の持つ多様な機能も考慮しながら整備を進めます。また、既存林道についても保全整備や長寿命化を計画的に進めます。</p> <p>高速自動車道については、中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化の早期完成に向け、積極的に働きかけを行います。</p> <p>交通の確保</p> <p>JR姫新線については、周辺自治体と連携し、市民のマイレール意識の醸成を図るとともに、観光イベントと連携し新たな利活用を図るなど利用促進に向けた取り組みを進めます。</p> <p>バス交通については、従来のコミュニティバス運行事業に加えて、地域内交通確保の新たな取組を進めます。各交通手段の利用実績や各種調査結果を検証し、地域住民による運行事業や福祉移送サービスやスクールバス等の役割分担や、交通事業者との連携を図り、全体的な視点から公共交通の効率化を検討するとともに、路線それぞれの役割を踏まえた利便性の高い運行となるよう改善を進めます。</p> <p>広域交通については、都市間交通ネットワークの強化を図るために、新たな高速バス停留所の誘致に向けた働きかけなど公共交通機関への<u>アクセス強化を推進するとともに、コミュニティバス等の活用を進めます。</u></p> <p>除雪については、除雪車両や機材等の整備充実や効率的な除雪作業計画の策定等、地域の特性に応じた除雪体制の強化を図ります。</p>	<p>な農業の展開を図る地域を中心に、計画的に整備を進めます。</p> <p>林道については、国・県の補助事業を積極的に導入し、林業の再生を目指した年次計画により整備を進めるとともに、間伐等の作業道整備等も含め森林の計画的な管理と生産基盤の整備に努め、国土保全・自然環境保護や観光・リゾートとの連携、レクリエーション機能等、森林の持つ多様な機能も考慮しながら整備を進めます。また、既存林道についても保全整備や長寿命化を計画的に進めます。</p> <p>高速自動車道については、中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化の早期完成に向け、積極的に働きかけを行います。</p> <p>交通の確保</p> <p>JR姫新線については、周辺自治体と連携し、市民のマイレール意識の醸成を図るとともに、観光イベントと連携し新たな利活用を図るなど利用促進に向けた取り組みを進めます。</p> <p>バス交通については、従来のコミュニティバス運行事業に加えて、地域内交通確保の新たな取組を進めます。各交通手段の利用実績や各種調査結果を検証し、地域住民による運行事業や福祉移送サービスやスクールバス等の役割分担や、交通事業者との連携を図り、全体的な視点から公共交通の効率化を検討するとともに、路線それぞれの役割を踏まえた利便性の高い運行となるよう改善を進めます。</p> <p>広域交通については、都市間交通ネットワークの強化を図るために、新たな高速バス停留所の誘致に向けた働きかけなど公共交通機関への<u>アクセス強化の推進を行うとともに、コミュニティバス等の活用と連携を進めます。</u></p> <p>除雪については、除雪車両や機材等の整備充実や効率的な除雪作業計画の策定等、地域の特性に応じた除雪体制の強化を図ります。</p>
---	---

## 3 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道正富線 L=870m、W=5.0m	真庭市	
		市道延命寺線 L=600m、W=4.0m	真庭市	
		市道塩釜線 L=580m、W=7.5m	真庭市	
		市道山久世線 L=520m、W=5.0m	真庭市	
		市道高校東線・高瀬中島線 L=770m、W=9.5m	真庭市	
		市道田ノ口平松線 L=422m、W=4.0m	真庭市	
		市道定藤田東線 L=240m、W=4.0m	真庭市	
		市道河元山根線 L=400m、W=6.0m	真庭市	
		橋りょう	市道垂水紙屋線 L=300m、W=5.0～9.0m	岡山県
	その他	道路メンテナンス事業 橋りょう 84 橋 トンネル 3 本	真庭市	
	(2) 農道			
		広域農道吉備高原北部 2 期線橋梁耐震補強他整備事業 L=6,980m、W=8.0m 2 橋	岡山県	
		一般農道蒜山中央線橋梁耐震補強他整備事業 L=4,330m、W=6.5m 2 橋	岡山県	
		農業用施設等改修事業 (橋梁補修) N=2 橋	真庭市	
		広域農道真庭線 (木山街道) 農道保全事業 法面補修 N=3 箇所、トンネル照明修繕 N=1 本	岡山県 真庭市	
	(3) 林道			
		林道整備事業 (川上 1 号線) (舗装) L=2,766m	真庭市	
		小規模林道整備事業 (鳥居ヶ丸線) L=9m、W=4.0m	真庭市	
		小規模林道整備事業 (黒畑線) L=4m、W=3.0m	真庭市	
	(6) 自動車等			
	自動車	コミュニティバス購入事業	真庭市	

## 3 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道上中井川線 L=1700m、W=7.5m	真庭市	
		市道上口下畝線 (新設) L=270m、W=4.0m	真庭市	
		市道三谷線 L=150m、W=4.0m	真庭市	
		市道鯨上・鯨中線 L=280m、W=4.0m	真庭市	
		市道大出線 L=140m、W=4.0m	真庭市	
		市道峪田線 L=100m、W=5.0m	真庭市	
		市道西谷線 L=600m、W=5.0m	真庭市	
		市道畑ヶ中五名線 L=200m、W=5.0m	真庭市	
		市道鹿田北野線 L=120m、W=5.0m	真庭市	
		市道大門線 L=170m、W=4.0m	真庭市	
		市道藤原南線 L=150m、W=4.0m	真庭市	
		市道河元三坂線 L=300m、W=7.0m	真庭市	
		市道龍頭宇田線 L=100m、W=5.0m	真庭市	
		市道黒尾上ヶ市線 L=220m、W=6.0m	真庭市	
		市道正富線 L=870m、W=5.0m	真庭市	
		市道延命寺線 L=600m、W=4.0m	真庭市	
		市道築瀬線 L=150m、W=4.0m	真庭市	

	(8) 道路整備機械等					市道黒尾上ヶ市線・鍋屋野白線 L=460m、W=7.0m	真庭市	
		除雪自動車等整備事業	真庭市			市道塩釜線 L=580m、W=7.5m	真庭市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業					市道田中中央線 L=110m、W=4.0m	真庭市	
	交通施設維持	道路環境整備事業 ○具体的な事業内容 自らが進んで市道の維持保全活動を行う市民団体等に対して報奨金を交付するもの。 ○事業の必要性 地域の景観を守り、安全で快適な生活環境を向上させるため。 ○見込まれる事業効果 地域や市民団体との協働による道路の安全と景観の維持。	真庭市			当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。		
						市道山久世線 L=520m、W=5.0m	真庭市	
						市道高校東線 L=500m、W=9.5m	真庭市	
					市道高瀬中島線 L=270m、W=9.5m	真庭市		
					市道田ノ口平松線 L=422m、W=4.0m	真庭市		
					市道定藤田東線 L=240m、W=4.0m	真庭市		
					市道鍋屋河元線 L=70m、W=6.0m	真庭市		
					市道河本山根線 L=400m、W=6.0m	真庭市		
				橋りょう	市道垂水 downstream 線 L=300m、W=5.0~9.0m	岡山県	河川改修に伴うもの	
					市道宮原線 L=40m	真庭市		
				その他	道路メンテナンス事業 橋りょう 84 橋 トンネル 3 本	真庭市		
				(2) 農道				
					広域農道吉備高原北部 2 期線橋梁耐震補強他整備事業 L=6,980m、W=8.0m 2 橋	岡山県		
					一般農道蒜山中央線橋梁耐震補強他整備事業 L=4,330m、W=6.5m 2 橋	岡山県		
					木山街道改良事業 (法面保護) L=15,434m、W=1m	岡山県		
				(3) 林道				
					小規模林道整備事業 (川上 1 号線) (舗装) L=4,221m	真庭市		
					林道整備事業 (川上 1 号線) (開設) L=729m、W=4.0m	真庭市		

				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>林道維持補修事業（月ヶ丸線） L=27m、H=11.6m</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>林道施設整備等事業（林道星山線） L=12.6m、W=3.7m 1橋</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模林道整備事業（美作北2号線） A=620㎡</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模林道整備事業（上山長丸線） L=40m、H=8m</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模林道整備事業（森林基幹道作備線） L=60m、W=5.0m</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模林道整備事業（川上1号線） A=300㎡</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模林道整備事業（河田山路線） L=6m、W=3.0m</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模林道整備事業（黒畑線） L=4m、W=3.0m</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">（6）自動車等</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>コミュニティバス購入事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">（8）道路整備機械等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>除雪自動車等整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">（9）過疎地域持続的発展特別事業</td> </tr> <tr> <td>交通施設維持</td> <td>           道路環境整備事業            ○具体的な事業内容            自らが進んで市道の維持保全活動を行う市民団体等に対して報奨金を交付するもの。            ○事業の必要性            地域の景観を守り、安全で快適な生活環境を向上させるため。            ○見込まれる事業効果            地域や市民団体との協働による道路の安全と景観の維持。         </td> <td>           真庭市             当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。         </td> </tr> </table>		林道維持補修事業（月ヶ丸線） L=27m、H=11.6m	真庭市			林道施設整備等事業（林道星山線） L=12.6m、W=3.7m 1橋	真庭市			小規模林道整備事業（美作北2号線） A=620㎡	真庭市			小規模林道整備事業（上山長丸線） L=40m、H=8m	真庭市			小規模林道整備事業（森林基幹道作備線） L=60m、W=5.0m	真庭市			小規模林道整備事業（川上1号線） A=300㎡	真庭市			小規模林道整備事業（河田山路線） L=6m、W=3.0m	真庭市			小規模林道整備事業（黒畑線） L=4m、W=3.0m	真庭市		（6）自動車等				自動車	コミュニティバス購入事業	真庭市		（8）道路整備機械等					除雪自動車等整備事業	真庭市		（9）過疎地域持続的発展特別事業				交通施設維持	道路環境整備事業 ○具体的な事業内容 自らが進んで市道の維持保全活動を行う市民団体等に対して報奨金を交付するもの。 ○事業の必要性 地域の景観を守り、安全で快適な生活環境を向上させるため。 ○見込まれる事業効果 地域や市民団体との協働による道路の安全と景観の維持。	真庭市  当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	林道維持補修事業（月ヶ丸線） L=27m、H=11.6m	真庭市																																																									
	林道施設整備等事業（林道星山線） L=12.6m、W=3.7m 1橋	真庭市																																																									
	小規模林道整備事業（美作北2号線） A=620㎡	真庭市																																																									
	小規模林道整備事業（上山長丸線） L=40m、H=8m	真庭市																																																									
	小規模林道整備事業（森林基幹道作備線） L=60m、W=5.0m	真庭市																																																									
	小規模林道整備事業（川上1号線） A=300㎡	真庭市																																																									
	小規模林道整備事業（河田山路線） L=6m、W=3.0m	真庭市																																																									
	小規模林道整備事業（黒畑線） L=4m、W=3.0m	真庭市																																																									
（6）自動車等																																																											
自動車	コミュニティバス購入事業	真庭市																																																									
（8）道路整備機械等																																																											
	除雪自動車等整備事業	真庭市																																																									
（9）過疎地域持続的発展特別事業																																																											
交通施設維持	道路環境整備事業 ○具体的な事業内容 自らが進んで市道の維持保全活動を行う市民団体等に対して報奨金を交付するもの。 ○事業の必要性 地域の景観を守り、安全で快適な生活環境を向上させるため。 ○見込まれる事業効果 地域や市民団体との協働による道路の安全と景観の維持。	真庭市  当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																																																									
31	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたいまち・住みたいまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>																																																									

32 第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

水道施設

本市では、上水道事業 1 施設、簡易水道事業 18 施設及び飲料水供給施設 10 施設を管理運営しており、事業別給水人口は上水道事業 18,748 人、簡易水道事業 17,529 人 及び飲料水供給施設 296 人 となっています。

今後は水道施設の老朽化による改修や水の安定した供給が行えるよう、施設整備を実施する必要があります。

表 6-1 水道給水人口及び普及率

(令和 6 年 3 月現在)

区分	総数		上水道事業		簡易水道事業		飲料水供給施設		普及率 (%)
	箇所数	給水人口 (人)	箇所数	給水人口 (人)	箇所数	給水人口 (人)	箇所数	給水人口 (人)	
真庭市	29	36,573	1	18,748	18	17,529	10	296	91.5
岡山県	84	1,821,473	24	1,776,918	37	43,806	23	749	99.4

資料：水道統計調査

下水道施設

本市では、久世地域、落合地域の集合処理区域で公共下水道事業を実施しているほか、個別処理区域では浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽設置の補助を行っています。

下水道施設別に汚水処理人口をみると、下水道によるもの 17,747 人 (44.0%)、農業集落排水によるもの 5,217 人 (12.9%)、合併処理浄化槽によるもの 14,147 人 (35.1%) となっており、下水道施設による整備率は 91.9% (県平均 89.5%) にとどまっています。

旭川の源流地域である本市にとって、自然への負荷を抑制することにより美しい自然

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

水道施設

本市では、上水道事業 1 施設、簡易水道事業 18 施設及び飲料水供給施設等 10 施設を管理運営しており、事業別給水人口は上水道事業 19,911 人、簡易水道事業 19,475 人 及び飲料水供給施設等 374 人 となっています。

今後は水道施設の老朽化による改修や水の安定した供給が行えるよう、施設整備を実施する必要があります。

表 6-1 水道給水人口及び普及率

(平成 31 年 3 月現在)

区分	人口※ <sub>1</sub> (人)	総数		上水道事業		簡易水道事業		その他※ <sub>2</sub>		普及率 (%)
		箇所数	給水人口 (人)	箇所数	給水人口 (人)	箇所数	給水人口 (人)	箇所数	給水人口 (人)	
真庭市	43,533	37	39,813	1	19,911	18	19,475	18	427	91.5
岡山県	1,892,447	204	1,878,501	23	1,784,197	93	91,046	88	3,258	99.3

※1 岡山県毎月流動人口調査に基づく推計による

※2 飲料水供給施設及び専用水道等(真庭市で管理する箇所数は 10 箇所、給水人口は 374 人)

資料：水道統計調査、真庭市

下水道施設

本市では、久世地域、落合地域の集合処理区域で公共下水道事業を実施しているほか、個別処理区域では浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽設置の補助を行っています。

下水道施設別に汚水処理人口をみると、下水道によるもの 18,275 人 (41.6%)、農業集落排水によるもの 5,681 人 (12.9%)、合併処理浄化槽によるもの 13,555 人 (30.9%) となっており、下水道施設による整備率は 85.4% (県平均 87.6%) にとどまっています。

旭川の源流地域である本市にとって、自然への負荷を抑制することにより美しい自然

環境を保全することは特に重要です。また、市民の文化的な生活環境を整えるため、今後も市内各地域の地理的状況等を勘案し、適切な汚水処理方式を選択しながら、下水道整備を推進する必要があります。

表 6-2 下水道施設の整備状況  
(令和 7 年 3 月現在)

区分	整備区分						下水道施設整備率 (含：民間設置分)	
	下水道		集落排水		合併処理浄化槽			
	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)
真庭市	17,747	44.0	5,217	12.9	14,147	35.1	37,111	91.9
岡山県	1,295,657	70.9	32,402	1.8	306,622	16.8	1,634,681	89.5

資料：岡山県土木部都市計画課 汚水処理人口普及率

#### ごみ、し尿処理施設

本市のごみ処理は、真庭北部クリーンセンター、クリーンセンターまにわ、コスモスクリーンセンターの 3 施設で行っていましたが、持続的なごみ処理に向け、新たなごみ処理体制の構築を図り、生ごみを含む資源となるごみのさらなる分別推進を市内全域で行い、可燃ごみの減量状況を見ながら段階的に真庭北部クリーンセンター、コスモスクリーンセンターの 2 施設を休止し、クリーンセンターまにわに集約しました。集約後は、市民の利便性を維持するため各処理ブロックに中継施設を整備します。

焼却施設集約後の処理能力は合計 80t/日から合計 30t/日となり、より一層の可燃ごみの減量化に取り組む必要があります。今後も生活の多様化に伴いごみの質も多様化していくことが予想されることから、ごみの減量化、資源の再利用、再生利用等について市民と一体となった取組を行うことが必要です。

し尿処理は、真庭郡新庄村、久米郡美咲町(旧旭町)、苫田郡鏡野町(旧富村)の 3ヶ町村の事務委託を受け、本市と 3ヶ町村分の処理をしていた旭水苑を休止し、令和 7 年 1 月より稼働を開始した生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設「真庭市くらしの循環センター」を落合地域に整備し処理しています。市が実施する公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の整備が進むに従い、し尿の収集量は減

環境を保全することは特に重要です。また、市民の文化的な生活環境を整えるため、今後も市内各地域の地理的状況等を勘案し、適切な汚水処理方式を選択しながら、下水道整備を推進する必要があります。

表 6-2 下水道施設の整備状況  
(令和 3 年 3 月現在)

区分	整備区分						下水道施設整備率 (含：民間設置分)	
	下水道		集落排水		合併処理浄化槽			
	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)
真庭市	18,275	41.6	5,681	12.9	13,555	30.9	37,511	85.4
岡山県	1,305,338	69.1	37,224	2.0	312,177	16.5	1,654,739	87.6

資料：岡山県土木部都市計画課 汚水処理人口普及率

#### ごみ、し尿処理施設

本市のごみ処理は、真庭北部クリーンセンター、クリーンセンターまにわ、コスモスクリーンセンターの 3 施設で行っていましたが、持続的なごみ処理に向け、新たなごみ処理体制の構築を図り、生ごみを含む資源となるごみのさらなる分別推進を市内全域で行い、可燃ごみの減量状況を見ながら段階的に真庭北部クリーンセンター、コスモスクリーンセンターの 2 施設を休止し、クリーンセンターまにわに集約します。集約後は、市民の利便性を維持するため各処理ブロックに簡易中継施設を整備します。

焼却施設集約後の処理能力は合計 80t/日から合計 30t/日となり、より一層の可燃ごみの減量化に取り組む必要があります。今後も生活の多様化に伴いごみの質も多様化していくことが予想されることから、ごみの減量化、資源の再利用、再生利用等について市民と一体となった取組を行うことが必要です。

し尿処理は、真庭郡新庄村、久米郡美咲町(旧旭町)、苫田郡鏡野町(旧富村)の 3ヶ町村の事務委託を受け、本市と 3ヶ町村分の処理を落合地域に設置した旭水苑で実施しています。市が実施する公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の整備が進むに従い、し尿の収集量は減少することが予測されますが、合併浄化槽の整備拡大により浄化槽汚泥の収集量は微増することが予測され、今後もし尿等の効率的な収集・処理体系の確立を

少することが予測されますが、合併浄化槽の整備拡大により浄化槽汚泥の収集量は微増することが予測され、今後もし尿等の効率的な収集・処理体系の確立を図る必要があります。

表 6-3 ごみ処理施設の状況

区分		ごみ焼却施設			最終処分場		
		処理能力 (t/日)	設置年度	設置場所	全体容量 (m <sup>3</sup> )	埋立開始年	設置場所
中間処理施設	クリーンセンター まにわ	30	平成 11 年	久世地域	29,432	平成 11 年	久世地域
					24,500	平成 13 年	美咲町
資源化施設	リサイクルプラザ まにわ	11	平成 11 年	久世地域	-	-	-
中継施設	北部中継施設	-	令和 6 年	中和地域	-	-	-
	南部中継施設	-	令和 7 年	北房地域	-	-	-

資料：真庭市

表 6-4 (1) ごみ処理の状況

(令和 4 年度)

区分	総人口 (人)	自家処理人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)				直接埋立量 (t/年)
			搬入総量	自家処理量	集団回収量	総量	
真庭市	42,827	0	13,202	0	1,120	14,322	50
岡山県	1,866,595	6	589,925	6	22,380	612,305	3,223

資料：岡山県環境白書

表 6-4 (2) ごみ処理の状況

(令和 4 年度)

区分	直接埋立	中間処理 (t/年)		直接資源化量 (t/年)	合計 (t/年)
		直接焼却量	資源化等の中間処理量		
真庭市	50	10,725	2,054	373	13,202
岡山県	3,223	527,088	44,539	15,902	590,752

図る必要があります。また、し尿処理施設は稼働後 26 年が経過しているため年々老朽化が進んでおり、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設(生ごみ等資源化施設)の整備に併せて、し尿処理施設を休止します。

表 6-3 ごみ処理施設の状況

区分		ごみ焼却施設			最終処分場		
		処理能力 (t/日)	設置年度	設置場所	全体容量 (m <sup>3</sup> )	埋立開始年	設置場所
中間処理施設	真庭北部 クリーンセンター	20	平成 3 年	中和地域	-	-	-
	クリーンセンター まにわ	30	平成 11 年	久世地域	29,432	平成 11 年	久世地域
	コスモスクリーン センター	30	平成 6 年	北房地域	24,500	平成 13 年	美咲町
資源化施設	リサイクルプラザ まにわ	11	平成 11 年	久世地域	-	-	-
	コスモスクリーン センター	10	平成 6 年	北房地域	-	-	-

資料：真庭市

表 6-4 (1) ごみ処理の状況

(令和 2 年度)

区分	総人口 (人)	自家処理人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)			集団回収量 (t/年)	直接埋立量 (t/年)
			搬入総量	自家処理量	総量		
真庭市	44,317	0	14,801	0	14,801	1,309	60
岡山県	1,892,683	6	643,235	6	643,241	25,021	3,798

資料：岡山県環境白書

表 6-4 (2) ごみ処理の状況

(令和 2 年度)

区分	直接埋立	中間処理 (t/年)		直接資源化量 (t/年)	合計 (t/年)
		直接焼却量	資源化等の中間処理量		
真庭市	60	10,885	2,206	341	13,492
岡山県	3,798	549,467	49,427	16,328	619,020

区分	中間処理に伴う資源化量 (t/年)	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	減量処理率 (%)	リサイクル率 (%)
真庭市	2,623	916	99.6	28.7
岡山県	105,901	899	99.5	23.5

資料：岡山県環境白書

表 6-5 し尿処理の状況

(令和4年度)

区分	総人口 (人)	し尿収集 人口 (人)	自家処 理人口 (人)	浄化槽人口 (人)			処理量 (kl/年)		
				合併	単独	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
真庭市	42,827	9,594	8	15,548	2,136	17,684	8,612	19,463	28,075
岡山県	1,866,595	163,842	9,794	325,391	142,107	467,498	143,408	380,307	523,715

資料：岡山県環境白書

#### 消防、救急

近年の災害は複雑多様化し、全国傾向としては、地震や風水害による大規模災害が多発し大きな被害をもたらしている反面、火災件数は減少傾向にあります。本市においては自然災害の発生は少ないものの、危険度は高まり、さらに火災件数は若干の増加傾向にあると言えます。また、救急件数は若干の増加傾向となっており、高齢化や核家族化の進行等により、さらに救急需要が高まることも予想され、医療機関との連携体制の強化が求められています。

このような状況の中、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務はますます大きくなってきており、市民の暮らしの安全安心を確保するための消防基盤の積極的な整備が必要です。また、安全で安心な地域づくりに欠かせない消防団の組織充実と団員の確保、消防・防災施設の整備充実を進める必要があります。さらに、市民自らも自主防災活動として、自助・共助の意識を持ち、災害発生時には協力して対処できるよう、地域ぐるみの防災体制の確立が求められます。

区分	中間処理に伴う資源化量 (t/年)	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	減量処理率 (%)	リサイクル率 (%)
真庭市	2,832	915	99.6	30.3
岡山県	116,851	931	99.4	24.6

資料：岡山県環境白書

表 6-5 し尿処理の状況

(令和2年度)

区分	総人口 (人)	し尿収集 人口 (人)	自家処 理人口 (人)	浄化槽人口 (人)			処理量 (kl/年)		
				合併	単独	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
真庭市	44,317	11,587	9	19,136	2,394	21,530	9,254	18,488	27,742
岡山県	1,892,683	175,639	8,307	362,362	166,901	529,263	154,265	375,589	529,854

資料：岡山県環境白書

#### 消防、救急

近年の災害は複雑多様化し、全国傾向としては、地震や風水害による大規模災害が多発し大きな被害をもたらしている反面、火災件数は減少傾向にあります。本市においては自然災害の発生は少ないものの、危険度は高まり、さらに火災件数は若干の増加傾向にあると言えます。また、救急件数は若干の減少傾向であるものの、高齢化や核家族化の進行等により救急需要が高まることも予想され、医療機関との連携体制の強化が求められています。

このような状況の中、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務はますます大きくなってきており、市民の暮らしの安全安心を確保するための消防基盤の積極的な整備が必要です。また、安全で安心な地域づくりに欠かせない消防団の組織充実と団員の確保、消防・防災施設の整備充実を進める必要があります。さらに、市民自らも自主防災活動として、自助・共助の意識を持ち、災害発生時には協力して対処できるよう、地域ぐるみの防災体制の確立が求められます。

表 6-6 現有消防力等

(令和 7 年 4 月現在)

区分	消防本部	消防団	
本部・署数・団数	2 箇所	1 箇所	
分署・方面隊	4 箇所	7 箇所	
分団数	-	28 箇所	
職員・団員数 (定数)	102 人	2,200 人	
職員・団員数 (実数)	99 人	2,177 人	
消防ポンプ自動車	7 台	21 台	
化学消防車	0 台	-	
救急自動車	6 台	-	
指揮車・広報車・連絡車	12 台	1 台	
救助工作車	1 台	-	
災害多目的車	1 台	-	
小型動力ポンプ	5 基	22 基	
小型動力ポンプ付積載車	-	114 台	
消防水利	消火栓	-	2,453 箇所
	防火水槽	-	648 箇所
	その他	-	181 箇所

資料：真庭市

表 6-7 年次別火災・救急件数 (真庭市消防本部管内)

(単位：件)

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
火災件数	27	32	21	26	31
救急件数	2,239	2,326	2,600	2,632	2,646

資料：真庭市

## 安全で安心できる地域づくり

交通事故や犯罪から市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを確保することは重要な課題であるため、関係機関と連携を図りながら安全で安心なまちづくりを進めています。

高齢者や子ども、女性などが犯罪に巻き込まれる事態を防ぐため、地域社会全体で

表 6-6 現有消防力等

(令和 3 年 4 月現在)

区分	消防本部	消防団	
本部・署数・団数	2 箇所	1 箇所	
分署・方面隊	4 箇所	7 箇所	
分団数	-	28 箇所	
職員・団員数 (定数)	98 人	2,650 人	
職員・団員数 (実数)	97 人	2,437 人	
消防ポンプ自動車	7 台	21 台	
化学消防車	0 台	-	
救急自動車	6 台	-	
指揮車・広報車・連絡車	12 台	1 台	
救助工作車	1 台	-	
災害多目的車	1 台	-	
小型動力ポンプ	5 基	22 基	
小型動力ポンプ付積載車	-	114 台	
消防水利	消火栓	-	1,669 箇所
	防火水槽	-	651 箇所
	その他	-	182 箇所

資料：真庭市

表 6-7 年次別火災・救急件数 (真庭市消防本部管内)

(単位：件)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
火災件数	30	28	41	20	27
救急件数	2,486	2,523	2,505	2,530	2,239

資料：真庭市

## 安全で安心できる地域づくり

交通事故や犯罪から市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを確保することは重要な課題であるため、関係機関と連携を図りながら安全で安心なまちづくりを進めています。

高齢者や子ども、女性などが犯罪に巻き込まれる事態を防ぐため、地域社会全体で

守るとともに、登下校時の通学路での子どもの安全対策等を推進し、犯罪に強いまちづくりに努める必要があります。

また、高齢者等の交通弱者が関係する事故防止のため、交通安全対策を図る必要があります。

本市では、市民の安全安心のための窓口として、青少年育成センターや女性家庭相談、人権相談、犯罪被害者支援相談窓口等を設置しています。また、生活相談のワンストップ窓口として「生活総合相談窓口」と「消費生活センター」を設置し、各課・関係機関が連携・支援に当たる体制を整えています。今後も相談対応の専門性を高めるため、消費生活相談員の育成を進め、法律相談等の専門機関との連携対応の充実が必要です。

また、安全で安心な生活環境の確保のため、年々増加している空き家への対策（利活用の促進や老朽危険空き家等への対策など）が必要です。

#### 住宅の整備

近年は、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する人に対する賃貸住宅の供給が促進されているところです。

本市の公営住宅の入居者状況は、入居戸数 338 戸のうち政令月収が 104,000 円以下（収入分位 1）の世帯は 254 世帯で入居者の 75.1%を占めており、公営住宅が市内の住宅確保要配慮者の住宅確保に重要な役割を果たしていることがわかります。市が管理している住宅のうち、耐用年数の過ぎた住宅は全体の約半数を占めており、空き家になるにもかかわらず募集ができない老朽住宅も多い状況です。また、生活様式も最近のものと同じくかけ離れたものも少なくなく、安全に安心して暮らせる住宅の確保が求められています。

低廉な公共賃貸住宅を求める市民は多く、良質な住生活基盤を整備し、市内での定住を図るための対応が必要となります。

表 6-8 住居の推移

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)

守るとともに、登下校時の通学路での子どもの安全対策等を推進し、犯罪に強いまちづくりに努める必要があります。

また、高齢者等の交通弱者が関係する事故が増加しているため、交通安全対策を図る必要があります。

本市では、市民の安全安心のための窓口として、青少年育成センターや女性家庭相談、人権相談、犯罪被害者支援相談窓口等を設置しています。また、生活相談のワンストップ窓口として「生活総合相談窓口」と「消費生活センター」を設置し、各課・関係機関が連携・支援に当たる体制を整えています。今後も相談対応の専門性を高めるため、消費生活相談員の育成を進め、法律相談等の専門機関との連携対応の充実が必要です。

また、安全で安心な生活環境の確保のため、年々増加している空き家への対策（利活用の促進や老朽危険空き家等への対策など）が必要です。

#### 住宅の整備

近年は、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する人に対する賃貸住宅の供給が促進されているところです。

本市の公営住宅の入居者状況は、入居戸数 372 世帯のうち政令月収が 104,000 円以下（収入分位 1）の世帯は 338 戸で入居者の 90.8%を占めており、公営住宅が市内の住宅確保要配慮者の住宅確保に重要な役割を果たしていることがわかります。市が管理している住宅のうち、耐用年数の過ぎた住宅は全体の約半数を占めており、空き家になるにもかかわらず募集ができない老朽住宅も多い状況です。また、生活様式も最近のものと同じくかけ離れたものも少なくなく、安全に安心して暮らせる住宅の確保が求められています。

低廉な公共賃貸住宅を求める市民は多く、良質な住生活基盤を整備し、市内での定住を図るための対応が必要となります。

表 6-8 住居の推移

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)

一般世帯（総数）		16,395	100.0	16,030	100.0	15,781	100.0
住宅	持ち家	13,634	83.2	13,172	82.2	12,886	81.7
	公営住宅	545	3.3	538	3.4	460	2.9
	民間住宅	1,534	9.4	1,718	10.7	1,789	11.3
	給与住宅	312	1.9	253	1.6	271	1.7
	間借り	119	0.7	117	0.7	259	1.6
住宅以外（寮・寄宿舎等）		251	1.5	232	1.4	259	1.6

資料：国勢調査

その他

核家族化の進展や市街地への定住等により、市民の墓地需要は高まりをみせており、市営墓地の整備が必要になっています。

また、市が運営する2箇所の火葬場について、建物及び施設の老朽化が進んでいくため、計画的な設備更新が求められています。

一般世帯（総数）		16,666	100.0	16,395	100.0	16,030	100.0
住宅	持ち家	13,890	83.3	13,634	83.2	13,172	82.2
	公営住宅	668	4.0	545	3.3	538	3.4
	民間住宅	1,285	7.7	1,534	9.4	1,718	10.7
	給与住宅	359	2.2	312	1.9	253	1.6
	間借り	101	0.6	119	0.7	117	0.7
住宅以外（寮・寄宿舎等）		363	2.2	251	1.5	232	1.4

資料：国勢調査

その他

核家族化の進展や市街地への定住等により、市民の墓地需要は高まりをみせており、市営墓地の整備が必要になっています。

また、市が運営する2箇所の火葬場について、建物及び施設の老朽化が進んでいくため、計画的な設備更新が求められています。

36 2 その対策

水道施設

安全で安心な水の供給を安定的に行うため、老朽化した水道施設の改良を行うとともに毎年度の事業投資を平準化し、健全な水道運営ができるよう、統廃合を含めた施設整備を実施していきます。

下水道施設

市民だれもが快適で文化的な生活ができるよう、今後も市街地や集落ごとの特性に応じて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つの手法による下水道施設の整備を推進します。

また、すでに整備した公共下水道施設については、機械及び電気設備を中心に標準耐用年数を超過しているため、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施します。

農業集落排水施設については、人口減少等から施設の効率的な運営が困難となっている現状を踏まえ、老朽化した施設の更新時に統合等を考慮することにより、ストック（施

2 その対策

水道施設

安全で安心な水の供給を安定的に行うため、老朽化した水道施設の改良を行うとともに毎年度の事業投資を平準化し、健全な水道運営ができるよう、統廃合を含めた施設整備を実施していきます。

下水道施設

市民だれもが快適で文化的な生活ができるよう、今後も市街地や集落ごとの特性に応じて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つの手法による下水道施設の整備を推進します。

また、すでに整備した公共下水道施設については、機械及び電気設備を中心に標準耐用年数を超過しているため、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施します。

農業集落排水施設については、人口減少等から施設の効率的な運営が困難となっている現状を踏まえ、老朽化した施設の更新時に統合等を考慮することにより、ストック（施

設)の適正化を図り、効率的な施設運営管理を目指します。

#### ごみ、し尿処理施設

自然環境を維持するため、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)を推進するとともに、ごみの収集体制の強化、処理の効率化、分別収集の徹底等ごみの減量化、環境対策に取り組みます。ごみ処理施設の統廃合により更なる持続的なごみ処理に向け、ごみの減量化、資源化に重点を置いてごみ処理対策に取り組みます。また、令和3年度に埋立完了した最終処分場の確保に関しては、経済面や環境面等の要因も考慮しながら、望ましい最終処分体制について検討していきます。

生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設(真庭市くらしの循環センター)が本格稼働したことにより、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

#### 消防、救急

複雑多様化する災害や事故に対応できるよう、常備消防においては、水槽付き消防ポンプ自動車や高規格救急自動車、指揮車等の更新、消防指令センターの高機能消防指令システムが運用開始五年目を迎えることから中間更新を行い、さらにプライバシー保護の観点から秘匿性の高い消防救急デジタル無線設備の各機器を更新します。また、救急救命士の養成や救急救命士の処置拡大による資機材の導入も進めていくとともに、医療機関との連携の強化によるドクターカー・ドクターヘリ等の活用も推進します。

消防団においては、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ・小型動力ポンプ積載車の配備や防火水槽・消火栓の整備を行い、減少する消防団員の確保・研修に取り組むなど組織の強化等を推進します。また、災害発生時の常備消防と消防団の連携による消防体制の充実・強化を図ります。

さらに、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難所となる施設等の耐震化等の整備や見直しを行い、防災体制の総合的な整備を推進します。高齢者をはじめとする災害時の要配慮者に対する避難支援体制を進めるため、自主防災組織の設置促進や育成強化、活動活性化に努め、地域での防災体制を整えます。

設)の適正化を図り、効率的な施設運営管理を目指します。

#### ごみ、し尿処理施設

自然環境を維持するため、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)を推進するとともに、ごみの収集体制の強化、処理の効率化、分別収集の徹底等ごみの減量化、環境対策に取り組みます。現在稼働する3施設は持続的なごみ処理に向け、今後はごみの資源化に重点を置いて統廃合によるごみ処理施設の再構築を行います。また、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設(生ごみ等資源化施設)を整備し、循環型社会の実現を目指します。

なお、老朽化の進むし尿処理施設については、生ごみ等資源化施設の整備に併せて休止します。

#### 消防、救急

複雑多様化する災害や事故に対応できるよう、常備消防においては、消防ポンプ自動車や高規格救急自動車等の更新、最新の情報通信技術・機能を備えた消防指令業務を実現する高機能消防指令センターを更新、火災発生時に効率的な消火活動、残火処理、人命検索などを行うための熱画像装置を更新し、更なる消防体制の整備を進めます。また、救急救命士の養成や救急救命士の処置拡大による資機材の導入も進めていくとともに、医療機関との連携の強化によるドクターカー・ドクターヘリ等の活用も推進します。

消防団においては、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ・小型動力ポンプ積載車の配備や防火水槽・消火栓の整備を行い、減少する消防団員の確保・研修に取り組むなど組織の強化等を推進します。また、災害発生時の常備消防と消防団の連携による消防体制の充実・強化を図ります。

さらに、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難所となる施設等の耐震化等の整備や見直しを行い、防災体制の総合的な整備を推進します。高齢者をはじめとする災害時の要配慮者に対する避難支援体制を進めるため、自主防災組織の設置促進や育成強化、活動活性化に努め、地域での防災体制を整えます。

#### 安全で安心できる地域づくり

地域住民や警察等関係機関・団体と連携し、犯罪や事故等に関する情報の提供、地域住民等による自主防犯活動への支援、交通安全教育や交通安全施設の整備など、安全安心のまちづくりを推進していきます。

また、消費者被害やDV被害者への支援には、警察や弁護士、女性相談支援センターなどの専門機関との連携対応を推進します。消費生活センターでは、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法、ネット関連のトラブルなど、年々相談内容も多様化しているため、これまで以上に高齢者や障がい者等の社会的弱者を狙った悪質商法への対策や、成人年齢の引き下げによって懸念される、若者への被害防止対策などの充実を図ります。各関係機関との連携強化、未然防止対策、消費者リテラシーの向上を図ります。

老朽危険空き家等については、除却する際の所有者等への補助金の交付や、所有者等の意識の醸成、住民・民間事業者等と連携し、適正な管理を推進するなど、安全安心に暮らせるまちを目指します。

#### 住宅の整備

多様化する市民のニーズに対応しつつ、定住化を促進するため、既存の住宅の改修や市内の住宅ストックを有効に活用するとともに、すべての人が暮らしやすい安全で安心な住宅を供給するため、市営住宅の維持管理等に努めます。

また、空き家については、空き家情報バンクへの登録の促進や、空き家取得及び改修への支援等により、若年層やUIJ ターン者の定着を図り、定住人口の増加を目指します。

#### その他

市民の墓地需要に対応し、周辺環境とも調和した墓園の整備を検討するとともに、既存の墓地・墓園の維持・整備に努めます。

また、市内2箇所の火葬場については、設備更新計画を作成し、設備故障等で火葬業務に支障が出ないよう計画的に更新工事を行います。

#### 安全で安心できる地域づくり

地域住民や警察等関係機関・団体と連携し、犯罪や事故等に関する情報の提供、地域住民等による自主防犯活動への支援、交通安全教育や交通安全施設の整備など、安全安心のまちづくりを推進していきます。

また、消費者被害やDV被害者への支援には、警察や弁護士、女性相談所などの専門機関との連携対応を推進します。消費生活センターでは、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法、ネット関連のトラブルなど、年々相談内容も多様化しているため、これまで以上に高齢者や障がい者等の社会的弱者を狙った悪質商法への対策や、民法改正に伴う成人年齢の改正(18歳)を踏まえた若者への被害防止対策などの充実を図ります。各関係機関との連携強化、未然防止対策、自立した消費者教育の推進を図ります。

老朽危険空き家等については、除却する際の所有者等への補助金の交付や、所有者等の意識の醸成、住民・民間事業者等と連携し、適正な管理を推進するなど、安全安心に暮らせるまちを目指します。

#### 住宅の整備

多様化する市民のニーズに対応しつつ、定住化を促進するため、既存の住宅の改修や市内の住宅ストックを有効に活用するとともに、すべての人が暮らしやすい安全で安心な住宅を供給するため、市営住宅の維持管理等に努めます。

また、空き家については、空き家情報バンクへの登録の促進や、空き家取得及び改修への支援等により、若年層やUIJ ターン者の定着を図り、定住人口の増加を目指します。

#### その他

市民の墓地需要に対応し、周辺環境とも調和した墓園の整備を検討するとともに、既存の墓地・墓園の維持・整備に努めます。

また、市内2か所の火葬場については、設備更新計画を作成し、設備故障等で火葬業務に支障が出ないよう計画的に更新工事を行います。

## 3 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境 の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	老朽管改良事業	真庭市	
		施設改良事業	真庭市	
		通信制御装置改良事業	真庭市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道(汚水)ストックマネジメント事業	真庭市	
		特定環境保全公共下水道(汚水)ストックマネジメント事業	真庭市	
		久世・落合地区汚水管渠整備事業	真庭市	
	農村集落排水施設	農業集落排水ストックマネジメント事業	真庭市	
		農業集落排水施設統合事業	真庭市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	廃棄物処理施設集約化事業	真庭市	
	(5) 消防施設			
		消防ポンプ車更新事業	真庭市	
		小型ポンプ積載車更新事業	真庭市	
		小型ポンプ更新事業	真庭市	
		耐震性貯水槽新設事業	真庭市	
		消防機庫新築事業	真庭市	
		ホース乾燥塔整備事業	真庭市	
		美作地区消防指令センターシステム機器更新事業	真庭市	
高規格救急自動車更新事業		真庭市		
消防自動車更新事業		真庭市		
水槽付き消防ポンプ自動車更新事業		真庭市		
消防救急デジタル無線設備機器更新事業	真庭市			

## 3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境 の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	中央監視装置整備改良事業	真庭市	
		月田簡易水道基幹改良事業	真庭市	
		月田配水池新設事業	真庭市	
		老朽管改良事業	真庭市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	落合浄化センター増設事業(汚水)	真庭市	
		公共下水道(汚水)ストックマネジメント事業	真庭市	
		特定環境保全公共下水道(汚水)ストックマネジメント事業	真庭市	
		久世・落合地区汚水管渠整備事業	真庭市	
	農村集落排水施設	宮地地区管路改築更新事業	真庭市	
		農業集落排水ストックマネジメント事業	真庭市	
		農業集落排水施設統合事業	真庭市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	生ごみ等資源化施設整備事業	真庭市	
		廃棄物処理施設集約化事業	真庭市	
	(5) 消防施設			
		消防ポンプ車更新事業	真庭市	
		小型ポンプ積載車更新事業	真庭市	
		小型ポンプ更新事業	真庭市	
耐震性貯水槽新設事業		真庭市		
消防機庫新築事業		真庭市		
ホース乾燥塔整備事業		真庭市		
美作地区消防指令センターシステム機器更新事業		真庭市		
水難救助用ボート更新事業		真庭市		
高規格救急自動車更新事業		真庭市		
消防自動車更新事業		真庭市		
貨物車更新事業		真庭市		
熱画像装置更新事業		真庭市		
多目的車更新事業		真庭市		

39	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>																																																																								
40	<p>第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>児童福祉、母子・父子福祉及び子ども・子育て支援</p> <p>本市の平成30年から令和4年の5年間の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は<u>1.61</u>と県下では高いものの、出生率は低下傾向にあり、依然として少子化が進んでいます。</p> <p>核家族化や保育ニーズの多様化の影響もあり保育への要望は強く、保育サービスの更なる充実が求められているほか、老朽化の進んだ園舎の計画的な修繕も必要となります。また、子育て環境も複雑になり育児に悩みを抱える保護者も多く、子どもの成長に合わせた各種相談や虐待に関する相談体制の充実や地域で支えあい健やかな子育てができるような環境づくりが求められます。</p> <p>表 7-1 保育所・認定こども園の状況 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="219 1045 1155 1441"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在</th> <th>定員</th> <th>令和6年度末 園児数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北房こども園（幼保連携型）</td> <td>下皆部 289</td> <td>180</td> <td><u>89</u></td> </tr> <tr> <td>木山こども園（保育所型）</td> <td>下方 1364-4</td> <td>80</td> <td><u>53</u></td> </tr> <tr> <td>落合こども園（幼保連携型）</td> <td>落合垂水 938-1</td> <td>180</td> <td><u>109</u></td> </tr> <tr> <td>天の川こども園（幼保連携型）</td> <td>野川 797</td> <td>180</td> <td><u>172</u></td> </tr> <tr> <td>美川こども園（幼保連携型）</td> <td>栗原 780-2</td> <td>90</td> <td><u>59</u></td> </tr> <tr> <td>河内こども園（幼保連携型）</td> <td>中河内 2125-1</td> <td>50</td> <td><u>24</u></td> </tr> <tr> <td>久世第二保育園</td> <td>台金屋 269-1</td> <td>80</td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td>久世こども園（幼保連携型）</td> <td>鍋屋 111-1</td> <td><u>148</u></td> <td><u>102</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在	定員	令和6年度末 園児数	北房こども園（幼保連携型）	下皆部 289	180	<u>89</u>	木山こども園（保育所型）	下方 1364-4	80	<u>53</u>	落合こども園（幼保連携型）	落合垂水 938-1	180	<u>109</u>	天の川こども園（幼保連携型）	野川 797	180	<u>172</u>	美川こども園（幼保連携型）	栗原 780-2	90	<u>59</u>	河内こども園（幼保連携型）	中河内 2125-1	50	<u>24</u>	久世第二保育園	台金屋 269-1	80	<u>90</u>	久世こども園（幼保連携型）	鍋屋 111-1	<u>148</u>	<u>102</u>	<p>第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>児童福祉、母子・父子福祉及び子ども・子育て支援</p> <p>本市の平成25年から平成29年の5年間の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は<u>1.75</u>と県下では高いものの、出生率は低下傾向にあり、依然として少子化が進んでいます。</p> <p>核家族化等の影響もあり保育への要望は強く、保育サービスの更なる充実が求められているほか、地域によって保育・教育環境が異なる現状を改善するため、認定こども園の設置等を進める必要があります。また、老朽化の進んだ園舎の計画的な修繕も必要となっているほか、子育て環境も複雑になり育児に悩みを抱える保護者も多く、子どもの成長に合わせた各種相談や虐待に関する相談体制の充実や地域で支えあい健やかな子育てができるような環境づくりが求められます。</p> <p>表 7-1 保育所・認定こども園の状況 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1178 1045 2114 1441"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在</th> <th>定員</th> <th>令和2年度末 園児数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北房こども園（幼保連携型）</td> <td>下皆部 289</td> <td>180</td> <td><u>150</u></td> </tr> <tr> <td>木山こども園（保育所型）</td> <td>下方 1364-4</td> <td>80</td> <td><u>63</u></td> </tr> <tr> <td>落合こども園（幼保連携型）</td> <td>落合垂水 938-1</td> <td>180</td> <td><u>158</u></td> </tr> <tr> <td>天の川こども園（幼保連携型）</td> <td>野川 797</td> <td>180</td> <td><u>186</u></td> </tr> <tr> <td>美川こども園（幼保連携型）</td> <td>栗原 780-2</td> <td>90</td> <td><u>79</u></td> </tr> <tr> <td>河内こども園（幼保連携型）</td> <td>中河内 2125-1</td> <td>50</td> <td><u>39</u></td> </tr> <tr> <td>久世保育園</td> <td>久世 266-7</td> <td>80</td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td>久世第二保育園</td> <td>台金屋 269-1</td> <td>80</td> <td><u>105</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在	定員	令和2年度末 園児数	北房こども園（幼保連携型）	下皆部 289	180	<u>150</u>	木山こども園（保育所型）	下方 1364-4	80	<u>63</u>	落合こども園（幼保連携型）	落合垂水 938-1	180	<u>158</u>	天の川こども園（幼保連携型）	野川 797	180	<u>186</u>	美川こども園（幼保連携型）	栗原 780-2	90	<u>79</u>	河内こども園（幼保連携型）	中河内 2125-1	50	<u>39</u>	久世保育園	久世 266-7	80	<u>91</u>	久世第二保育園	台金屋 269-1	80	<u>105</u>
施設名	所在	定員	令和6年度末 園児数																																																																							
北房こども園（幼保連携型）	下皆部 289	180	<u>89</u>																																																																							
木山こども園（保育所型）	下方 1364-4	80	<u>53</u>																																																																							
落合こども園（幼保連携型）	落合垂水 938-1	180	<u>109</u>																																																																							
天の川こども園（幼保連携型）	野川 797	180	<u>172</u>																																																																							
美川こども園（幼保連携型）	栗原 780-2	90	<u>59</u>																																																																							
河内こども園（幼保連携型）	中河内 2125-1	50	<u>24</u>																																																																							
久世第二保育園	台金屋 269-1	80	<u>90</u>																																																																							
久世こども園（幼保連携型）	鍋屋 111-1	<u>148</u>	<u>102</u>																																																																							
施設名	所在	定員	令和2年度末 園児数																																																																							
北房こども園（幼保連携型）	下皆部 289	180	<u>150</u>																																																																							
木山こども園（保育所型）	下方 1364-4	80	<u>63</u>																																																																							
落合こども園（幼保連携型）	落合垂水 938-1	180	<u>158</u>																																																																							
天の川こども園（幼保連携型）	野川 797	180	<u>186</u>																																																																							
美川こども園（幼保連携型）	栗原 780-2	90	<u>79</u>																																																																							
河内こども園（幼保連携型）	中河内 2125-1	50	<u>39</u>																																																																							
久世保育園	久世 266-7	80	<u>91</u>																																																																							
久世第二保育園	台金屋 269-1	80	<u>105</u>																																																																							

米来こども園（幼保連携型）	目木 1804	50	25
勝山こども園（保育所型）	勝山 628-1	180	126
月田保育園	月田 6842-1	60	20
美甘こども園（保育所型）	美甘 3558	60	6
湯原こども園（保育所型）	久見 69	75	31
中和保育園	蒜山下和 1802	30	10
八束こども園（保育所型）	蒜山下見 1527	105	45
川上こども園（保育所型）	蒜山上福田 890-16	110	48
愛慈園（NPO）	久世 2950-1	40	34
星のこども園（一社）	久世 266-2	122	111

資料：真庭市

#### 高齢者の保健及び福祉

本市の高齢化率は、令和2年の国勢調査で40.0%であり、県平均の30.7%（全国平均28.7%）を大きく上回っており、今後も高齢化は進むと思われま

す。市内には特別養護老人ホームや介護老人保健施設など高齢者向け施設が複数立地しています。

75歳以上の高齢者や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、こうした高齢者に対する見守り等地域支援の体制づくり、高齢者が生きがいを持って社会に参加できる環境の整備が必要です。

特に、今後大幅な増加が見込まれる認知症の人については、本人や介護家族が、地域社会の一員として安心して暮らせる地域づくりが求められており、地域住民と行政・医療・福祉機関等との連携した取組が欠かせません。

また、高齢者の虐待や消費者被害も複雑化しており、地域包括支援センターを中心として、地域全体で高齢者を支えていく地域包括ケアシステムの構築が必要です。

さらに、介護保険制度における認定者数が年々増加しており、介護保険サービスの需要が高まるものと考えられます。したがって、介護予防・重度化予防の取組を強化することによって、健康寿命の延伸及び認定後の要介護度の進行抑制に努める必要があります。

久世こども園（幼保連携型）	鍋屋 111-1	180	112
米来こども園（幼保連携型）	目木 1804	50	16
勝山こども園（保育所型）	勝山 628-1	180	140
月田保育園	月田 6842-1	60	27
富原保育園	若代 1890-9	45	13
美甘こども園（保育所型）	美甘 3558	60	7
湯原こども園（保育所型）	久見 69	75	53
中和保育園	蒜山下和 1802	30	10
八束こども園（保育所型）	蒜山下見 1527	105	92
川上こども園（保育所型）	蒜山上福田 890-16	110	62
愛慈園（NPO）	久世 2950-1	45	44

資料：真庭市

#### 高齢者の保健及び福祉

本市の高齢化率は、平成27年の国勢調査で36.6%であり、県平均の28.7%（全国平均26.6%）を大きく上回っており、今後も高齢化は進むと思われま

す。本市の老人福祉施設は、久世地域に整備した養護老人ホーム（平成29年度から民営化）のほか、民営の老人保健・福祉施設が立地しています。

75歳以上の高齢者や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、こうした高齢者に対する見守り等地域支援の体制づくり、高齢者が生きがいを持って社会に参加できる環境の整備が必要です。

特に、今後大幅な増加が見込まれる認知症の人については、本人や介護家族が、地域社会の一員として安心して暮らせる地域づくりが求められており、地域住民と行政・医療・福祉機関等との連携した取組が欠かせません。

また、高齢者の虐待や消費者被害も複雑化しており、地域包括支援センターを中心として、地域全体で高齢者を支えていく地域包括ケアシステムの構築が必要です。

さらに、介護保険制度における認定者数が年々増加しており、介護保険サービスの需要が高まるものと考えられます。したがって、介護予防・重度化予防の取組を強化することによって、健康寿命の延伸及び認定後の要介護度の進行抑制に努める必要があります。

す。

表 7-2 年齢別人口の推計

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
世帯数	16,650	16,967	16,666	16,458	16,030	15,845
1 世帯当たり人数	3.40	3.23	3.10	2.97	2.78	2.69
総人口 (人)	56,607	54,747	51,782	48,964	46,124	42,725
65 歳以上人口 (人)	14,533	16,146	16,512	16,428	16,900	17,071
高齢化率 (%)	25.7	29.5	31.9	33.6	36.6	40.0

資料：国勢調査

表 7-3 (1) 老人保健・福祉施設の状況

(令和 7 年 4 月現在)  
(単位：箇所)

介護老人福祉施設	介護老人保健施設・介護医療院	介護療養型医療施設	有料老人ホーム	養護老人ホーム	ケアハウス	通所介護・通所リハビリテーション	老人福祉センター
7	6	0	1	1	3	21	3

資料：岡山県保健福祉施設・病院名簿及び真庭市

表 7-3 (2) 地域密着型サービス施設の状況

(令和 7 年 4 月現在)  
(単位：箇所)

介護老人福祉施設 (29 人以下)	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	ケアハウス
6	10	5	5	2

資料：岡山県保健福祉施設・病院名簿及び真庭市

地域福祉及び心身障がい者福祉

本市では、障がい者やその家族に各種制度の理解を深めてもらうため、周知を図っているほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合

す。

表 7-2 年齢別人口の推計

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数	16,665	16,650	16,967	16,666	16,458	16,030
1 世帯当たり人数	3.53	3.40	3.23	3.10	2.97	2.78
総人口 (人)	58,754	56,607	54,747	51,782	48,964	46,124
65 歳以上人口 (人)	12,295	14,533	16,146	16,512	16,428	16,900
高齢化率 (%)	20.9	25.7	29.5	31.9	33.6	36.6

資料：国勢調査

表 7-3 (1) 老人保健・福祉施設の状況

(令和 2 年 7 月現在)  
(単位：箇所)

介護老人福祉施設	介護老人保健施設・介護医療院	介護療養型医療施設	有料老人ホーム	養護老人ホーム	ケアハウス	通所介護・通所リハビリテーション	老人福祉センター
7	6	1	1	1	3	24	3

資料：岡山県保健福祉施設・病院名簿及び真庭市

表 7-3 (2) 地域密着型サービス施設の状況

(令和 2 年 7 月現在)  
(単位：箇所)

介護老人福祉施設 (29 人以下)	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	ケアハウス
7	10	5	6	1

資料：岡山県保健福祉施設・病院名簿及び真庭市

地域福祉及び心身障がい者福祉

本市では、障がい者やその家族に各種制度の理解を深めてもらうため、周知を図っているほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合

	<p>支援法) に則り、相談事業者による身体・知的・精神の3障がいの相談や支援を行っていますが、相談件数が増加する一方で、日中一時支援事業や移動介助事業については、利用者の要望に応えることが出来ないケースもあり、改善の必要性がある事業も見受けられます。また、過疎地域の特徴として公共交通網が十分でないため、障がい者等の交通手段の確保が求められています。</p> <p>すべての障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、自立と社会参加を促進する施設やサービスの充実等、障がい福祉施策の総合的な推進を図る必要があります。</p> <p>また、障がい者施策から子育て支援、高齢者施策まで多方面にわたる地域福祉の充実が求められています。このため、市民と行政との協働による取組や地域住民が連携した支援体制を整える等、地域住民を主体とした地域福祉の推進に努めることも必要です。</p>	<p>支援法) に則り、相談事業者による身体・知的・精神の3障がいの相談や支援を行っていますが、相談件数が増加する一方で、日中一時支援事業や移動介助事業については、利用者の要望に応えることが出来ないケースもあり、改善の必要性がある事業も見受けられます。また、過疎地域の特徴として公共交通網が十分でないため、障がい者等の交通手段の確保が求められています。</p> <p>すべての障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、自立と社会参加を促進する施設やサービスの充実等、障がい福祉施策の総合的な推進を図る必要があります。</p> <p>また、障がい者施策から子育て支援、高齢者施策まで多方面にわたる地域福祉の充実が求められています。このため、市民と行政との協働による取組や地域住民が連携した支援体制を整える等、地域住民を主体とした地域福祉の推進に努めることも必要です。</p>
42	<p>2 その対策</p> <p>児童福祉、母子・父子福祉及び子ども・子育て支援</p> <p>「<u>真庭市子ども計画</u>」に基づき、保育の見込量に対応できる提供体制を確保するとともに、子育てに関する相談体制の強化や児童虐待防止に向けた取組の推進、母子・父子家庭への支援等、地域の子育て機能の強化を図ります。</p> <p>子どもの成長に合わせた各種相談や教室を開催するとともに、発達に課題をもつ子どもを対象にした通所訓練事業や発達支援教室等を開催して、健やかな育成を支援します。また、地域で支える子育てを目標に、放課後児童クラブや子育て支援拠点事業を充実させます。さらに、多様化する保育ニーズに対応するため、保育体制の見直しや研修を通じた保育士の資質向上を目指すなど、育児不安の解消を図る体制の確保を行います。</p> <p>子育て環境の整備として、保育需要の高まる3歳未満の受け皿の確保について検討を行うほか、施設については保育園・<u>こども園の修繕や整備</u>を行い、保育と幼児教育の充実を図ります。</p> <p>また、少子化対策の一環として、満18歳に達した最初の3月31日までの方を対象として、医療費受給資格者証を発行し、医療機関等で健康保険制度を用いて治療を受けたときに、被保険者が支払う額(一部負担金)を市が助成する「<u>こども医療費給付事業</u>」</p>	<p>2 その対策</p> <p>児童福祉、母子・父子福祉及び子ども・子育て支援</p> <p>「<u>真庭市子ども・子育て支援事業計画</u>」に基づき、保育の見込量に対応できる提供体制を確保するとともに、子育てに関する相談体制の強化や児童虐待防止に向けた取組の推進、母子・父子家庭への支援等、地域の子育て機能の強化を図ります。</p> <p>子どもの成長に合わせた各種相談や教室を開催するとともに、発達に課題をもつ子どもを対象にした通所訓練事業や発達支援教室等を開催して、健やかな育成を支援します。また、地域で支える子育てを目標に、放課後児童クラブや子育て支援拠点事業を充実させます。さらに、多様化する保育ニーズに対応するため、保育体制の見直しや研修を通じた保育士の資質向上を目指すなど、育児不安の解消を図る体制の確保を行います。</p> <p>子育て環境の整備として、保育需要の高まる3歳未満の受け皿の確保について検討を行うほか、施設については保育園・<u>幼稚園の修繕やこども園の整備</u>を行い、保育と幼児教育の充実を図ります。</p> <p>また、少子化対策の一環として、満18歳に達した最初の3月31日までの方を対象として、医療費受給資格者証を発行し、医療機関等で健康保険制度を用いて治療を受けたときに、被保険者が支払う額(一部負担金)を市が助成する「<u>こども医療費給付事業</u>」</p>

<p>を実施しています。</p> <p>高齢者の保健及び福祉</p> <p>今後予想される高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に対応するため、地域住民等と保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムを構築し、地域ぐるみで高齢者福祉を推進します。</p> <p>また、高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境を整えるため、就業機会の確保・拡充や学習機会の充実、保健医療との連携による健康管理・健康づくりの支援、スポーツ・レクリエーション、趣味・文化活動等を通じた交流を促進します。さらに、高齢者や介護家族が地域で安心して生活を送れるよう、地域包括支援センターを中心として、介護予防ケアマネジメントや総合相談、虐待防止等包括的な支援を実施します。</p> <p>さらに、高齢者福祉施設については、施設の整備を日常生活圏に考慮しながら進めます。</p> <p>地域福祉及び心身障がい者福祉</p> <p>障がい者福祉については、地域生活支援事業の実施や総合相談体制の整備等、障がい者福祉サービスの充実を図ります。また、自立と社会参加に向けた支援を行うため、地域自立支援協議会を中心とした保健・福祉・医療・教育・就労等関係する機関の連携を強化し、身体・知的・精神のあらゆる障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができる体制づくりを行います。</p> <p>だれもが安心して暮らせる地域の形成を目指して、地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会やNPO法人及び福祉ボランティアの育成・強化・支援を図り、共に支えあう地域づくりを推進し、共生社会の実現を目指します。</p>	<p>を実施しています。</p> <p>高齢者の保健及び福祉</p> <p>今後予想される高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に対応するため、地域住民等と保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムを構築し、地域ぐるみで高齢者福祉を推進します。</p> <p>また、高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境を整えるため、就業機会の確保・拡充や学習機会の充実、保健医療との連携による健康管理・健康づくりの支援、スポーツ・レクリエーション、趣味・文化活動等を通じた交流を促進します。さらに、高齢者や介護家族が地域で安心して生活を送れるよう、地域包括支援センターを中心として、介護予防ケアマネジメントや総合相談、虐待防止等包括的な支援を実施します。</p> <p>さらに、高齢者福祉施設については、施設の整備を日常生活圏に考慮しながら進めます。</p> <p>地域福祉及び心身障がい者福祉</p> <p>障がい者福祉については、地域生活支援事業の実施や総合相談体制の整備等、障がい者福祉サービスの充実を図ります。また、自立と社会参加に向けた支援を行うため、地域自立支援協議会を中心とした保健・福祉・医療・教育・就労等関係する機関の連携を強化し、身体・知的・精神のあらゆる障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができる体制づくりを行います。</p> <p>だれもが安心して暮らせる地域の形成を目指して、地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会やNPO法人及び福祉ボランティアの育成・強化・支援を図り、共に支えあう地域づくりを推進し、共生社会の実現を目指します。</p>
---	---

43	3 事業計画（令和8年度～12年度）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td> <td colspan="4">(1) 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>保育園施設整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(2) 認定こども園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定こども園施設整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(8) 過疎地域持続的発展特別事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童福祉</td> <td colspan="2">放課後児童健全育成事業 ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。 ○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。</td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">こども医療費給付事業 ○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。 ○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。</td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設				保育所	保育園施設整備事業	真庭市		(2) 認定こども園					認定こども園施設整備事業	真庭市		(8) 過疎地域持続的発展特別事業					児童福祉	放課後児童健全育成事業 ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。 ○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	こども医療費給付事業 ○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。 ○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	3 事業計画（令和3年度～7年度）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td> <td colspan="4">(1) 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>保育園施設整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(2) 認定こども園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定こども園施設整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(8) 過疎地域持続的発展特別事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童福祉</td> <td colspan="2">放課後児童健全育成事業 ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。 ○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。</td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">こども医療費給付事業 ○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。 ○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。</td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設				保育所	保育園施設整備事業	真庭市		(2) 認定こども園					認定こども園施設整備事業	真庭市		(8) 過疎地域持続的発展特別事業					児童福祉	放課後児童健全育成事業 ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。 ○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	こども医療費給付事業 ○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。 ○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																																							
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設																																																																											
	保育所	保育園施設整備事業	真庭市																																																																									
	(2) 認定こども園																																																																											
		認定こども園施設整備事業	真庭市																																																																									
(8) 過疎地域持続的発展特別事業																																																																												
児童福祉	放課後児童健全育成事業 ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。 ○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																																																																								
	こども医療費給付事業 ○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。 ○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																																																																								
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																																								
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設																																																																											
	保育所	保育園施設整備事業	真庭市																																																																									
	(2) 認定こども園																																																																											
		認定こども園施設整備事業	真庭市																																																																									
(8) 過疎地域持続的発展特別事業																																																																												
児童福祉	放課後児童健全育成事業 ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。 ○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																																																																								
	こども医療費給付事業 ○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。 ○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																																																																								
43	4 公共施設等総合管理計画等との整合 本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。	4 公共施設等総合管理計画等との整合 本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。																																																																										

44 第8章 医療の確保

1 現況と問題点

本市の医療施設は、病院 6 施設、一般診療所 49 施設、歯科診療所 17 施設のほか、薬局 23 施設が立地しています。また、市立の医療施設として、温泉を利用した湯原温泉病院が湯原地域に立地しており、北部地域の中核病院として、また、地域の防災拠点としての役割を担っています。

本市は約 828 km<sup>2</sup>と広く、通院のための交通手段の確保が必要なほか、市内には産科・小児科が少なく、出産・子育てへの不安解消のための医療機関の充実が求められています。さらに、眼科・耳鼻科等診療科の確保に加え、真庭市医師会との連携による救急医療体制の維持が必要です。

医療従事者（医師・看護師等）は不足しており、今後も減少することが懸念されるため、関係機関との連携を密にし、医療従事者の確保に努めることが必要です。

さらに、市民が健康や医療に関する正しい情報・知識を得るために、健康教育や健康相談等あらゆる機会を利用して啓発することも必要です。

表 8-1 医療施設の状況

(令和 5 年度)  
(単位：箇所)

区分	病院		一般診療所		歯科診療所	薬局
	病床(床)	病床(床)	病床(床)	病床(床)		
真庭市	<u>6</u>	<u>675</u>	<u>35</u>	<u>19</u>	<u>17</u>	<u>23</u>
岡山県	<u>159</u>	<u>26,671</u>	<u>1,586</u>	<u>1,679</u>	<u>977</u>	<u>841</u>

資料：岡山県統計年報

表 8-2 医療関係従事者の状況

(令和 4 年度)  
(単位：人)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
真庭市	<u>76</u>	<u>24</u>	<u>75</u>	<u>54</u>	<u>12</u>	<u>541</u>	<u>89</u>
岡山県	<u>6,271</u>	<u>1,764</u>	<u>4,245</u>	<u>1,159</u>	<u>560</u>	<u>24,654</u>	<u>3,641</u>

資料：岡山県衛生統計年報

第8章 医療の確保

1 現況と問題点

本市の医療施設は、病院 7 施設、一般診療所 43 施設、歯科診療所 19 施設のほか、薬局 27 施設が立地しています。また、市立の医療施設として、温泉を利用した湯原温泉病院が湯原地域に立地しており、北部地域の中核病院として、また、地域の防災拠点としての役割を担っています。

本市は約 828 km<sup>2</sup>と広く、通院のための交通手段の確保が必要なほか、市内には産科・小児科が少なく、出産・子育てへの不安解消のための医療機関の充実が求められています。さらに、眼科・耳鼻科等診療科の確保に加え、真庭市医師会との連携による救急医療体制の維持が必要です。

医療従事者（医師・看護師等）は不足しており、今後も減少することが懸念されるため、関係機関との連携を密にし、医療従事者の確保に努めることが必要です。

さらに、市民が健康や医療に関する正しい情報・知識を得るために、健康教育や健康相談等あらゆる機会を利用して啓発することも必要です。

表 8-1 医療施設の状況

(平成 30 年度)  
(単位：箇所)

区分	病院		一般診療所		歯科診療所	薬局
	病床(床)	病床(床)	病床(床)	病床(床)		
真庭市	<u>7</u>	<u>767</u>	<u>43</u>	<u>57</u>	<u>19</u>	<u>27</u>
岡山県	<u>163</u>	<u>28,002</u>	<u>1,654</u>	<u>2,162</u>	<u>984</u>	<u>832</u>

資料：岡山県統計年報

表 8-2 医療関係従事者の状況

(平成 30 年度)  
(単位：人)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
真庭市	<u>76</u>	<u>22</u>	<u>70</u>	<u>50</u>	<u>11</u>	<u>555</u>	<u>104</u>
岡山県	<u>6,088</u>	<u>1,778</u>	<u>4,167</u>	<u>1,018</u>	<u>539</u>	<u>23,523</u>	<u>4,510</u>

資料：岡山県統計年報

44	<p>2 その対策</p> <p>だれもが「いつでも、どこでも、安心して」医療サービスを受けられる地域医療供給体制の整備に努めます。湯原温泉病院の活用を図るとともに、各医療機関との情報共有・広域連携により、がんや循環器疾患、糖尿病治療、リハビリテーション医療等を含む必要な医療提供体制の確保を図ります。湯原温泉病院は、今後更に少子高齢化・過疎化が進行する中山間地域において、へき地医療拠点病院及び救急告示病院、地域防災拠点として、また、疾病予防や健康増進の拠点として医療体制及び地域の安全安心のための体制整備を図ります。</p> <p>また、真庭市医師会と連携の上、初期救急医療体制である在宅当番医制度や、二次救急医療体制である病院群輪番制度を継続実施することで、休日夜間における救急医療体制を維持するとともに、必要に応じて、三次救急医療機関のある津山地域への搬送も行います。</p> <p>さらに、医療・福祉等の行政部門と関係機関との連携を密にし、総合的・一体的な健康づくりの体制を整え、医療従事者の確保や健康づくりを行う場の整備、健康診査・健康相談・健康教育等地域に密着した健康づくり事業を展開し、市民の健康づくりを支援します。</p>	<p>2 その対策</p> <p>だれもが「いつでも、どこでも、安心して」医療サービスを受けられる地域医療供給体制の整備に努めます。湯原温泉病院の活用を図るとともに、各医療機関との情報共有・広域連携により、がんや循環器疾患、糖尿病治療、リハビリテーション医療等を含む必要な医療提供体制の確保を図ります。湯原温泉病院は、今後更に少子高齢化・過疎化が進行する中山間地域において、へき地医療拠点病院及び救急告示病院、地域防災拠点として、また、疾病予防や健康増進の拠点として医療体制及び地域の安全安心のための体制整備を図ります。</p> <p>また、真庭市医師会と連携の上、初期救急医療体制である在宅当番医制度や、二次救急医療体制である病院群輪番制度を継続実施することで、休日夜間における救急医療体制を維持するとともに、必要に応じて、三次救急医療機関のある津山地域への搬送も行います。</p> <p>さらに、医療・福祉等の行政部門と関係機関との連携を密にし、総合的・一体的な健康づくりの体制を整え、医療従事者の確保や健康づくりを行う場の整備、健康診査・健康相談・健康教育等地域に密着した健康づくり事業を展開し、市民の健康づくりを支援します。</p>																																		
45	<p>3 事業計画（令和8年度～12年度）</p> <table border="1" data-bbox="219 938 1149 1118"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">7. 医療の確保</td> <td colspan="4">(1) 診療施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病院</td> <td>湯原温泉病院医療機器等整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湯原温泉病院施設整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	7. 医療の確保	(1) 診療施設				病院	湯原温泉病院医療機器等整備事業	真庭市		湯原温泉病院施設整備事業	真庭市		<p>3 事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1" data-bbox="1178 938 2107 1118"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">7. 医療の確保</td> <td colspan="4">(1) 診療施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病院</td> <td>湯原温泉病院医療機器等整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湯原温泉病院施設整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	7. 医療の確保	(1) 診療施設				病院	湯原温泉病院医療機器等整備事業	真庭市		湯原温泉病院施設整備事業	真庭市	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
7. 医療の確保	(1) 診療施設																																			
	病院	湯原温泉病院医療機器等整備事業	真庭市																																	
		湯原温泉病院施設整備事業	真庭市																																	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
7. 医療の確保	(1) 診療施設																																			
	病院	湯原温泉病院医療機器等整備事業	真庭市																																	
		湯原温泉病院施設整備事業	真庭市																																	
45	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>																																		

<p>46</p>	<p>第9章 教育の振興</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>学校教育</p> <p>本市の公立幼保連携型認定こども園は7園が整備されて、「真庭市保育カリキュラム基本の柱」を作成し、統一した教育・保育を行っています。しかし、少子化により、園児数の少ない園では、教育内容に制限が生じています。</p> <p>小学校は20校、中学校は6校ありますが、少子化の影響で小規模校が大半を占めており、複式学級も増加しています。このことは、学校のみならず地域の課題でもあることから地域が学校運営に参画するコミュニティスクールを核とした地域教育力の向上や地域コミュニティの活性化のため人材育成を学校・地域相互で進めていく必要があります。</p> <p>また、老朽化が進んでいる学校施設の長寿命化と低環境負荷に配慮した照明設備、児童・生徒が快適に学ぶ環境を実現するため空調設備の充実が課題です。さらに、安心安全な学校給食を提供する環境を整えることや地産地消の取組と連携し地元食材を安定供給する体制づくり、共同調理場方式による統一的な食品管理体制を整えることが課題です。</p> <p>複雑多様化する現代社会にあって、児童・生徒たちには「学力問題」をはじめ、「いじめ」や「不登校」等の様々な問題があり、これらへの適切な対応が必要になっています。</p> <p>さらに、国際化・情報化社会に適応できるよう児童・生徒の資質や能力を育成することが必要です。</p> <p>本市内の高等学校は統合の結果、現在は2校が<u>3校地</u>に分散し、それぞれが地域の特性を生かした<u>教育</u>を展開しています。しかし、少子化や人口減少の進展により、すべての校地で生徒数が定員に達しておらず、今後の存続に懸念が持たれる状況となっています。</p> <p>基礎的自治体として人口減少に一定の歯止めをかけ、移住・定住の促進や地域としての魅力を高めていくためには、市内に特色豊かな高等学校が存在することは不可欠の条件であり、地域の持続と発展に直接関わる重要な課題です。この課題解決のため、これまでも増して市民や地域との関わりの中で、市内高等学校の魅力化を図り、人材の育</p>	<p>第9章 教育の振興</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>学校教育</p> <p>本市の<u>公立幼稚園は1園</u>、公立幼保連携型認定こども園は7園が整備されて、「真庭市保育カリキュラム基本の柱」を作成し、統一した教育・保育を行っています。しかし、少子化により、園児数の少ない園では、教育内容に制限が生じています。</p> <p>小学校は20校、中学校は6校ありますが、少子化の影響で小規模校が大半を占めており、複式学級も増加しています。このことは、学校のみならず地域の課題でもあることから地域が学校運営に参画するコミュニティスクールを核とした地域教育力の向上や地域コミュニティの活性化のため人材育成を学校・地域相互で進めていく必要があります。</p> <p>また、老朽化が進んでいる学校施設の長寿命化と低環境負荷に配慮した照明設備、児童・生徒が快適に学ぶ環境を実現するため空調設備の充実が課題です。さらに、安心安全な学校給食を提供する環境を整えることや地産地消の取組と連携し地元食材を安定供給する体制づくり、共同調理場方式による統一的な食品管理体制を整えることが課題です。</p> <p>複雑多様化する現代社会にあって、児童・生徒たちには「学力問題」をはじめ、「いじめ」や「不登校」等の様々な問題があり、これらへの適切な対応が必要になっています。</p> <p>さらに、国際化・情報化社会に適応できるよう児童・生徒の資質や能力を育成することが必要です。</p> <p>本市内の高等学校は統合の結果、現在は2校が<u>4校地</u>に分散し、それぞれが地域の特性を生かした<u>高等教育</u>を展開しています。しかし、少子化や人口減少の進展により、すべての校地で生徒数が定員に達しておらず、<u>令和4年度には現在の2校4校地から2校3校地に再編されるなど</u>、今後の存続に懸念が持たれる状況となっています。</p> <p>基礎的自治体として人口減少に一定の歯止めをかけ、移住・定住の促進や地域としての魅力を高めていくためには、市内に特色豊かな高等学校が存在することは不可欠の条件であり、地域の持続と発展に直接関わる重要な課題です。この課題解決のため、これまでも増して市民や地域との関わりの中で、市内高等学校の魅力化を図り、人材の育</p>
-----------	--	--

成を進めていく必要があります。

市内の小中学校では、学校司書による授業支援や蔵書の管理等の効率化向上のため学校図書館の電算化が求められます。

表 9-1 幼稚園の状況（幼保連携型こども園再掲）

（単位：人）

施設名	所在	令和6年度末 園児数
北房こども園（幼保連携型）	下皆部 289	89
落合こども園（幼保連携型）	落合垂水 938-1	109
天の川こども園（幼保連携型）	野川 797	172
美川こども園（幼保連携型）	栗原 780-2	59
河内こども園（幼保連携型）	中河内 2125-1	24
久世こども園（幼保連携型）	鍋屋 111-1	102
米来こども園（幼保連携型）	目木 1804	25

資料：真庭市

表 9-2 小中学校数の状況

（令和7年度）

（単位：人）

区分	学校名	所在	学級数	生徒数
小学校	北房小学校	下皆部 289	11	201
	落合小学校	落合垂水 607-2	8	160
	天津小学校	日名 20-2	7	135
	木山小学校	下方 1390	6	93
	木山小学校日野上分校（休校）	日野上 1317		
	美川小学校	栗原 720	8	108
	河内小学校	中河内 2119-1	5	46
	川東小学校	田原 175	6	99
	遷喬小学校	久世 100	17	375
	草加部小学校	草加部 538	3	26
	米来小学校	目木 1804	7	88
	櫻邑小学校	櫻西 3510	3	10

成を進めていく必要があります。

市内の小中学校では、学校司書による授業支援や蔵書の管理等の効率化向上のため学校図書館の電算化が求められます。

表 9-1 幼稚園の状況（幼保連携型こども園再掲）

（単位：人）

施設名	所在	令和2年度末 園児数
北房こども園（幼保連携型）	下皆部 289	150
落合こども園（幼保連携型）	落合垂水 938-1	158
天の川こども園（幼保連携型）	野川 797	186
美川こども園（幼保連携型）	栗原 780-2	79
河内こども園（幼保連携型）	中河内 2125-1	39
久世こども園（幼保連携型）	鍋屋 111-1	112
草加部幼稚園	草加部 538	4
米来こども園（幼保連携型）	目木 1804	16

資料：真庭市

表 9-2 小中学校数の状況

（令和3年度）

（単位：人）

区分	学校名	所在	学級数	生徒数
小学校	北房小学校	下皆部 289	10	206
	落合小学校	落合垂水 607-2	9	178
	天津小学校	日名 20-2	7	150
	木山小学校	下方 1390	6	93
	木山小学校日野上分校（休校）	日野上 1317		
	美川小学校	栗原 720	6	112
	河内小学校	中河内 2119-1	6	59
	川東小学校	田原 175	7	97
	遷喬小学校	久世 100	14	381
	草加部小学校	草加部 538	5	34
	米来小学校	目木 1804	7	96
	櫻邑小学校	櫻西 3510	3	7

	余野小学校	余野下 475	3	<u>11</u>
	勝山小学校	本郷 1801	<u>11</u>	<u>197</u>
	月田小学校	月田 5642	<u>4</u>	<u>38</u>
	高原小学校	若代 1948	3	<u>17</u>
	美甘小学校	美甘 4021-4	<u>3</u>	<u>11</u>
	湯原小学校	久見 70	6	<u>65</u>
	中和小学校	蒜山下和 1965	3	<u>12</u>
	八束小学校	蒜山下見 1527	8	<u>116</u>
	川上小学校	蒜山上福田 890-17	8	<u>81</u>
中学校	北房中学校	上水田 2758	<u>4</u>	<u>95</u>
	落合中学校	下方 625	12	<u>322</u>
	久世中学校	台金屋 202	11	<u>272</u>
	勝山中学校	三田 190	<u>7</u>	<u>156</u>
	湯原中学校	久見 105	<u>4</u>	<u>35</u>
	蒜山中学校	蒜山下福田 468	<u>4</u>	<u>102</u>

資料：真庭市

表 9-3 市内高等学校の状況

(令和 7 年度)  
(単位：人)

学校名	所在	学科	定員	生徒数
県立勝山高校	勝山 481	普通科	<u>440</u>	<u>303</u>
県立勝山高校 蒜山校地	蒜山上長田 4	普通科	120	<u>69</u>
県立真庭高校	落合垂水 448-1	経営ビジネス科	<u>120</u>	<u>82</u>
		食農生産科	<u>120</u>	<u>72</u>
		看護科	120	<u>48</u>
		専攻科	80	<u>20</u>

資料：真庭市

集会施設、体育施設、社会教育施設等

老朽化が進んできている公民館や集会所、図書館等については、生涯学習やコミュニ

	余野小学校	余野下 475	3	<u>17</u>
	勝山小学校	本郷 1801	<u>9</u>	<u>212</u>
	月田小学校	月田 5642	<u>6</u>	<u>44</u>
	高原小学校	若代 1948	3	<u>25</u>
	美甘小学校	美甘 4021-4	<u>5</u>	<u>37</u>
	湯原小学校	久見 70	7	<u>82</u>
	中和小学校	蒜山下和 1965	3	<u>18</u>
	八束小学校	蒜山下見 1527	8	<u>113</u>
	川上小学校	蒜山上福田 890-17	8	<u>90</u>
中学校	北房中学校	上水田 2758	<u>5</u>	<u>115</u>
	落合中学校	下方 625	12	<u>327</u>
	久世中学校	台金屋 202	11	<u>290</u>
	勝山中学校	三田 190	<u>9</u>	<u>188</u>
	湯原中学校	久見 105	<u>3</u>	<u>52</u>
	蒜山中学校	蒜山下福田 468	<u>7</u>	<u>132</u>

資料：真庭市

表 9-3 市内高等学校の状況

(令和 3 年度)  
(単位：人)

学校名	所在	学科	定員	生徒数
県立勝山高校 勝山校地	勝山 481	普通科	<u>360</u>	<u>319</u>
		ビジネス科	<u>120</u>	<u>112</u>
県立勝山高校 蒜山校地	蒜山上長田 4	普通科	120	<u>42</u>
県立真庭高校 落合校地	落合垂水 448-1	普通科	<u>220</u>	<u>109</u>
		看護科	120	<u>76</u>
		専攻科	80	<u>47</u>
県立真庭高校 久世校地	中島 143	生物生産科	<u>105</u>	<u>81</u>
		食品科学科	<u>105</u>	<u>77</u>

資料：真庭市

集会施設、体育施設、社会教育施設等

公民館や集会所、図書館等については、生涯学習やコミュニティ活動の拠点となるた

	<p>ティ活動の拠点となるため、地域の実情に応じて適切な時期に施設の維持補修や整備が求められます。</p> <p>また、価値観やライフスタイルの変化等により、市民のスポーツやレクリエーションを行う目的や内容も高度化・多様化する一方、運動不足や子どもの体力低下、市民の<u>少子高齢化による利用人数の減少</u>などが問題となっています。</p> <p>このため、市民誰もがスポーツやレクリエーションに気軽に親しめ、リフレッシュできる環境をより一層充実させる<u>公園の整備や付随する体育施設等の統廃合や複合化などを含めた整備や維持補修</u>が求められています。</p>	<p>め、地域の実情に応じて適切な時期に施設の維持補修や整備が求められます。</p> <p>また、価値観やライフスタイルの変化等により、市民のスポーツやレクリエーションを行う目的や内容も高度化・多様化する一方、運動不足や子どもの体力低下、市民の<u>高齢化</u>が問題となっています。</p> <p>このため、市民誰もがスポーツやレクリエーションに気軽に親しめ、リフレッシュできる環境をより一層充実させる<u>体育施設や関連する公園等の整備や維持補修</u>が求められています。</p>
48	<p>2 その対策</p> <p>学校教育</p> <p>就学前の幼児の保育・教育環境については、地域によって保育・教育環境が異なるという現状を改善するため、認定こども園の設置等を進めます。</p> <p>また、育ちに必要な探求心や五感を高めるため、真庭市の豊かな自然環境を生かした保育環境の充実に努めます。</p> <p>小中学校の小規模校については、少子化対応と教育効果を高めるため、地域の実情などに十分配慮しながら魅力ある学校づくりを進めますが、通学困難な児童・生徒の通学条件格差是正のためのスクールバス等の運行にも配慮します。</p> <p>また、学校施設については、より良い教育活動を行うために安全性、機能性を確保できるよう教育環境の整備を進めるとともに、<u>教員の福利厚生のため、教員住宅の改修</u>を行います。</p> <p>さらに、知・徳・体の調和がとれ、生きる力を備えた児童・生徒を育むため、教職員の資質や指導力の向上を図り、また地域の教育力やネットワークを活用した教育情報の共有化と地域参画の仕組みづくりなどにより、一人ひとりの能力に応じた多様で質の高い教育を実践します。</p> <p><u>併せて、教職員の本来業務の質的向上とゆとりをもって子どもと向き合える時間の確保</u>を図り、<u>ワークライフバランスを意識した働き方改革の取り組み</u>を推進します。</p> <p>高等学校については、地域に誇りを持ち、地域のことを考える人材を育成するため、地域の産業や文化等への理解を深める<u>探究学習等</u>や地元で暮らすことの魅力や地元企業</p>	<p>2 その対策</p> <p>学校教育</p> <p>就学前の幼児の保育・教育環境については、地域によって保育・教育環境が異なるという現状を改善するため、認定こども園の設置等を進めます。</p> <p>また、育ちに必要な探求心や五感を高めるため、真庭市の豊かな自然環境を生かした保育環境の充実に努めます。</p> <p>小中学校の小規模校については、少子化対応と教育効果を高めるため、地域の実情などに十分配慮しながら魅力ある学校づくりを進めますが、通学困難な児童・生徒の通学条件格差是正のためのスクールバス等の運行にも配慮します。</p> <p>また、学校施設については、より良い教育活動を行うために安全性、機能性を確保できるよう教育環境の整備を進めるとともに、<u>教員の働き方改革や負担軽減のため、教員住宅の改修</u>を行います。</p> <p>さらに、知・徳・体の調和がとれ、生きる力を備えた児童・生徒を育むため、教職員の資質や指導力の向上を図り、また地域の教育力やネットワークを活用した教育情報の共有化と地域参画の仕組みづくりなどにより、一人ひとりの能力に応じた多様で質の高い教育を実践します。</p> <p>高等学校については、地域に誇りを持ち、地域のことを考える人材を育成するため、地域の産業や文化等への理解を深める「<u>ふるさと教育</u>」や地元で暮らすことの魅力や地元企業の魅力等が浸透するよう、地元企業へのインターンシップの推進、また学習環境及び生活環境の充実に努めます。</p>

<p>の魅力等が浸透するよう、地元企業へのインターンシップの推進、また学習環境及び生活環境の充実を図ります。</p> <p>また、地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることができる人材の育成支援、地域との交流の場としての宿泊・滞在型施設の整備の支援、地域経済の活性化を担う人材を養成する専門高校等において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育の推進、実験・実習等に必要となる産業教育施設・設備の整備を支援します。</p> <p>そして、高校と地域とが連携・協働して産学官等によるコンソーシアムを構築する取組や高校と地域をつなぐ人材（コーディネーター）の配置・活用に向けた取組を支援し、全国から高校生が集まるような魅力的な高校づくりを支援します。</p> <p>市内小中学校の学校図書館の電算化により、児童・生徒や教員が市内の全学校図書館と市立図書館の蔵書を横断的に検索し、読書や学習活動に活用できるようにし、学校司書による、授業参画を充実させます。</p> <p>集会施設、体育施設、社会教育施設等</p> <p>様々な学習の場やコミュニティ活動、文化活動、スポーツ活動等市民活動の拠点施設を確保するため、<u>公民館や集会施設、体育施設等の社会教育施設の統廃合や長寿命化を行いながら改修を適時行います。</u></p> <p>また、公共施設の空きスペースの有効活用を図り、市民広場など活動の場を広げます。さらに、図書館や体育館などの社会教育施設及び体育施設が地域自治の拠点として機能するように、地域の特長を生かした学びの環境整備等を進めます。</p> <p>市民がいつまでも健康で心豊かな生活を送るために、生涯の各時期にあった学びや活動の場などの環境を整備し、関係団体などと連携し、事業の充実を図っていきます。</p> <p>また、より良い学習や活動ができる環境の提供のため、既存施設や公園などの一層の利用と効率化を図るとともに、整備と改修を進めます。</p>	<p>また、地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることができる人材の育成支援、地域との交流の場としての宿泊・滞在型施設の整備の支援、地域経済の活性化を担う人材を養成する専門高校等において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育の推進、実験・実習等に必要となる産業教育施設・設備の整備を支援します。</p> <p>そして、高校と地域とが連携・協働して産学官等によるコンソーシアムを構築する取組や高校と地域をつなぐ人材（コーディネーター）の配置・活用に向けた取組を支援し、全国から高校生が集まるような魅力的な高校づくりを支援します。</p> <p>市内小中学校の学校図書館の電算化により、児童・生徒や教員が市内の全学校図書館と市立図書館の蔵書を横断的に検索し、読書や学習活動に活用できるようにし、学校司書による、授業参画を充実させます。</p> <p>集会施設、体育施設、社会教育施設等</p> <p>様々な学習の場やコミュニティ活動、文化活動、スポーツ活動等市民活動の拠点施設を確保するため、<u>公民館や集会所、スポーツ施設等の社会教育施設の改修を適時行います。</u></p> <p>また、公共施設の空きスペースの有効活用を図り、市民広場など活動の場を広げます。さらに、図書館や体育館などの社会教育施設及び体育施設が地域自治の拠点として機能するように、地域の特長を生かした学びの環境整備等を進めます。</p> <p>市民がいつまでも健康で心豊かな生活を送るために、生涯の各時期にあった学びや活動の場などの環境を整備し、関係団体などと連携し、事業の充実を図っていきます。</p> <p>また、より良い学習や活動ができる環境の提供のため、既存施設や公園などの一層の利用と効率化を図るとともに、整備と改修を進めます。</p>
---	---

## 3 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校校舎等予防改修事業	真庭市	
		小学校校舎等大規模改修事業	真庭市	
		小学校長寿命化改良事業	真庭市	
		小中学校校舎等照明 LED 改修事業	真庭市	
	屋内運動場	小学校屋内運動場大規模改修事業	真庭市	
		小学校屋内運動場長寿命化改良事業	真庭市	
	教職員住宅	教員住宅改修事業	真庭市	
	給食施設	学校給食施設等照明 LED 改修事業	真庭市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	北房文化センター改修事業	真庭市	
		勝山文化センター改修事業	真庭市	
	集会施設	学習交流施設整備事業	真庭市	
	体育施設	落合総合公園施設改修等事業	真庭市	
		勝山運動公園施設改修等事業	真庭市	
		勝山スポーツセンター改修等事業	真庭市	
		勝山健康増進施設水夢施設改修等事業	真庭市	
		真庭やまびこ公園施設改修等事業	真庭市	
		湯原温泉スポーツ公園施設改修等事業	真庭市	
	蒜山高原スポーツ公園施設改修等事業	真庭市		
	(4) 過疎地域持続的発展進特別事業			
	義務教育	ICT 環境推進事業 ○具体的な事業内容 次世代校務環境の整備 ○事業の必要性 教育活動の充実を図るための業務効率化することで、質の高い 教育の提供を可能とするため。 ○見込まれる事業効果 教職員の業務負担の軽減、教育の質の向上	真庭市	当該施策の 事業効果は 将来に及ぶ ものである。
		学びのデジタル化推進事業 ○具体的な事業内容 無線 LAN 整備及びタブレット、指導用デジタルコンテンツの整備。	真庭市	当該施策の 事業効果は 将来に及ぶ ものであ

## 3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小中学校校舎トイレ改修事業	真庭市	
		小学校教室空調設置事業	真庭市	
		小学校校舎等予防改修事業	真庭市	
		小学校校舎等大規模改修事業	真庭市	
		小中学校校舎照明改修事業	真庭市	
		屋内運動場	草加部小学校屋内運動場屋根改修事業	真庭市
		木山小学校屋内運動場屋根改修事業	真庭市	
		小中学校屋内運動場照明改修事業	真庭市	
		河内小学校屋内運動場トイレ改修事業	真庭市	
	教職員住宅	教員住宅改修事業	真庭市	
	スクールバス	スクールバス更新事業	真庭市	
	給食施設	学校給食共同調理場整備事業（落合地域）	真庭市	
		給食配送車購入事業（勝山学校給食共同調理場）	真庭市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	北房文化センター施設改修事業	真庭市	
	集会施設	駅舎衛生環境整備事業	真庭市	
		学習交流施設整備事業	真庭市	
		湯原ふれあいセンター施設改修等事業	真庭市	
		集会所等施設整備補助金事業	真庭市	
		ポケットパーク整備事業	真庭市	
		旭川河川公園整備事業	真庭市	
	体育施設	落合総合公園施設改修等事業	真庭市	
落合体育館施設改修等事業		真庭市		
勝山運動公園施設改修等事業		真庭市		
勝山健康増進施設水夢施設改修等事業		真庭市		
真庭やまびこ公園施設改修等事業		真庭市		
湯原スポーツ公園施設改修等事業		真庭市		
蒜山スポーツ公園施設改修等事業	真庭市			



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。</li> </ul> <p>(地産地消推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。</li> <li>・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力を高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>の開催。</li> <li>・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。</li> <li>・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。</li> </ul> <p>(地産地消推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。</li> <li>・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力を高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。</p>	ある。
51	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>					
52	<p>第10章 集落の整備</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>少子高齢化や定住人口の減少、地域住民のニーズの多様化等により、地域活力の維持や行政のきめ細やかな対応が困難となってきています。このため、地域住民と行政とが協力し、対等な立場で地域づくりを推進していく“協働”の仕組みづくりが求められています。</p> <p>また、市周辺地域を中心に世帯数や人口が減少し、高齢化が進んでいる「小規模高齢化集落」が多く見られるようになり、安心して暮らせる生活環境や基本的な集落活動の維持が困難になりつつあります。</p>	<p>第10章 集落の整備</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>少子高齢化や定住人口の減少、地域住民のニーズの多様化等により、地域活力の維持や行政のきめ細やかな対応が困難となってきています。このため、地域住民と行政とが協力し、対等な立場で地域づくりを推進していく“協働”の仕組みづくりが求められています。</p> <p>また、市周辺地域を中心に世帯数や人口が減少し、高齢化が進んでいる「小規模高齢化集落」が多く見られるようになり、安心して暮らせる生活環境や基本的な集落活動の維持が困難になりつつあります。</p>					

	<p>こうした状況を踏まえ、市民と連携・協働して、地縁のつながりばかりにこだわらず、広く総合的な視点から「みんなが住みたいまちづくり」を進めていく必要があります。</p>	<p>こうした状況を踏まえ、市民と連携・協働して、地縁のつながりばかりにこだわらず、広く総合的な視点から「みんなが住みたいまちづくり」を進めていく必要があります。</p>
52	<p>2 その対策</p> <p>市民主体、市民参加で活力あるまちづくりを推進するため、複数の自治会や地域団体に構成され、主体的に地域づくりを行う「地域自主組織」の活動のため、集落支援員等の人的支援を行います。</p> <p>さらに、地域課題の解決や地域活性化の活動を経済面も含め自立的・永続的に運営する意欲のある地域については、地域自治振興拠点を認定し重点的に支援していきます。</p> <p>人口減少と高齢化が進む「小規模高齢化集落」については、複数の地域で広域的に支えあう集落機能の強化に取り組み、集落のニーズを常時把握できる仕組みづくりや集落支援員の配置等、地域自主組織等と連携しながら集落活動等を支援します。</p> <p>また、交流定住施策の推進による外部の人との交流は、地域を見直す機会になるだけでなく、地域課題を解決する方策となります。このため、ワンストップ相談窓口や、交流定住センターを中心とした移住希望者へのコーディネート業務、地域おこし協力隊の導入を総合的に充実させ、UIJ ターン者の受け入れを促進する施策を実施するとともに、関係人口を構築していきます。</p>	<p>2 その対策</p> <p>市民主体、市民参加で活力あるまちづくりを推進するため、複数の自治会や地域団体に構成され、主体的に地域づくりを行う「地域自主組織」の活動のため、集落支援員等の人的支援を行います。</p> <p>さらに、地域課題の解決や地域活性化の活動を経済面も含め自立的・永続的に運営する意欲のある地域については、地域自治振興拠点を認定し重点的に支援していきます。</p> <p>人口減少と高齢化が進む「小規模高齢化集落」については、複数の地域で広域的に支えあう集落機能の強化に取り組み、集落のニーズを常時把握できる仕組みづくりや集落支援員の配置等、地域自主組織等と連携しながら集落活動等を支援します。</p> <p>また、交流定住施策の推進による外部の人との交流は、地域を見直す機会になるだけでなく、地域課題を解決する方策となります。このため、ワンストップ相談窓口や、交流定住センターを中心とした移住希望者へのコーディネート業務、地域おこし協力隊の導入を総合的に充実させ、UIJ ターン者の受け入れを促進する施策を実施するとともに、関係人口を構築していきます。</p>
52	<p>3 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>3 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>
53	<p>第 11 章 地域文化の振興等</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>本市は、平成 17 年の合併より新たなまちづくりを進めていますが、過去から現代、さらに未来へと脈々と受け継がれる文化・自然遺産や史跡、伝統行事などは地域の存在</p>	<p>第 11 章 地域文化の振興等</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>本市は、平成 17 年の合併より新たなまちづくりを進めていますが、過去から現代、さらに未来へと脈々と受け継がれる歴史遺産や史跡、伝統行事などは地域の存在の証で</p>

	<p>の証であると同時に、郷土への愛着と誇りの源でもあります。</p> <p>これらの伝統文化を維持継続するとともに、伝統文化を融合させながら、市としての一体感を醸成する新たな文化を育てていくことが必要です。そして、市民が主体となり地域文化を創造するため、自主的な活動への支援や芸術鑑賞機会の充実を目指し、だれもが身近に親しめる環境を整えることが重要です。</p> <p>また、市内には地域の歴史や風土に根ざした貴重な文化遺産等が多数残されているため、これらの調査や保存を行い、後世に伝えていくことも重要です。</p>	<p>あると同時に、郷土への愛着と誇りの源でもあります。</p> <p>これらの伝統文化を維持継続するとともに、伝統文化を融合させながら、市としての一体感を醸成する新たな文化を育てていくことが必要です。そして、市民が主体となり地域文化を創造するため、自主的な活動への支援や芸術鑑賞機会の充実を目指し、だれもが身近に親しめる環境を整えることが重要です。</p> <p>また、市内には地域の歴史や風土に根ざした貴重な文化遺産等が多数残されているため、これらの調査や保存を行い、後世に伝えていくことも重要です。</p>
53	<p>2 その対策</p> <p>市民が主体となる地域文化の創造を促進するため、生涯学習活動等を中心とした市民や各種団体の協働による自主的芸術文化活動の推進や、優れた芸術文化、真庭らしい地域文化などを鑑賞できる機会の提供・充実を図るとともに、それらを実施することのできる文化施設等の整備を行います。</p> <p>さらに、各機関との連携による文化活動ネットワークを形成し、学術の振興と地域文化の向上を図ります。</p> <p>市内には、歴史的町並みや高瀬舟発着場跡、出雲街道と宿場町跡、旧遷喬尋常小学校、醍醐桜や古墳散歩道、伝統行事、史跡等の歴史的景観や文化遺産が多数存在します。これらの地域の歴史と風土に根ざした有形・無形の貴重な歴史文化遺産を地域文化の創造に活用しながら後世に伝えていくため、伝統文化の掘り起こしや継承者の育成等それぞれの特性に応じた保存体制の強化を図るとともに、文化財資料のデジタル化を進めていきます。</p> <p>また、市内の貴重な文化遺産を収集、保存及び活用していく博物館・資料館等施設の整備を行います。</p> <p>そして、国指定重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎については、校舎の保存・活用に向けて、解体修理及び耐震補強工事に取り組みます。</p>	<p>2 その対策</p> <p>市民が主体となる地域文化の創造を促進するため、生涯学習活動等を中心とした市民や各種団体の協働による自主的芸術文化活動の推進や、優れた芸術文化、真庭らしい地域文化などを鑑賞できる機会の提供・充実を図るとともに、それらを実施することのできる文化施設等の整備を行います。</p> <p>さらに、各機関との連携による文化活動ネットワークを形成し、学術の振興と地域文化の向上を図ります。</p> <p>市内には、歴史的町並みや高瀬舟発着場跡、出雲街道と宿場町跡、旧遷喬尋常小学校、醍醐桜や古墳散歩道、伝統行事、史跡等の歴史的景観や文化遺産が多数存在します。これらの地域の歴史と風土に根ざした有形・無形の貴重な歴史文化遺産を地域文化の創造に活用しながら後世に伝えていくため、伝統文化の掘り起こしや継承者の育成等それぞれの特性に応じた保存体制の強化を図るとともに、文化財資料のデジタル化を進めていきます。</p> <p>また、廃校舎等を活用した情報発信の核となる文化財センター等や博物館等施設の整備を行います。</p> <p>そして、国指定重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎については、校舎の保存・活用に向けて、解体修理及び耐震補強工事に取り組みます。</p>

53	3 事業計画（令和8年度～12年度）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">10. 地域文化 の振興等</td> <td colspan="4">(1) 地域文化振興施設等</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地域文化振興施設</td> <td>久世エスバスセンター改修事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝山文化センター改修事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北房文化センター改修事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北房ふるさとセンター改修事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業（再掲）</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	10. 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等				地域文化振興施設	久世エスバスセンター改修事業	真庭市		勝山文化センター改修事業	真庭市		北房文化センター改修事業	真庭市		北房ふるさとセンター改修事業	真庭市		旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業（再掲）	真庭市		3 事業計画（令和3年度～7年度）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">10. 地域文化 の振興等</td> <td colspan="4">(1) 地域文化振興施設等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域文化振興施設</td> <td>久世エスバスセンター改修事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝山文化センター改修事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業（再掲）</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	10. 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等				地域文化振興施設	久世エスバスセンター改修事業	真庭市		勝山文化センター改修事業	真庭市		旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業（再掲）	真庭市	
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																													
10. 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等																																																	
	地域文化振興施設	久世エスバスセンター改修事業	真庭市																																															
		勝山文化センター改修事業	真庭市																																															
		北房文化センター改修事業	真庭市																																															
		北房ふるさとセンター改修事業	真庭市																																															
旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業（再掲）		真庭市																																																
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																														
10. 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等																																																	
	地域文化振興施設	久世エスバスセンター改修事業	真庭市																																															
		勝山文化センター改修事業	真庭市																																															
		旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業（再掲）	真庭市																																															
53		<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>																																															
54	<p>第12章 再生可能エネルギーの利用の促進</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響により、日本各地で深刻な災害が頻発しています。平成30年7月豪雨では、岡山県下でも、本市を含む多くの住民の生命・財産を脅かす甚大な被害が発生しました。気候変動は、本市にとって対岸の火事ではなく、当事者として対策を講じなければならない喫緊の課題となっています。</p> <p>さらに、事業者等による大規模太陽光をはじめとした発電施設の設置が進んでいますが、特に蒜山高原をはじめとする特色ある豊かな自然環境や景観との調和が課題となっています。</p> <p>SDGs 未来都市・真庭市は、SDGs 目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に向けて、豊富な森林や岡山三大河川旭川水系の豊かな水など、地域資源を活用した再生可能エネルギーによる、エコで災害にも強いまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>また、本市は平成26年3月に国から「バイオマス産業都市」として選定され、その大きな柱の一つである真庭バイオマス発電所を中心として、再生可能エネルギーを推進してきました。市内で出た間伐材や枝葉、また製材所の端材や樹皮など、本来捨てられ</p>	<p>第12章 再生可能エネルギーの利用の促進</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響により、日本各地で深刻な災害が頻発しています。平成30年7月豪雨では、岡山県下でも、本市を含む多くの住民の生命・財産を脅かす甚大な被害が発生しました。気候変動は、本市にとって対岸の火事ではなく、当事者として対策を講じなければならない喫緊の課題となっています。</p> <p>さらに、事業者等による大規模太陽光をはじめとした発電施設の設置が進んでいますが、特に蒜山高原をはじめとする特色ある豊かな自然環境や景観との調和が課題となっています。</p> <p>SDGs 未来都市・真庭市は、SDGs 目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に向けて、豊富な森林や岡山三大河川旭川水系の豊かな水など、地域資源を活用した再生可能エネルギーによる、エコで災害にも強いまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>また、本市は平成26年3月に国から「バイオマス産業都市」として選定され、その大きな柱の一つである真庭バイオマス発電所を中心として、再生可能エネルギーを推進してきました。市内で出た間伐材や枝葉、また製材所の端材や樹皮など、本来捨てられ</p>																																																

	<p>ていたもののみを利用し発電するこの取組により、市内の経済循環の実現やエネルギー自給率の向上など、様々な効果をもたらしています。また発電だけでなく、石油の代替品として木質バイオマスを利用し、木材の乾燥や農業用ハウス、温水プール、家庭用暖房器具にも活用されています。</p> <p>真庭バイオマス発電所の発電は約 22,000 世帯分の電力供給を可能とする規模であり、本市の一般家庭全てをカバーできる能力を有しており、木質バイオマスエネルギーによる自給率も <u>37.4%</u>まで向上しています。しかし、真庭バイオマス発電所で作られた電気は一部の民間事業者と真庭市役所等の市内公共施設での利用のみであり、地域活用については進んでいないことから、再生可能エネルギーが地産地消できるシステムの構築が課題となっています。また、本市は脱炭素社会に向け「ゼロカーボンシティまにわ」を掲げており、CO2 排出を抑制するための対策と再生可能エネルギーの推進の両面からエネルギー自給率 100%に向けた取組が求められています。</p> <p>さらに、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する新たなバイオマス活用の取組が始まり、地域資源を生かした取組が広がっています。</p> <p><u>畜産・酪農の分野においても、少子高齢化の影響から担い手不足等が深刻であることから、温室効果ガスの排出削減に取組むことで環境負荷を低減し、環境と調和した酪農経営体モデルを整備することにより、酪農・畜産の生産の担い手や業界従事者を育成する施設の充実を図り、持続可能な酪農経営モデルの形成に向けて取り組んでいます。</u></p>	<p>ていたもののみを利用し発電するこの取組により、市内の経済循環の実現やエネルギー自給率の向上など、様々な効果をもたらしています。また発電だけでなく、石油の代替品として木質バイオマスを利用し、木材の乾燥や農業用ハウス、温水プール、家庭用暖房器具にも活用されています。</p> <p>真庭バイオマス発電所の発電は約 22,000 世帯分の電力供給を可能とする規模であり、本市の一般家庭全てをカバーできる能力を有しており、木質バイオマスエネルギーによる自給率も <u>32.4%</u>まで向上しています。しかし、真庭バイオマス発電所で作られた電気は一部の民間事業者と真庭市役所等の市内公共施設での利用のみであり、地域活用については進んでいないことから、再生可能エネルギーが地産地消できるシステムの構築が課題となっています。また、本市は脱炭素社会に向け「ゼロカーボンシティまにわ」を掲げており、CO2 排出を抑制するための対策と再生可能エネルギーの推進の両面からエネルギー自給率 100%に向けた取組が求められています。</p> <p>さらに、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する新たなバイオマス活用の取組が始まり、地域資源を生かした取組が広がっています。</p>
54	<p>2 その対策</p> <p><u>真庭バイオマス発電所、地域新電力会社等の市内エネルギー関連企業をはじめ、関係省庁や市内外の事業者と協力して、レジリエンス強化及び再生可能エネルギーの地産地消につながる取組を進めます。</u></p> <p>また「ゼロカーボンシティまにわ」とエネルギー自給率 100%の実現を目指し、市内関係事業者とともに<u>既存バイオマス発電所の後継施設の検討等を進めていきます。後継のバイオマス発電所建設には、再生可能エネルギーであるバイオマス燃料材の安定した数量確保が必須であることから、広葉樹をバイオマス燃料として活用するための取組支援を進めていきます。</u></p> <p>CO2 排出抑制、省エネルギー化の推進の観点から、市内公共施設への LED 照明、太陽</p>	<p>2 その対策</p> <p><u>再生可能エネルギーの地産地消やレジリエンス強化のため、地域マイクログリッドの実現に向け、関係省庁の支援を受けつつ本市内外の事業者と一緒に構築していく必要があります。真庭バイオマス発電所のほか、電気小売事業者、一般送配電事業者等の企業や契約及び料金収受スキームを有する企業の協力は必須要件であり、これらの企業によるコンソーシアムの形成支援を進めていきます。</u></p> <p>また「ゼロカーボンシティまにわ」とエネルギー自給率 100%の実現を目指し、市内関係事業者とともに<u>第 2 バイオマス発電所の検討等を進めていきます。第 2 バイオマス発電所建設には、再生可能エネルギーであるバイオマス燃料材の安定した数量確保が必須であることから、広葉樹をバイオマス燃料として活用するための取組支援を進めていき</u></p>

	<p>光発電等の省エネ設備や低公害車等の温室効果ガス削減につながる設備の導入を、<u>民間資金の活用も含めて検討、整備を進めるとともに、家庭や事業所等におけるCO2 排出抑制、省エネルギー化の促進のための支援策を検討・実施して</u>いきます。</p> <p>さらに、<u>生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する施設（真庭市くらしの循環センター）</u>では、メタン発酵の課程で発生するバイオガスのエネルギー利用を進めていきます。</p> <p><u>なお、太陽光等発電施設については、施設等の設置推進とあわせて条例改正等により、豊かな自然環境や景観と調和を図ります。</u></p> <p><u>畜産バイオマス発電施設では、循環型酪農と温室効果ガスの排出削減、エネルギーと副産物の有効活用を進めていきます。</u></p>	<p>ます。</p> <p>CO2 排出抑制、省エネルギー化の推進の観点から、<u>市内公共施設についてLED 照明、太陽光発電等の省エネ設備や低公害車等の温室効果ガス削減につながる設備の導入を検討、実施を進めるとともに、家庭や事業所等においてもCO2 排出抑制、省エネルギー化が図れるよう情報提供を行うなど支援策を検討・実施して</u>いきます。</p> <p>さらに、<u>生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する施設（生ごみ等資源化施設）</u>では、メタン発酵の課程で発生するバイオガスのエネルギー利用を進めていきます。</p> <p>太陽光等発電施設については、施設等の設置推進とあわせて条例改正等により、豊かな自然環境や景観と調和を図っていきます。</p>																																																			
55	<p>3 事業計画（令和8年度～12年度）</p> <table border="1" data-bbox="219 644 1137 866"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">11. 再生可能エネルギーの 利用の促進</td> <td colspan="4">(1) 再生可能エネルギー利用施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>畜産バイオマス発電施設整備事業（再掲）</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(2) その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公共施設LED化整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	11. 再生可能エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設					畜産バイオマス発電施設整備事業（再掲）	真庭市		(2) その他						公共施設LED化整備事業	真庭市		<p>3 事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1" data-bbox="1178 644 2096 906"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">11. 再生可能エネルギーの 利用の促進</td> <td colspan="4">(1) 再生可能エネルギー利用施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生ごみ等資源化施設整備事業（再掲）</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>バイオ液肥濃縮施設整備事業（再掲）</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(2) その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公共施設LED化整備事業</td> <td>真庭市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	11. 再生可能エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設					生ごみ等資源化施設整備事業（再掲）	真庭市			バイオ液肥濃縮施設整備事業（再掲）	真庭市		(2) その他							公共施設LED化整備事業	真庭市	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																	
11. 再生可能エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設																																																				
		畜産バイオマス発電施設整備事業（再掲）	真庭市																																																		
	(2) その他																																																				
		公共施設LED化整備事業	真庭市																																																		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																	
11. 再生可能エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設																																																				
		生ごみ等資源化施設整備事業（再掲）	真庭市																																																		
		バイオ液肥濃縮施設整備事業（再掲）	真庭市																																																		
(2) その他																																																					
		公共施設LED化整備事業	真庭市																																																		
55	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、<u>誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現</u>など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「<u>先進的な社会（多自然型低密度居住）</u>」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>																																																			
56	<p>第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>平成の大合併により誕生した本市では、9ヶ町村がそれぞれ整備した数多くの公共施設等を引き継ぎ、市民の大切な資産として活用してきました。一方で、近年の人口減少と少子高齢化が進む中、これまでに整備してきた多くの公共施設等の適正な質の維持と長寿命化に向けた取組が重要な課題の一つとなっています。</p>	<p>第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <p>1 現況と問題点</p> <p>平成の大合併により誕生した本市では、9ヶ町村がそれぞれ整備した数多くの公共施設等を引き継ぎ、市民の大切な資産として活用してきました。一方で、近年の人口減少と少子高齢化が進む中、これまでに整備してきた多くの公共施設等の適正な質の維持と長寿命化に向けた取組が重要な課題の一つとなっています。</p>																																																			

56	<p>2 その対策</p> <p>人口減少を見据え、公共施設等の最適化や長寿命化を図りながら市民の暮らしの利便性をより高めるため、ファシリティマネジメント推進体制を構築するとともに、持続可能な地域づくりを推進します。</p>	<p>2 その対策</p> <p>人口や財政規模に応じた質・量ともに適正な公共施設等の配置や未利用施設の撤去等を行い、上質で熟成した「まち」に相応しい効率的で魅力的な施設経営と財産活用に取り組みためのファシリティマネジメント推進体制を構築するとともに、持続可能な地域づくりを推進します。</p>																												
56	<p>3 事業計画（令和8年度～12年度）</p> <table border="1" data-bbox="224 406 1151 730"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12. その他地域の持続的発展 に関し必要な事項</td> <td>(1) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。</td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	12. その他地域の持続的発展 に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業				その他	未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	<p>3 事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1" data-bbox="1182 406 2107 730"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12. その他地域の持続的発展 に関し必要な事項</td> <td>(1) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。</td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	12. その他地域の持続的発展 に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業				その他	未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																										
12. その他地域の持続的発展 に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業																													
	その他	未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																										
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																										
12. その他地域の持続的発展 に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業																													
	その他	未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																										
56	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」による、誰もが出かけたくなるまち・住みたくなるまちの実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>	<p>4 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。</p>																												
57	<p>【参考】事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）</p> <table border="1" data-bbox="224 1040 1151 1471"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人材育成</td> <td>学校力向上事業 ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。 (Q-U を活用した集団作り事業) ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。 (英語力向上事業) ・全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を</td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				人材育成	学校力向上事業 ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。 (Q-U を活用した集団作り事業) ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。 (英語力向上事業) ・全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	<p>【参考】事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）</p> <table border="1" data-bbox="1182 1040 2107 1471"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人材育成</td> <td>学校力向上事業 ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、幼稚園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。 (Q-U を活用した集団作り事業) ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。 (英語力向上事業) ・全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を</td> <td>真庭市</td> <td>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				人材育成	学校力向上事業 ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、幼稚園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。 (Q-U を活用した集団作り事業) ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。 (英語力向上事業) ・全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																										
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業																													
	人材育成	学校力向上事業 ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。 (Q-U を活用した集団作り事業) ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。 (英語力向上事業) ・全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																										
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																										
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業																													
	人材育成	学校力向上事業 ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、幼稚園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。 (Q-U を活用した集団作り事業) ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。 (英語力向上事業) ・全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。																										

			<p>共有する。また、発話型の英語学習アプリを活用して、課題である聞く・話す力の向上につなげる。</p> <p>(地元企業と連携した学習事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。</li> </ul> <p>(郷育を核としたキャリア教育推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育(ふるさと学習)」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。</p>								
			<p>地域連携型学校魅力化事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <p>(高校魅力化応援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。</li> <li>・地元住民、産業界、高校による連携を進めるためのWSの開催。</li> <li>・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。</li> <li>・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。</li> </ul> <p>(地産地消推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。</li> <li>・小売事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力が高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。						
			<p>共有する。また、発話型の英語学習アプリを活用して、課題である聞く・話す力の向上につなげる。</p> <p>(地元企業と連携した学習事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。</li> </ul> <p>(郷育を核としたキャリア教育推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育(ふるさと学習)」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。</p>								
			<p>地域連携型学校魅力化事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <p>(高校魅力化応援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。</li> <li>・地元住民、産業界、高校による連携を進めるためのWSの開催。</li> <li>・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。</li> <li>・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。</li> </ul> <p>(地産地消推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。</li> <li>・小売事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力が高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。						
2.産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業										
	企業誘致	企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業		真庭市	当該施策の事業効果は将来						
		○具体的な事業内容									
		真庭産業団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。									
2.産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業										
	第1次産業	木造建築物助成事業									
		○具体的な事業内容									
		一定量以上の真庭産材を使用した木造建築物に補助をす									
				真庭市	当該施策の事業効果は将来						

		○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。 ○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。		に及ぶものである。			るもの。 ○事業の必要性 真庭産乾燥材の利用促進を図るため。 ○見込まれる事業効果 真庭産材の利用促進、需要拡大。		に及ぶものである。	
3. 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	企業誘致	企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業 ○具体的な事業内容 真庭産産団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。 ○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。 ○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	情報化	行政情報告知端末整備事業 ○具体的な事業内容 行政情報告知放送を提供するため真庭ひかりネットワークの引き込み及び機器設置を行うもの。 ○事業の必要性 告知放送サービスを通じて市民に行政情報・防災情報を提供し、市民生活の向上を図るため。 ○見込まれる事業効果 市民に迅速に行政情報・防災情報を伝えることができる。								
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業				真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	情報化	行政情報告知端末整備事業 ○具体的な事業内容 行政情報告知放送を提供するため真庭ひかりネットワークの引き込み及び機器設置を行うもの。 ○事業の必要性 告知放送サービスを通じて市民に行政情報・防災情報を提供し、市民生活の向上を図るため。 ○見込まれる事業効果 市民に迅速に行政情報・防災情報を伝えることができる。  地図データ統合化事業 ○具体的な事業内容 分散している地図データの統合を図るもの。 ○事業の必要性 インフラなどの適切な維持管理と市民の利便性を向上するため。 ○見込まれる事業効果 インフラなどの適切な維持管理とワンストップでインフラなどの情報が確認できるようになり、市民の利便性向上につながる。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	交通施設維持	道路環境整備事業 ○具体的な事業内容 自らが進んで市道の維持保全活動を行う市民団体等に対して報奨金を交付するもの。 ○事業の必要性 地域の景観を守り、安全で快適な生活環境を向上させるため ○見込まれる事業効果 地域や市民団体との協働による道路の安全と景観の維持。								
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	児童福祉	放課後児童健全育成事業 ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。 ○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。  こども医療費給付事業 ○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。 ○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業									
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業				真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	交通施設維持	道路環境整備事業 ○具体的な事業内容 自らが進んで市道の維持保全活動を行う市民団体等に対して報奨金を交付するもの。 ○事業の必要性 地域の景観を守り、安全で快適な生活環境を向上させるため。 ○見込まれる事業効果 地域や市民団体との協働による道路の安全と景観の維持。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	児童福祉	放課後児童健全育成事業 ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性								
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業									

		義務教育	<p>ICT環境推進事業</p> <p>○具体的な事業内容 次世代校務環境の整備</p> <p>○事業の必要性 教育活動の充実を図るための業務効率化することで、質の高い教育の提供を可能とするため。</p> <p>○見込まれる事業効果 教職員の業務負担の軽減、教育の質の向上</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。		地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。	○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。		
			<p>学びのデジタル化推進事業</p> <p>○具体的な事業内容 無線LAN整備及びタブレット、指導用デジタルコンテンツの整備。</p> <p>○事業の必要性 デジタル社会に対応した教育の提供により、多様で質の高い教育を実践するため。</p> <p>○見込まれる事業効果 児童・生徒のデジタル機器活用の促進、効率的な授業の展開。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。		こども医療費給付事業	○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
			<p>学校力向上事業（再掲）</p> <p>○具体的な事業内容 (ALT配置事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども園、保育園、小中学校にALTを配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。</li> </ul> <p>(Q-Uを活用した集団作り事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。</li> </ul> <p>(英語力向上事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を共有する。また、発話型の英語学習アプリを活用して、課題である聞く・話す力の向上につなげる。</li> </ul> <p>(学びのサイクル推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>算数・数学の課題解決のために、年間2回（1学期・3学期）テストを実施する。</li> <li>1学期のテストの結果をもとに、結果分析や授業改善についての研修会等を実施し、教師の指導力向上を図る。</li> <li>テスト結果を通して児童生徒がそれぞれの課題を捉え、個に応じた学習を充実させる。</li> </ul> <p>(地元企業と連携した学習事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。</li> </ul> <p>(郷育を核としたキャリア教育推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育（ふるさと学習）」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。</li> </ul> <p>○事業の必要性 児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展推進特別事業			
		義務教育	<p>学びのデジタル化推進事業</p> <p>○具体的な事業内容 無線LAN整備及びタブレット、指導用デジタルコンテンツの整備。</p> <p>○事業の必要性 デジタル社会に対応した教育の提供により、多様で質の高い教育を実践するため。</p> <p>○見込まれる事業効果 児童・生徒のデジタル機器活用の促進、効率的な授業の展開。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。		学校力向上事業（再掲）	○具体的な事業内容 (ALT配置事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>こども園、保育園、幼稚園、小中学校にALTを配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。</li> </ul> <p>(Q-Uを活用した集団作り事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。</li> </ul> <p>(英語力向上事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国、及び県の学力テストで、英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、指導改善のための成功事例を共有する。また、発話型の英語学習アプリを活用して、課題である聞く・話す力の向上につなげる。</li> </ul> <p>(地元企業と連携した学習事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。</li> </ul> <p>(郷育を核としたキャリア教育推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育（ふるさと学習）」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。</li> </ul> <p>○事業の必要性</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。

			に、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。 ○見込まれる事業効果 児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。						児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。 ○見込まれる事業効果 児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。			
	その他	地域連携型学校魅力化事業（再掲） ○具体的な事業内容 （高校魅力化応援事業） ・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。 ・地元住民、産業界、高校による連携を進めるためのWSの開催。 ・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。 ・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。 （地産地消推進事業） ・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。 ・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。 ○事業の必要性 市内の高校を始め教育現場の魅力高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。 地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。 ○見込まれる事業効果 真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。 地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。		その他	地域連携型学校魅力化事業（再掲） ○具体的な事業内容 （高校魅力化応援事業） ・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。 ・地元住民、産業界、高校による連携を進めるためのWSの開催。 ・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。 ・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。 （地産地消推進事業） ・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。 ・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。 ○事業の必要性 市内の高校を始め教育現場の魅力高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。 地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。 ○見込まれる事業効果 真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。 地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。		真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	その他	未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	その他	未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	

議案第 8 号

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
修正 決

[提案理由]

田原山上・上山辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

# 総合整備計画書

岡山県真庭市 田原山上・上山 辺地  
 (辺地の人口 190人 面積 16.9 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
田原山上・上山
- (2) 地域の中心の位置  
上山地区(上山 1123-1 番地)
- (3) 辺地度点数 250点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、旧落合町の南部に位置し、東側は吉辺地と接する、標高約400メートルの山間地である。平成15年4月の給水開始以降、安定した水源のない山中において、谷水を膜ろ過設備により処理し、安定供給を行ってきた。しかし、ろ過設備の機械類は耐用年数を超えており、特に重要なろ過膜については、2系統のうち1系統で劣化が著しく、早急な更新が必要な状況である。

## 3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和9年度まで 2年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
簡易給水施設 (田原上山・上山)	真庭市	45,000	0	45,000	22,500
合 計		45,000	0	45,000	22,500

議案第 9 号

真庭市事務分掌条例の一部改正について

真庭市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 ( 2 0 2 6 年 ) 2 月 2 0 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

[提案理由]

令和 8 年 4 月 1 日から実施する行政組織の機構改革に伴い、組織の分掌する事務を変更するため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市事務分掌条例の一部を改正する条例

真庭市事務分掌条例(平成20年真庭市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表総合政策部の部中(5)の項を削り、(6)の項を(5)の項とし、(7)の項から(11)の項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条の表生活環境部の部中(13)の項を(16)の項とし、(5)の項から(12)の項までを3項ずつ繰り下げ、(4)の項の次に次の3項を加える。

(5) 共生社会の推進に関すること。
--------------------

(6) 国際貢献、平和及び国際化に関すること。
-------------------------

(7) 国際交流に関すること。
-----------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市事務分掌条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正案

部	事務分掌
総合政策部	(略)
	<u>(5)</u> 行政経営に関する <u>こと</u> 。
	<u>(6)</u> 行政評価に関する <u>こと</u> 。
	<u>(7)</u> 統計に関する <u>こと</u> 。
	<u>(8)</u> 地域情報化に関する <u>こと</u> 。
	<u>(9)</u> 秘書に関する <u>こと</u> 。
	<u>(10)</u> 広報広聴に関する <u>こと</u> 。
(略)	(略)
生活環境部	(略)
	<u>(4)</u> 後期高齢者医療に関する <u>こと</u> 。
	<u>(5)</u> 共生社会の推進に関する <u>こと</u> 。
	<u>(6)</u> 国際貢献、平和及び国際化に関する <u>こと</u> 。
	<u>(7)</u> 国際交流に関する <u>こと</u> 。
	<u>(8)</u> 生活総合相談に関する <u>こと</u> 。
	<u>(9)</u> 人権に関する <u>こと</u> 。

	(10) 男女共同参画に関する事。
	(11) 青少年育成に関する事。
	(12) 消費生活に関する事。
	(13) 防犯及び交通安全に関する事。
	(14) 公共交通に関する事。
	(15) スポーツ及び文化振興に関する事。
	(16) 廃棄物及び環境保全に関する事。
(略)	(略)

現行

部	事務分掌
総合政策部	(略)
	(5) 国際交流に関する事。
	(6) 行政経営に関する事。
	(7) 行政評価に関する事。
	(8) 統計に関する事。
	(9) 地域情報化に関する事。
	(10) 秘書に関する事。
	(11) 広報広聴に関する事。
(略)	(略)

生活環境部	(略)	
	(4) 後期高齢者医療に関すること。	
	(5) 生活総合相談に関すること。	
	(6) 人権に関すること。	
	(7) 男女共同参画に関すること。	
	(8) 青少年育成に関すること。	
	(9) 消費生活に関すること。	
	(10) 防犯及び交通安全に関すること。	
	(11) 公共交通に関すること。	
	(12) スポーツ及び文化振興に関すること。	
	(13) 廃棄物及び環境保全に関すること。	
	(略)	(略)

議案第10号

真庭市障害者医療費給付条例の一部改正について

真庭市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
決  
修正

[提案理由]

令和7年度税制改正に伴い、受給資格者判定で使用している老齢福祉年金制度における税負担軽減措置の特例期間を設け、新設される特定親族特別控除が受給資格の所得額判定に適切に反映されるようにするため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

真庭市障害者医療費給付条例(平成17年真庭市条例第152号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和8年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号に掲げる老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第355号)附則第7条中「令和8年8月以後」とあるのは「令和8年7月以後」と、「同年7月以前」とあるのは「同年6月以前」と読み替えたものとして適用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市障害者医療費給付条例新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (経過措置) 2～5 (略)</p> <p><u>6 令和8年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号に掲げる老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第355号)附則第7条中「令和8年8月以後」とあるのは「令和8年7月以後」と、「同年7月以前」とあるのは「同年6月以前」と読み替えたものとして適用する。</u></p>	<p>附 則 (経過措置) 2～5 (略)</p>

議案第 1 1 号

真庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
制定について

真庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙  
のとおり提出する。

令和 8 年 ( 2 0 2 6 年 ) 2 月 2 0 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

[提案理由]

児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定による乳児等通園支援事業者を認可  
するための基準を定め、こども誰でも通園制度を推進するため、条例を制定する  
ものである。

## 真庭市条例第 号

真庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則(第1条—第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条—第25条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条)

第3章 雑則(第28条)

### 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

(2) 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業であつて余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。

(3) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保

育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この号において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(4) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

(5) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

(最低基準の目的)

第3条 この条例に定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

4 市長は、保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条にお

いて「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、

その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方

メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外

		傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダ

ンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体

的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

真庭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
について

真庭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のと  
おり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
修正 決

[提案理由]

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い創設される乳児等支援給付費について、適正に支給するために必要な事業者の運営基準を定めるため、条例を制定するものである。

## 真庭市条例第 号

### 真庭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

#### 第1章 総則(第1条―第3条)

#### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準(第4条)

##### 第2節 運営に関する基準(第5条―第33条)

#### 第3章 雑則(第34条)

#### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項及び第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。次号において「基準府令」という。)第1条に規定する特定乳児等通園支援事業をいう。

(2) 特定教育・保育施設等 基準府令第2条第3項に規定する特定教育・保育施設等をいう。

##### (一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するた

- めに適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等

支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支

援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の

額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要

事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所は、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する

乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった

処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)

により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しよう

とするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

真庭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

真庭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
修正 決

[提案理由]

児童福祉法の一部改正に伴い、引用する条項の変更があったため、関係条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
一部を改正する条例

(真庭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第1条 真庭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年真庭市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(真庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部改正)

第2条 真庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例(平成26年真庭市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(真庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正)

第3条 真庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例(平成26年真庭市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

真庭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

真庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

真庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

議案第14号

真庭市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

真庭市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日  
原 案  
決  
修 正

[提案理由]

令和8年度診療報酬改定等を踏まえ、学校医、園医等の報酬額を改定するため、条例の所要の改正を行うものである。

## 真庭市条例第 号

### 真庭市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

真庭市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年真庭市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第2 学校医の部本校の項中「60,900」を「62,800」に、「330円」を「340円」に改め、同部分校の項中「30,450」を「31,400」に、「330円」を「340円」に改め、同表学校耳鼻咽喉科医の部本校の項中「30,700」を「31,600」に、「250円」を「260円」に改め、同部分校の項中「15,350」を「15,800」に、「250円」を「260円」に改め、同表学校歯科医の部本校の項中「60,900」を「62,800」に、「330円」を「340円」に改め、同部分校の項中「30,450」を「31,400」に、「330円」を「340円」に改め、同表学校薬剤師の部本校の項中「27,000」を「27,800」に、「110円」を「120円」に改め、同部分校の項中「13,500」を「13,900」に、「110円」を「120円」に改め、同表学校眼科医の項中「30,700」を「31,600」に、「250円」を「260円」に改め、同表園医の項中「60,900」を「62,800」に、「330円」を「340円」に改め、同表園歯科医の項中「60,900」を「62,800」に、「330円」を「340円」に改め、同表園眼科医の項中「30,700」を「31,600」に、「250円」を「260円」に改め、同表園耳鼻咽喉科医の項中「30,700」を「31,600」に、「250円」を「260円」に改め、同表園薬剤師の項中「27,000」を「27,800」に、「110円」を「120円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
別表第2(第2条、第3条関係) 【別記1 参照】	別表第2(第2条、第3条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正案

区分	報酬の額			
	単位	基本額	加算額	
学校医	年	本校	円 62,800	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>340円</u>
		分校	31,400	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>340円</u>
学校耳鼻咽喉科医	年	本校	31,600	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>260円</u>
		分校	15,800	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>260円</u>
学校歯科医	年	本校	62,800	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>340円</u>
		分校	31,400	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>340円</u>
学校薬剤師	年	本校	27,800	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>120円</u>
		分校	13,900	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>120円</u>
学校眼科医	年		31,600	当該年5月1日現在の児童生徒数1人につき <u>260円</u>

園医	年	1 園	<u>62,800</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>340円</u>
園歯科医	年	1 園	<u>62,800</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>340円</u>
園眼科医	年	1 園	<u>31,600</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>260円</u>
園耳鼻咽喉科医	年	1 園	<u>31,600</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>260円</u>
園薬剤師	年	1 園	<u>27,800</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>120円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現行

区分	報酬の額			
	単位	基本額	加算額	
学校医	年	本校	円 <u>60,900</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>330円</u>
		分校	<u>30,450</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>330円</u>
学校耳鼻咽喉科医	年	本校	<u>30,700</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>250円</u>
		分校	<u>15,350</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>250円</u>
学校歯科医	年	本校	<u>60,900</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>330円</u>
		分校	<u>30,450</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>330円</u>
学校薬剤師	年	本校	<u>27,000</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>110円</u>
		分校	<u>13,500</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>110円</u>
学校眼科医	年		<u>30,700</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>250円</u>

園医	年	1 園	<u>60,900</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>330円</u>
園歯科医	年	1 園	<u>60,900</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>330円</u>
園眼科医	年	1 園	<u>30,700</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>250円</u>
園耳鼻咽喉科医	年	1 園	<u>30,700</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>250円</u>
園薬剤師	年	1 園	<u>27,000</u>	当該年 5 月 1 日現在の児童生徒数 1 人につき <u>110円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第15号

真庭市立保育園条例の一部改正について

真庭市立保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
修正 決

[提案理由]

園児数の減少により休園としていた真庭市立富原保育園について、令和8年3月31日をもって廃園とするため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市立保育園条例の一部を改正する条例

真庭市立保育園条例(平成17年真庭市条例第137号)の一部を次のように改正する。

別表富原保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市立保育園条例新旧対照表

改正案	現行
別表(第2条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正案

名称	位置	定員
(略)	(略)	(略)
月田保育園	真庭市月田6842番地1	60人
認定こども園木山保育園	真庭市下方1364番地4	80人
(略)	(略)	(略)

現行

名称	位置	定員
(略)	(略)	(略)
月田保育園	真庭市月田6842番地1	60人
富原保育園	真庭市若代1890番地9	45人
認定こども園木山保育園	真庭市下方1364番地4	80人
(略)	(略)	(略)

議案第16号

真庭市介護保険条例の一部改正について

真庭市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
修正 決

[提案理由]

令和7年度税制改正により介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等を定め、介護保険の適切な運用を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

## 真庭市条例第 号

### 真庭市介護保険条例の一部を改正する条例

真庭市介護保険条例(平成17年真庭市条例第151号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び5項を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

- 14 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において真庭市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において真庭市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により真庭市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第

1 項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万9千円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6

号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

- 17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において真庭市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において真庭市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により真庭市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い真庭市税条例(平成17年真庭市条例第84号)で定める金額から同年の合計所得金

額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万9千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い真庭市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い真庭市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減免の特例)

19 市長は、令和7年度において地方税法の規定による市町村民税が課されていなかった第1号被保険者(当該者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員を含む。)であって、令和8年度においても当該市町村民税が課されていないもののうち、附則第17項又は前項の規定の適用により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされるものに対し、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料について、附則第14項から前項までの規定により算定される区分にかかわらず、減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>14 <u>第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において真庭市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において真庭市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により真庭市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定す</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p>

る合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して

得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

- 16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、

当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において真庭市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において真庭市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により真庭市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、

同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い真庭市税条例(平成17年真庭市条例第84号)で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い真庭市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い真庭市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下

である場合

18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減免の特例)

19 市長は、令和7年度において地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者(当該者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員を含む。)であつて、令和8年度においても当該市町村民税が課されていないものうち、附則第17項又は前項の規定の適用により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされるものに対し、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料について、附則第14項から前項までの規定により算定される区分にかかわらず、減免することができる。

議案第17号

真庭市下水道条例及び真庭市水道事業給水条例の一部改正について

真庭市下水道条例及び真庭市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
修正 決

[提案理由]

近年の地震災害の教訓を踏まえ、非常時において他の市町村長が指定した施工業者による工事を可能にし、速やかに復旧できる体制を整えるため、条例の所要の改正を行うものである。

## 真庭市条例第 号

真庭市下水道条例及び真庭市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
(真庭市下水道条例の一部改正)

第 1 条 真庭市下水道条例(平成17年真庭市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(真庭市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

真庭市下水道条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

真庭市水道事業給水条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(工事の施工)</p> <p>第9条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)</u>又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(工事の施工)</p> <p>第9条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第18号

真庭市火災予防条例の一部改正について

真庭市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日  
原 案  
決  
修 正

[提案理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の設置基準等を定めるとともに、多発化する林野火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるための必要な事項を定めるため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市火災予防条例の一部を改正する条例

真庭市火災予防条例(平成17年真庭市条例第252号)の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)

」を

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)

第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)

」に改める。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象

火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「火災に関する警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号の前に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市火災予防条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～附則（略）</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)<u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やか</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)</u></p> <p>第4章～附則（略）</p>

に使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項までを除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) (略)

(住宅における火災の予防の推進)

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 真庭市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第29条の7 真庭市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けた時は、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～15 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けた時は、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～15 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(6) (略)

2 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) (略)

議案第19号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年真庭市条例第55号)第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 事業名    | 消防車両・施設等整備事業   |
| 2 工事名    | 消防本部(本署)救助訓練塔新築工事  |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札による契約  |
| 4 契約金額   | 513,700,000円<br>(うち取引に係る消費税46,700,000円)  |
| 5 契約の相手方 | 梶岡建設株式会社・鳥越工業株式会社<br>特定建設工事共同企業体<br>代表者 岡山県真庭市上市瀬166番地<br>梶岡建設株式会社 代表取締役 梶岡 秀成 |

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

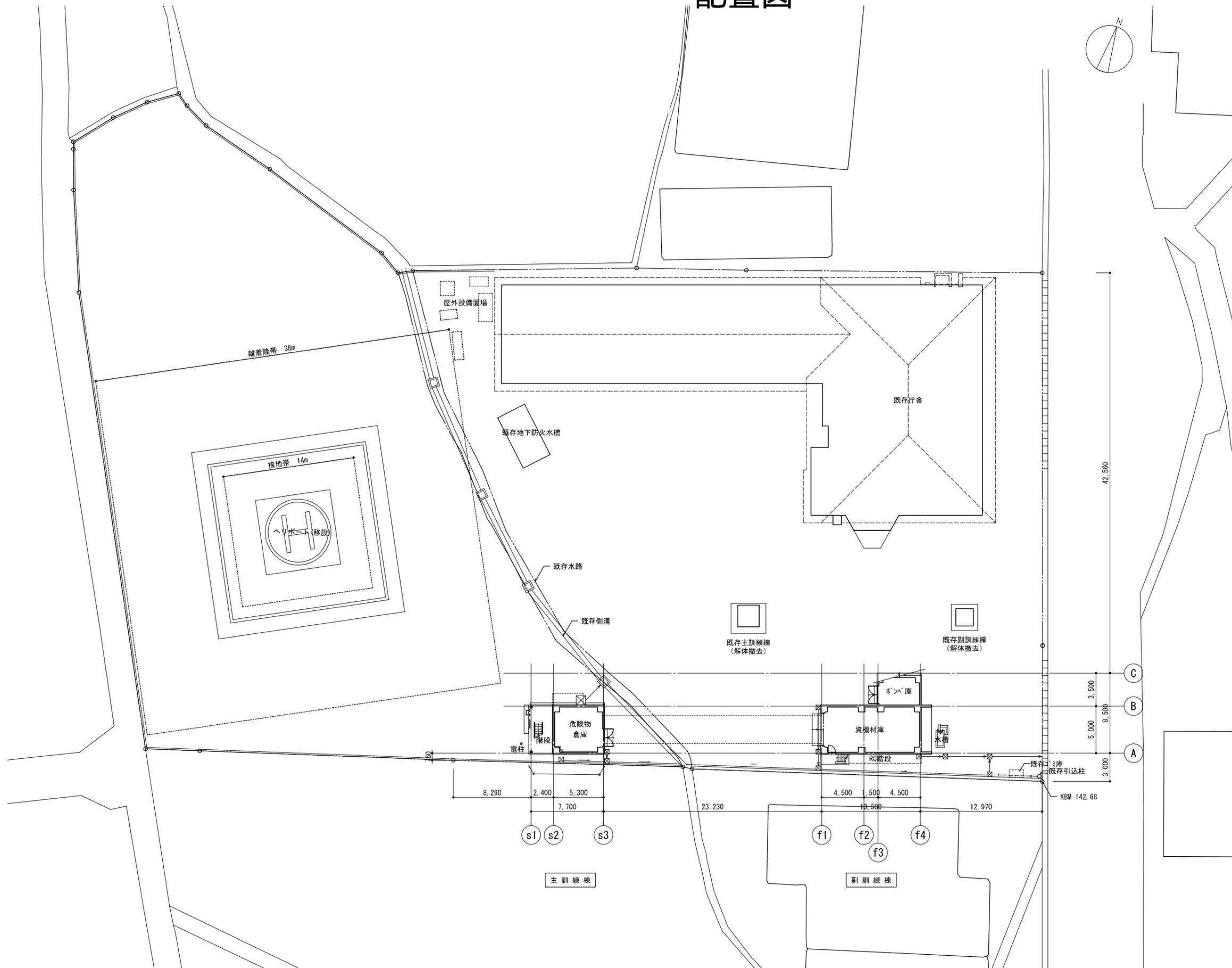
修 正

[提案理由]

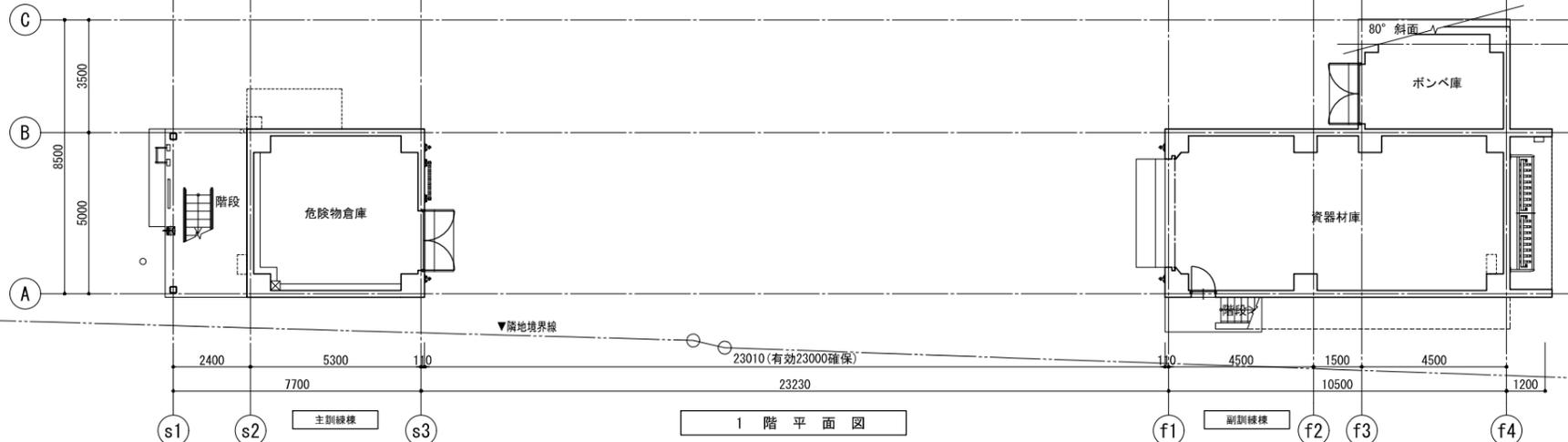
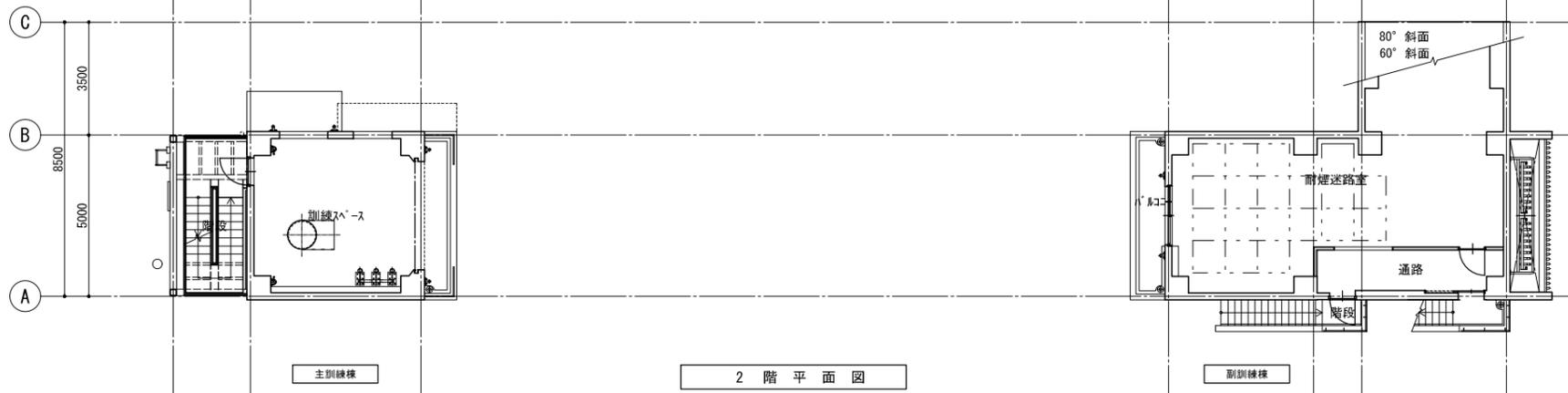
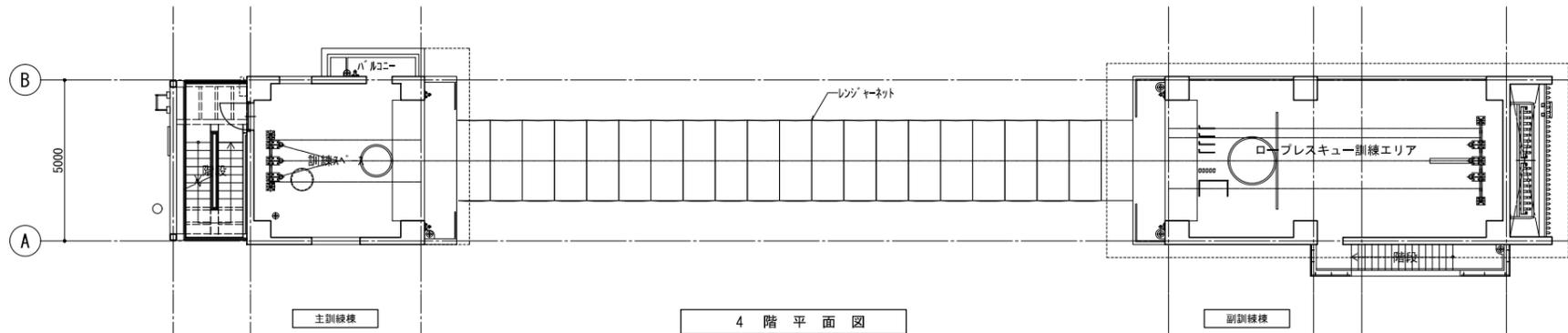
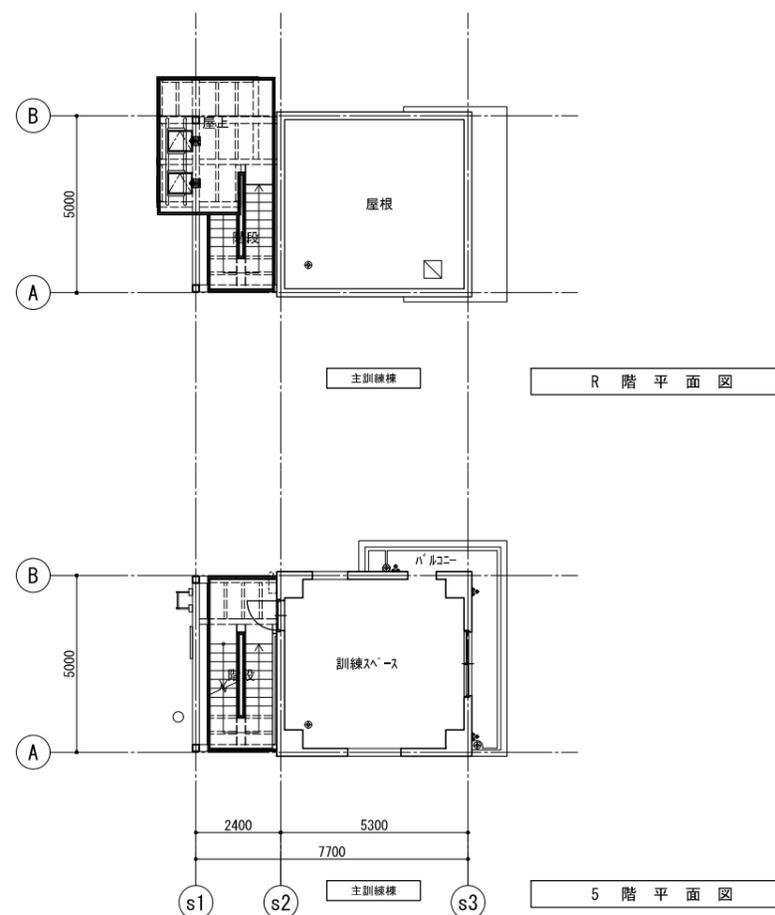
消防本部(本署)救助訓練塔新築工事を行うに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。



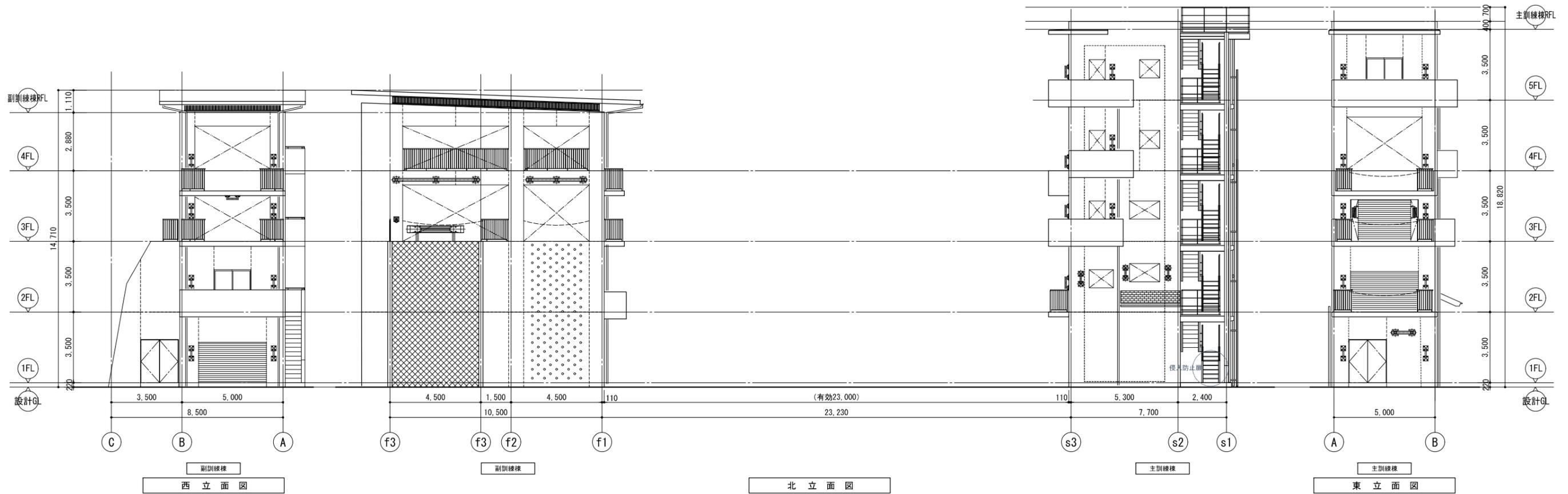
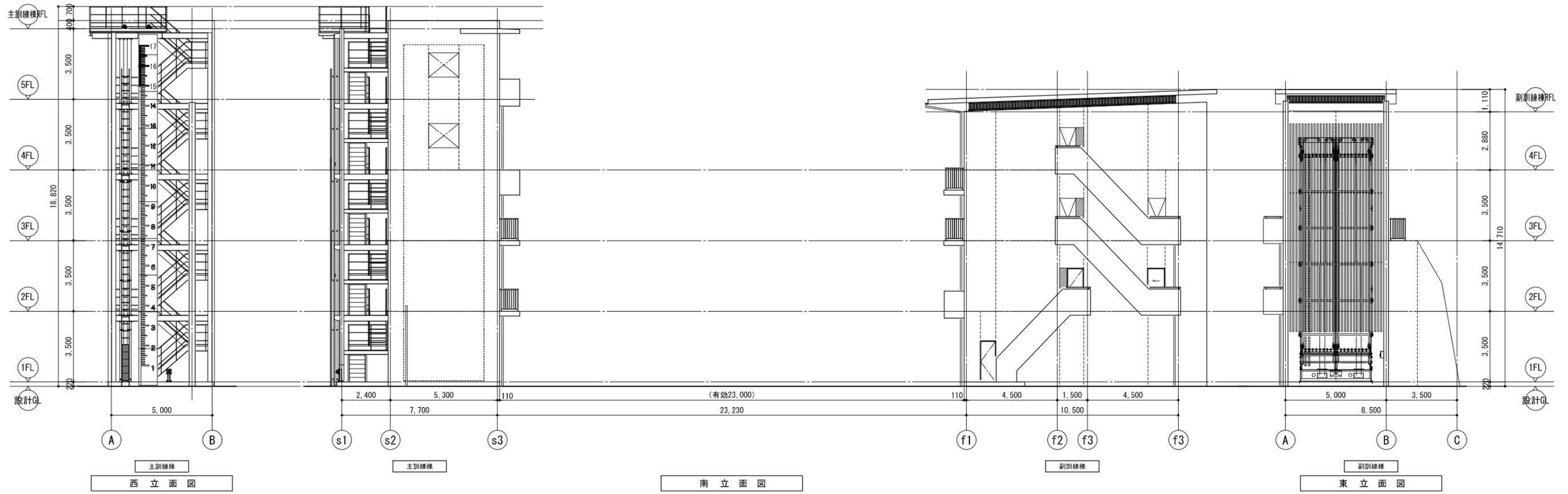
# 配置図



# 平面図



# 立面图





議案第 20 号

真庭市学校設置条例の一部改正について

真庭市学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 2 月 20 日 提出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

[提案理由]

園児数の減少により休園としていた真庭市立草加部幼稚園について、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃園とするため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市学校設置条例の一部を改正する条例

真庭市学校設置条例(平成17年真庭市条例第93号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「、小学校及び幼稚園」を「及び小学校」に改める。

別表の(3)の表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市学校設置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置) 第1条 中学校及び小学校を別表のとおり設置する。</p> <p>(管理) 第2条 中学校及び小学校は、教育行政の目的に従って管理しなければならない。</p> <p>別表(第1条関係) (1)・(2) (略)</p>	<p>(設置) 第1条 中学校、<u>小学校及び幼稚園</u>を別表のとおり設置する。</p> <p>(管理) 第2条 中学校、<u>小学校及び幼稚園</u>は、教育行政の目的に従って管理しなければならない。</p> <p>別表(第1条関係) (1)・(2) (略) <u>(3) 幼稚園</u> 【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

<u>名称</u>	<u>位置</u>
真庭市立草加部幼稚園	真庭市草加部538番地

議案第 2 1 号

真庭市教員住宅条例の一部改正について

真庭市教員住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 ( 2 0 2 6 年 ) 2 月 2 0 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

[提案理由]

長期間入居者がいない美甘教員住宅の用途を廃止するため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市教員住宅条例の一部を改正する条例

真庭市教員住宅条例(平成17年真庭市条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表美甘教職員住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市教員住宅条例新旧対照表

改正案	現行
別表(第3条関係) 【別記1 参照】	別表(第3条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正案

名称	位置	戸数
八束教員住宅	真庭市蒜山下福田595番地10	8戸

現行

名称	位置	戸数
美甘教職員住宅	真庭市美甘4026番地	4戸
八束教員住宅	真庭市蒜山下福田595番地10	8戸

## 議案第 2 2 号

真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘ほか 4 施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

### 記

#### 1 施設の名称及び位置

- (1) 真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘  
真庭市蒜山下和 1 0 8 0 番地 1
- (2) 津黒高原キャンプ場  
真庭市蒜山下和 1 0 8 0 番地 1
- (3) 津黒温泉プール  
真庭市蒜山下和 1 0 8 0 番地 1
- (4) 中和多目的グラウンド  
真庭市蒜山下和 1 0 8 0 番地 1
- (5) 中和多目的グラウンドテニスコート  
真庭市蒜山下和 1 0 8 0 番地 1

#### 2 指定管理者

真庭市蒜山上長田 2 3 0 0 番地 1  
株式会社アストピア蒜山 代表取締役 原田 喜市

#### 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年(2 0 2 6 年)2 月 2 0 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日

決

修 正

#### [提案理由]

公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定をするため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 23 号

令和 8 年度(2026 年度)真庭市一般会計予算について

令和 8 年度真庭市一般会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)2 月 20 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第 2 4 号

令和 8 年度(2 0 2 6 年度)真庭市国民健康保険特別会計予算について

令和 8 年度真庭市国民健康保険特別会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2 0 2 6 年)2 月 2 0 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第 25 号

令和 8 年度(2026 年度)真庭市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 8 年度真庭市後期高齢者医療特別会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)2 月 20 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第26号

令和8年度(2026年度)真庭市介護保険特別会計予算について

令和8年度真庭市介護保険特別会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
修正 決

議案第 27 号

令和 8 年度(2026 年度)真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業  
勘定)予算について

令和 8 年度真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算について、  
別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)2 月 20 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第 28 号

令和 8 年度(2026 年度)真庭市浄化槽事業特別会計予算について

令和 8 年度真庭市浄化槽事業特別会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)2 月 20 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第 29 号

令和 8 年度(2026 年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計予算について

令和 8 年度真庭市津黒高原観光事業特別会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)2 月 20 日 提出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第30号

令和8年度(2026年度)真庭市クリエイト菅谷事業特別会計予算について

令和8年度真庭市クリエイト菅谷事業特別会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案  
修正 決

議案第 31 号

令和 8 年度(2026 年度)真庭市温泉事業特別会計予算について

令和 8 年度真庭市温泉事業特別会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)2 月 20 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第 3 2 号

令和 8 年度(2 0 2 6 年度)真庭市水道事業会計予算について

令和 8 年度真庭市水道事業会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2 0 2 6 年)2 月 2 0 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第 33 号

令和 8 年度(2026 年度)真庭市下水道事業会計予算について

令和 8 年度真庭市下水道事業会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)2 月 20 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 年 月 日 原 案 決  
修正

議案第34号

令和8年度(2026年度)真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計予算について

令和8年度真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計予算について、別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月20日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日  
原 案  
決  
修 正